

津山市障害者計画

(第4期障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画)

令和6年3月
津山市

はじめに

近年、障害のある人を取り巻く環境は大きく変化し、障害福祉のニーズはますます多様化しており、障害の有無に関わらずすべての人がお互いを尊重し、共に生きる社会づくりが求められています。

津山市では、「だれもが 住み慣れた地域で 自分らしく 安心して暮らせる 支え合いのまちづくり～地域共生社会を目指して～」を新たな基本理念として、「第4期津山市障害者計画」、「第7期津山市障害福祉計画」及び「第3期津山市障害児福祉計画」を一体的に策定しました。

本計画では、障害のある人が住み慣れた地域社会と関わりながら、自らの能力を發揮し生きがいを持って生活できるよう、心身の状態に応じた福祉サービスや地域生活支援事業の充実、就労の場の確保、障害のある子どもの支援や、地域全体での支援体制の強化に努めるなどを目標として掲げております。

本計画の推進にあたっては、基本理念の実現に向け、障害のある人の自立や社会参加の促進を図っていくことが重要であると考えておりますので、住民の皆様をはじめ関係機関・関係団体の皆様には引き続きより一層のご理解ご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、熱心なご審議と貴重なご意見を賜りました、津山市障害者施策推進審議会、津山地域自立支援協議会の各委員の皆様をはじめ、アンケート調査等に御協力いただきました皆様、各種団体、事業所の方々に心からお礼申し上げ、ご挨拶といたします。



令和6（2024）年3月

津山市長 谷口圭三

目次

第1編 総論	1
第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ.....	2
3 計画の期間.....	3
4 計画の策定体制	4
第2章 障害のある人の現状	6
1 人口等の推移	6
2 障害のある人の状況	8
3 民生委員・児童委員等の状況	19
4 医療体制の状況	19
5 ボランティア団体の状況	20
6 障害のある人の団体	20
7 アンケート調査結果.....	22
第2編 障害者計画	35
第1章 計画の考え方	35
1 計画の基本理念.....	35
2 計画の基本目標	36
3 施策体系.....	38
第2章 計画の取組	39
基本目標1 住み慣れた地域で暮らすための支援	39
1 地域における生活支援の充実	39
2 障害のある人や障害への理解促進	45
3 情報提供と共有の促進	50
基本目標2 ころとからだの健康づくり	53
1 保健・医療・福祉体制の充実.....	53
2 子どもの健やかな成長への支援.....	58
基本目標3 社会参加と自立の基盤づくり	62
1 就労支援の充実.....	62
2 教育環境の充実	64
3 社会参加の促進	69

基本目標4 安心して暮らせる支え合いのまちづくり	72
1 生活環境の整備	72
第3編 障害福祉計画	81
第1章 成果目標	81
1 福祉施設の入所者の地域生活への移行	81
2 地域生活支援の充実	82
3 福祉施設から一般就労への移行等	84
4 相談支援体制の充実・強化等	86
5 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築	87
第2章 障害福祉サービスの見込量及び確保方策	88
1 訪問系サービス	88
2 日中活動系サービス	90
3 居住系サービス	93
4 相談支援サービス	95
5 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	97
6 発達障害のある人に対する支援	98
7 地域の相談支援体制の充実・強化	99
8 障害福祉サービスの質を向上させるための取組	100
第3章 地域生活支援事業の見込量及び確保方策	101
1 必須事業	101
2 その他の事業	107
第4編 障害児福祉計画	109
第1章 成果目標	109
1 障害児通所支援等の地域支援体制の整備	109
第2章 障害のある子どもに関するサービス	113
1 障害児通所支援サービス	113
2 相談支援サービス	115
資料編	117
1 令和5年度版 発達障害児者に係るライフステージ別相談・支援体制図《津山市》	117
2 津山市障害者施策推進審議会条例	119
3 津山市障害者施策推進審議会委員名簿	121

第1編 総論

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

我が国においては、障害者制度改革が進み、平成23（2011）年8月には津山市障害者計画の根拠法となる「障害者基本法」が一部改正されました。全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することが法の目的として規定されました。

岡山県においては、同法に基づき、「第4期岡山県障害者計画」を令和3（2021）年に策定し、共生社会の実現を目指しています。

近年の障害者施策の分野では、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の改正、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律の制定等の動きが見られました。

また、令和4（2022）年8月には、「障害者の権利に関する条約」の締約国として、国連ジュネーブ本部にて、障害者権利委員会による我が国政府報告の審査が実施され、同年9月には同委員会の見解及び勧告を含めた総括所見が採択・公表されました。

さらに、令和5（2023）年3月に「障害者基本計画（第5次）」が策定されるとともに、令和6（2024）年4月に施行される改正「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」）等においては、障害者等の地域生活や就労の支援の強化等により、障害者等の希望する生活を実現するため、「障害者等の地域生活の支援体制の充実」、「障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進」、「精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備等の措置」が講じられました。

本市では、平成30（2018）年3月に、障害施策を推進するにあたっての基本理念や基本方針を示す「第3期津山市障害者計画」を策定し、本市の実情や課題に対応した施策を推進してきました。その中で、令和2（2020）年に、「津山市言語としての手話の理解の促進及び手話等の普及に関する条例」を制定し、意思疎通手段の普及と障害者理解の促進に努めています。また、令和3（2021）年3月に、「第6期津山市障害福祉計画・第2期津山市障害児福祉計画」を策定し、障害者（児）福祉サービス等について、計画的に事業や支援を推進してきました。これらの計画が、令和5（2023）年度末をもって計画期間の満了を迎えるため、近年の動向や本市の障害のある人を取り巻く環境の変化に応じた新たな計画を策定する必要があることから、「第4期津山市障害者計画」と「第7期津山市障害福祉計画・第3期津山市障害児福祉計画」を一体的な計画として策定します。

2 計画の位置づけ

(1) 計画の位置づけ

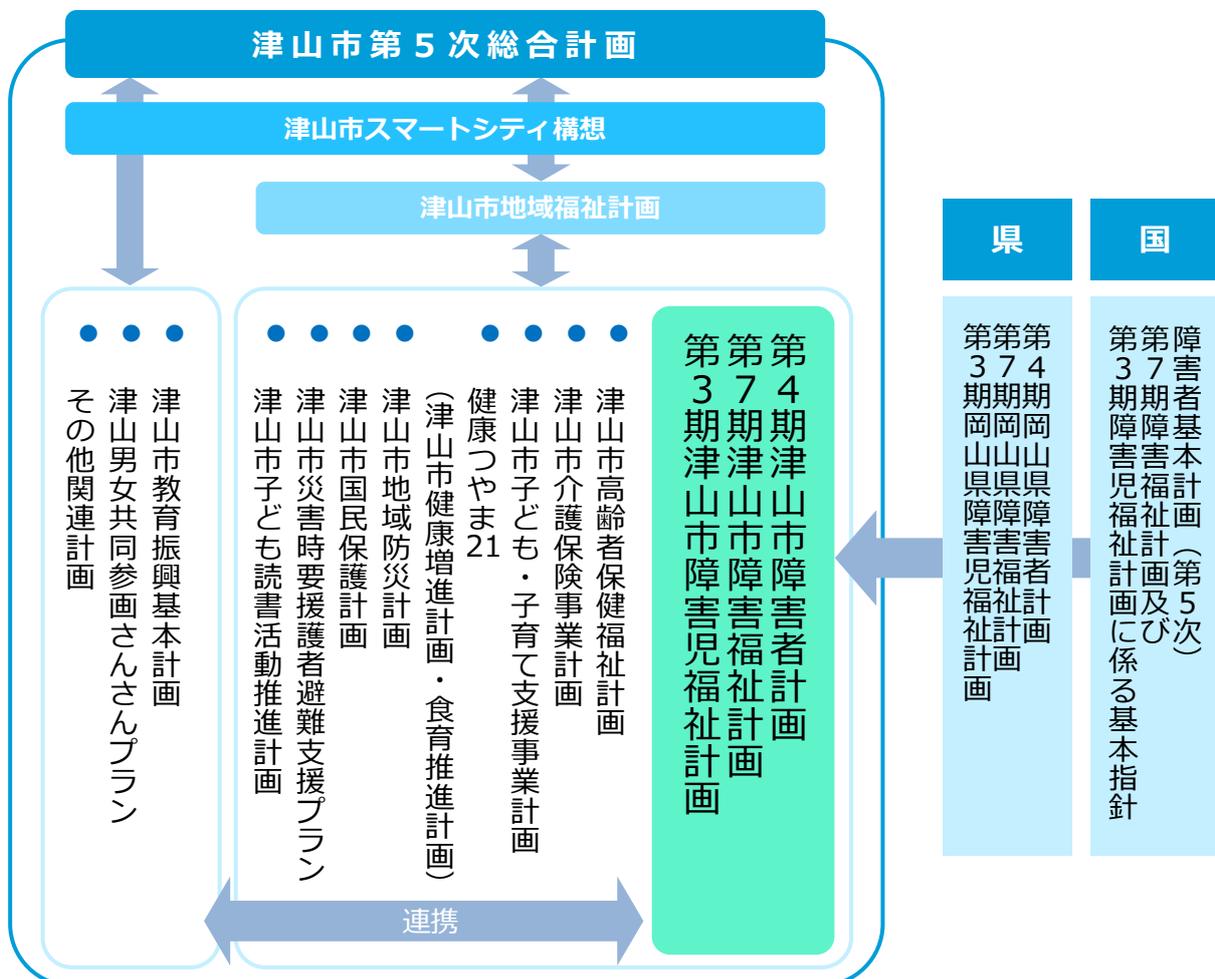
本計画は、障害者基本法第11条第3項に定める、障害のある人のための施策に関する基本的な計画である「障害者計画」と、障害者総合支援法第88条第1項に定める「障害福祉計画」、児童福祉法第33条の20第1項に定める「障害児福祉計画」を一体的に策定するものであり、本市における障害者施策を総合的に推進するための基本計画です。

(2) 関係計画との整合性

国の定める基本指針、県の障害者施策における基本方針である「第4期岡山県障害者計画」、「第7期岡山県障害福祉計画」、「第3期岡山県障害児福祉計画」と整合性を図りました。

上位計画である「津山市第5次総合計画」、「第3次津山市地域福祉計画」及び関連計画である「第9期津山市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「第3次健康つやま21」等、各種計画と整合性を図りました。

【計画の位置づけ】



【「障害者計画」と「障害福祉計画」と「障害児福祉計画」の性格】

	障害者計画	障害福祉計画	障害児福祉計画
内容	障害者施策の基本方針について定める計画	障害福祉サービス等の見込みとその確保策を定める計画	障害児通所支援等の提供体制とその確保策を定める計画
根拠法	障害者基本法	障害者総合支援法	児童福祉法
国	障害者基本計画（第5次） （令和5（2023）年度～令和9（2027）年度）	第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画に係る基本指針 （障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針）	
県	第4期岡山県障害者計画 （令和3（2021）年度～令和7（2025）年度）	第7期岡山県障害福祉計画 （令和6（2024）年度～令和8（2026）年度）	第3期岡山県障害児福祉計画 （令和6（2024）年度～令和8（2026）年度）
津山市	第4期津山市障害者計画 （令和6（2024）年度～令和11（2029）年度）	第7期津山市障害福祉計画 （令和6（2024）年度～令和8（2026）年度）	第3期津山市障害児福祉計画 （令和6（2024）年度～令和8（2026）年度）

3 計画の期間

障害者計画は、令和6（2024）年度を初年度とし、令和11（2029）年度までを計画期間とします。

また、障害福祉計画は、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までを第7期計画期間とし、障害児福祉計画は、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までを第3期計画期間とします。

【計画の期間】

	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
障害者計画							第4期津山市障害者計画					
	第3期津山市障害者計画											
障害福祉計画												
障害児福祉計画												

※社会経済情勢や法制度の変更等により必要に応じて、部分的変更や、見直しを行います。

4 計画の策定体制

(1) 津山市障害者施策推進審議会の設置

本計画の策定にあたっては、津山市障害者施策推進審議会を設置し、障害のある人、障害のある人の団体、障害福祉サービス事業者、学識経験者、医療・福祉・雇用・教育関係機関、その他関係団体から幅広く専門的な意見を聴取する体制を整えました。

(2) 津山地域自立支援協議会

本計画の策定にあたっては、津山地域自立支援協議会構成員である、障害のある人、障害のある人の団体、障害福祉サービス事業者、支援団体、医療・福祉・雇用・教育関係機関、その他関係団体から幅広く専門的な意見を聴取しました。

(3) アンケート調査の実施

令和6（2024）年度からの障害者施策の方向性を示す新たな津山市障害者計画を策定するため、本市の障害のある人及びサービス提供事業所・相談専門支援員等の現状やニーズを整理し、計画策定の基礎資料とすることを目的とし、障害者福祉の推進のためのアンケートを実施しました。

①利用者向けアンケート

調査目的	障害のある人の生活実態や支援費制度の利用状況（満足度）サービスの利用意向など実態、ニーズを把握するため
調査対象	市内在住の身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳及び自立支援医療（育成医療、精神通院医療、更生医療）の各所持者等1,993人
調査方法	郵送による調査票の配布及び回収
調査期間	令和5（2023）年7月26日～8月18日
有効回収数（回収率）	668票（33.5%）

②事業所・相談専門支援員アンケート

調査目的	障害福祉サービスの提供状況や利用者のニーズ・課題を把握し、目標値及び支給見込量等の基礎資料とするため
調査対象	事業所：市内の障害福祉サービス事業所・障害児通所支援サービス事業所 64 事業所 相談支援専門員：市内の相談支援事業所に属する相談支援専門員 29 人
調査方法	事業所：郵送による調査票の配布及び回収 相談支援専門員：メールによる依頼及びホームページでの回答
調査期間	事業所：令和 5（2023）年 8 月 2 日～8 月 25 日 相談支援専門員：令和 5（2023）年 7 月 26 日～8 月 25 日
有効回収数（回収率）	事業所：50 事業所（78.1%） 相談支援専門員：18 人（62.1%）

※事業所・相談専門支援員アンケートの回答内容は、「第 3 編 障害福祉計画」及び「第 4 編 障害児福祉計画」の目標値及び見込量の設定において反映させました。

（4）パブリックコメントの実施

本計画の策定にあたって広く住民の意見を取り入れるため、パブリックコメントの募集を行います。

実施期間	令和 6（2024）年 1 月 16 日～2 月 15 日
実施方法	市ホームページにおける公表及び市役所・支所での閲覧
実施結果	・意見提出者数 2 名 ・意見総数 4 件

第2章 障害のある人の現状

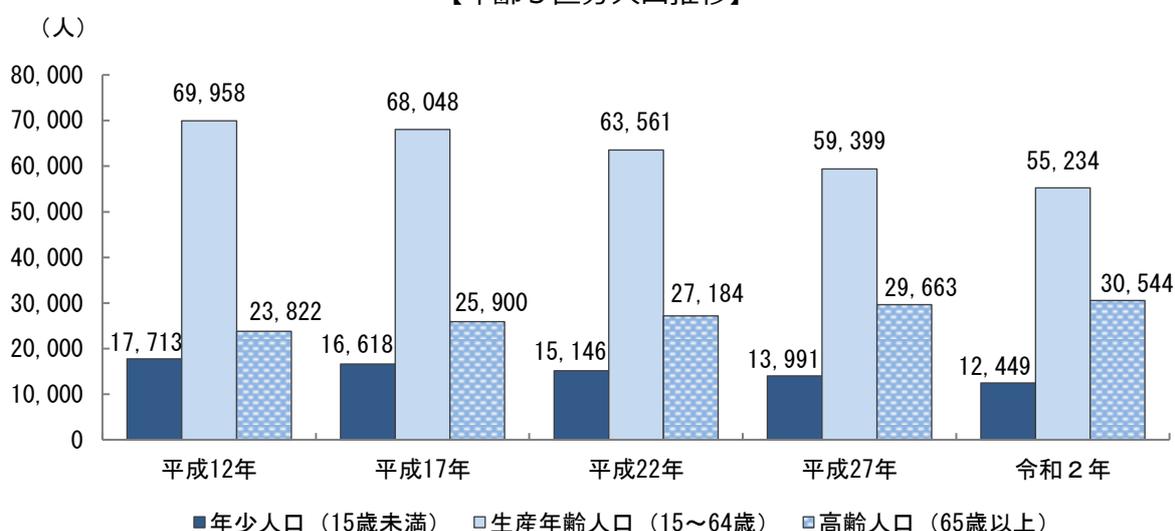
1 人口等の推移

【人口推移】

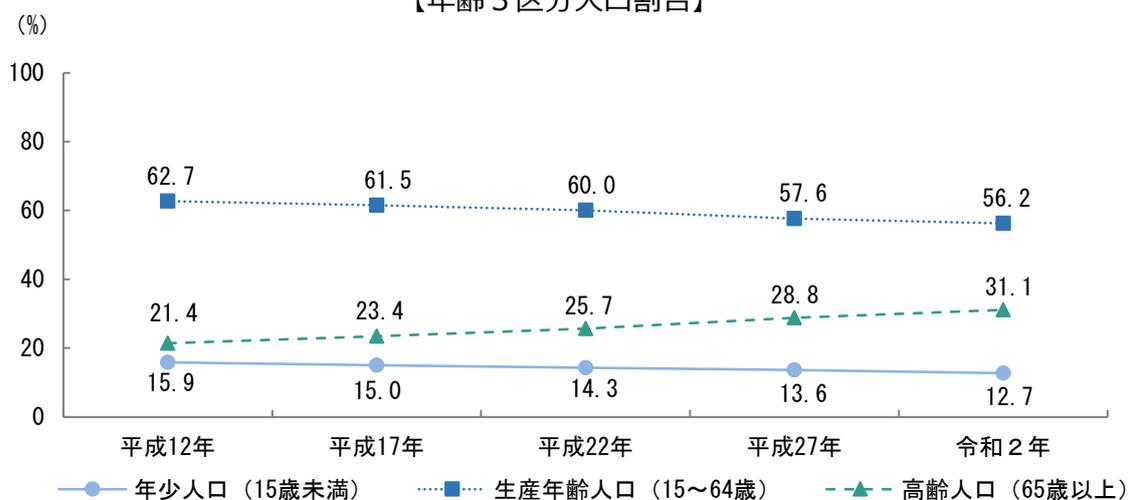
本市の総人口は令和2（2020）年には99,937人となっており、年々減少傾向にあります。

年齢別の推移をみると、15歳未満の年少人口と15～64歳の生産年齢人口は減少していますが、65歳以上の高齢人口は増加傾向にあり、本市の経済基盤を支える働き手の数が減少していると思われます。

【年齢3区分人口推移】



【年齢3区分人口割合】



(資料：国勢調査 各年10月1日現在)

※年齢不詳は年齢別から除外（1,710人）しているため、各年齢別の合計は総人口に一致しない

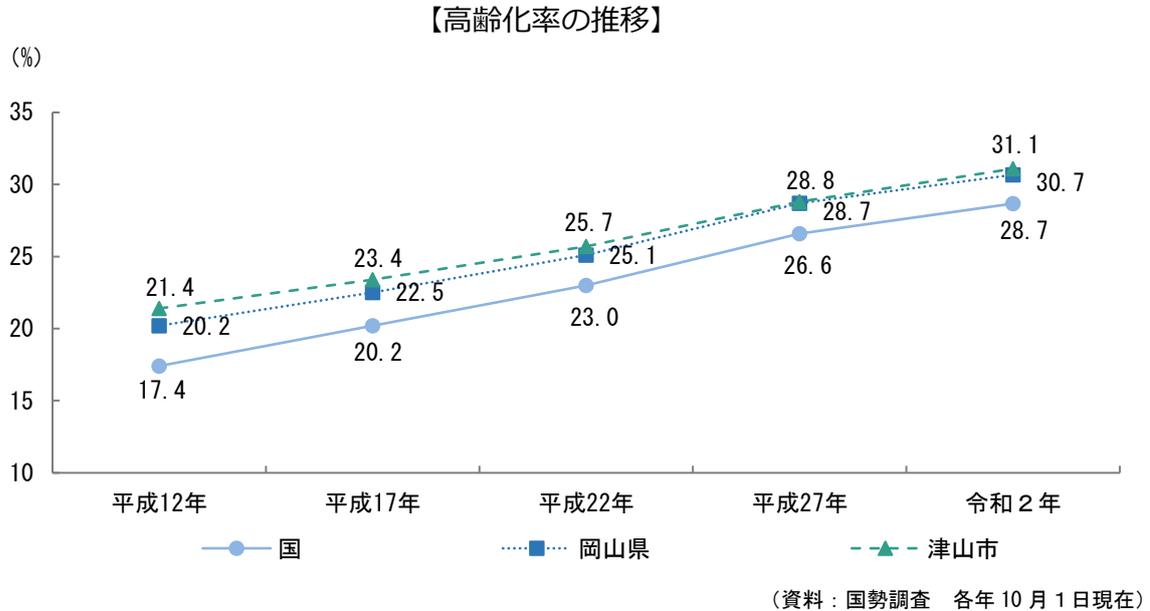
※平成12年までは、旧津山市・旧加茂町・旧阿波村・旧勝北町・旧久米町の数値を合算

※構成比は、小数点以下第2位を四捨五入して表示

四捨五入の結果、内訳の計が合計に一致しない場合がある

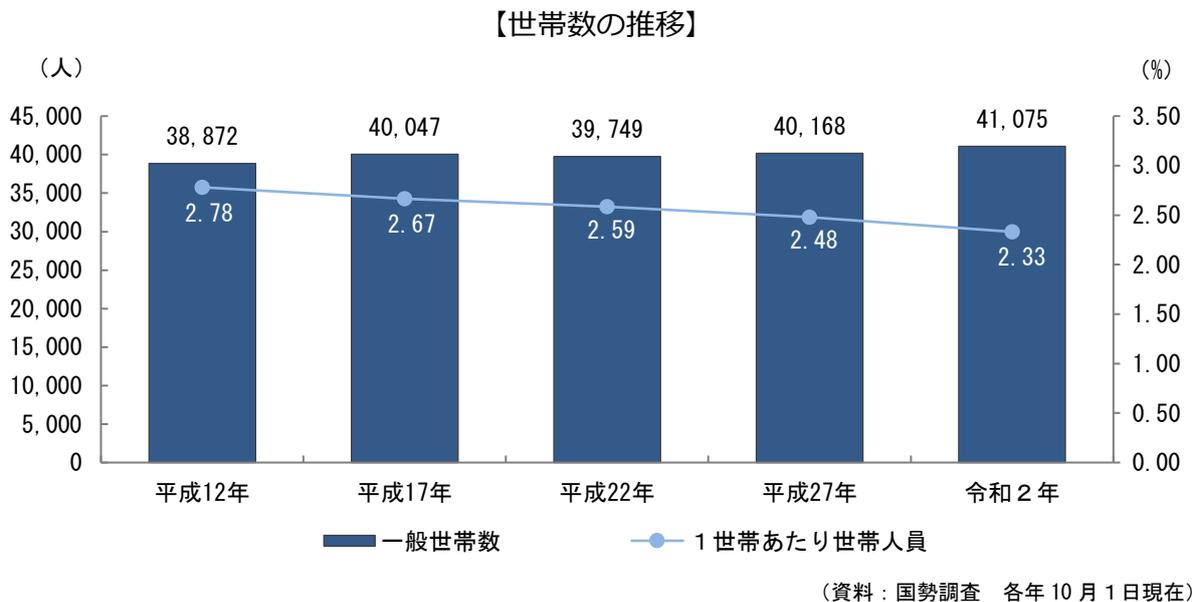
【高齢化率の推移】

本市の高齢化率を、平成12（2000）年から令和2（2020）年の5年ごとに、国、岡山県と比較すると、国、岡山県の高齢化率を上回って推移しており、今後も高齢化率が増加する可能性が考えられます。



【世帯数の推移】

本市の世帯数は、平成12（2000）年と令和2（2020）年と比較すると2,203世帯増加していますが、1世帯あたりの世帯人員の推移は年々減少しており、核家族化の進行が顕著にあらわれています。



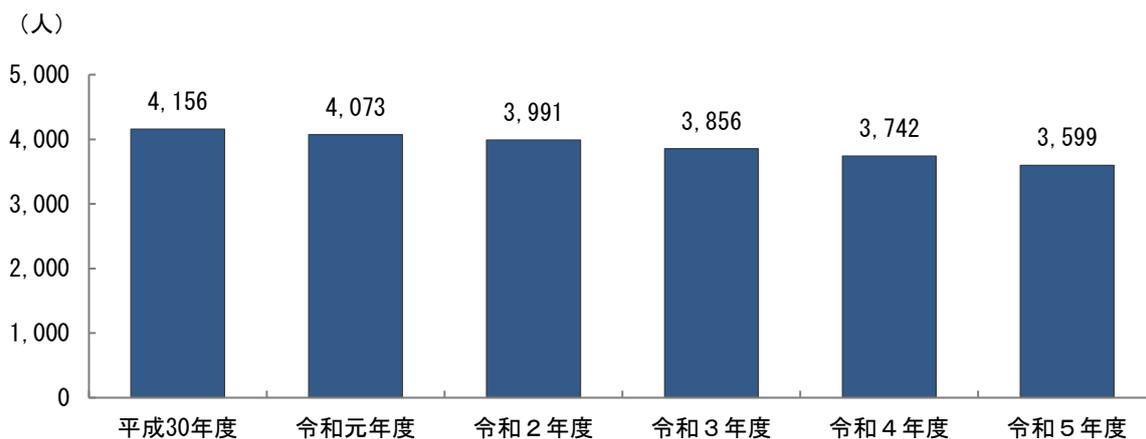
2 障害のある人の状況

(1) 身体障害のある人について

① 身体障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳所持者数の推移をみると、死亡や転出などにより年々減少傾向にあり、令和5（2023）年度には3,599人となっています。

【身体障害者手帳所持者数の推移】



(単位：人)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
身体障害者 手帳所持者数	4,156	4,073	3,991	3,856	3,742	3,599

(資料：津山市 各年度4月1日現在)

②年齢別身体障害者手帳所持者数

年齢別身体障害者手帳所持者数は、60～79歳が1,500人と最も多くなっていますが、年齢別割合では、80歳以上で身体障害者手帳所持者の割合が高く、13.4%となっています。

【年齢別身体障害者手帳所持者数】

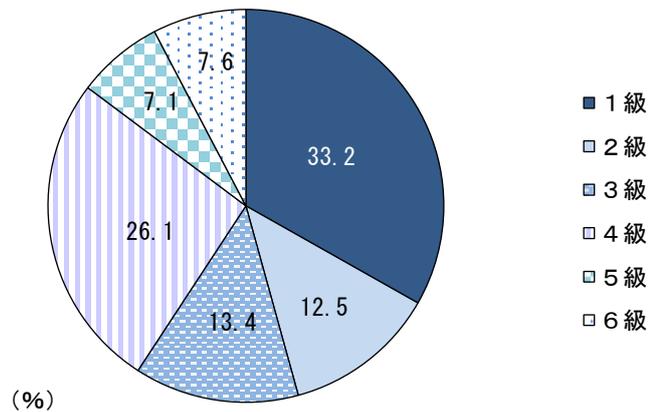
区分	手帳所持者数（人）	年齢別割合（%）※
0～19歳	56	0.3
20～39歳	132	0.7
40～59歳	476	1.9
60～79歳	1,500	5.8
80歳以上	1,435	13.4
合計	3,599	3.7
備考：児童及び高齢者の年齢別身体障害者手帳所持者数		
児童（0～18歳）	49	0.3
高齢者（65歳以上）	2,728	8.9

※総人口に対する身体障害者手帳所持者の割合（資料：津山市 令和5年4月1日現在）

③等級別身体障害者手帳所持者数

等級別身体障害者手帳所持者数は、「1級」の割合が33.2%と最も多くなっています。また、重度の障害がある人（「1級」、「2級」）の割合が45.7%となっています。

【等級別身体障害者手帳所持者数】



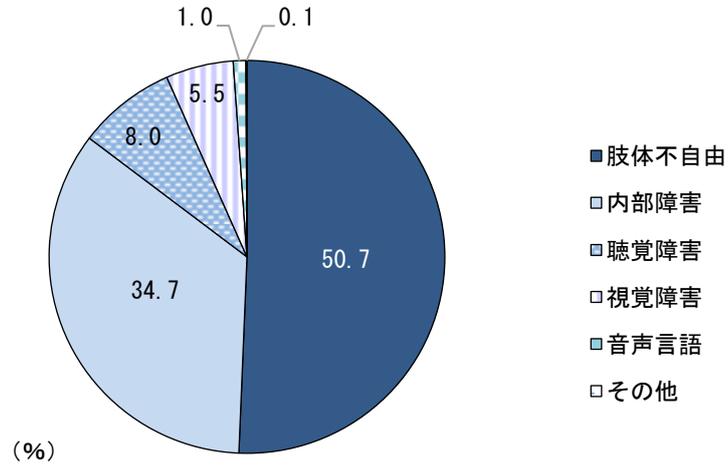
区分	手帳所持者数（人）	構成比（%）
1級	1,196	33.2
2級	450	12.5
3級	484	13.4
4級	939	26.1
5級	255	7.1
6級	275	7.6
合計	3,599	100.0

（資料：津山市 令和5年4月1日現在）

④ 障害の種類別身体障害者手帳所持者数

障害の種類別身体障害者手帳所持者数は、「肢体不自由」が50.7%と全体の約半数となっています。ついで、「内部障害」も34.7%となっています。

【障害の種類別身体障害者手帳所持者数】



区分	手帳所持者数 (人)	構成比 (%)
肢体不自由	1,823	50.7
内部障害	1,248	34.7
聴覚障害	289	8.0
視覚障害	199	5.5
音声言語	37	1.0
その他	3	0.1
合計	3,599	100.0

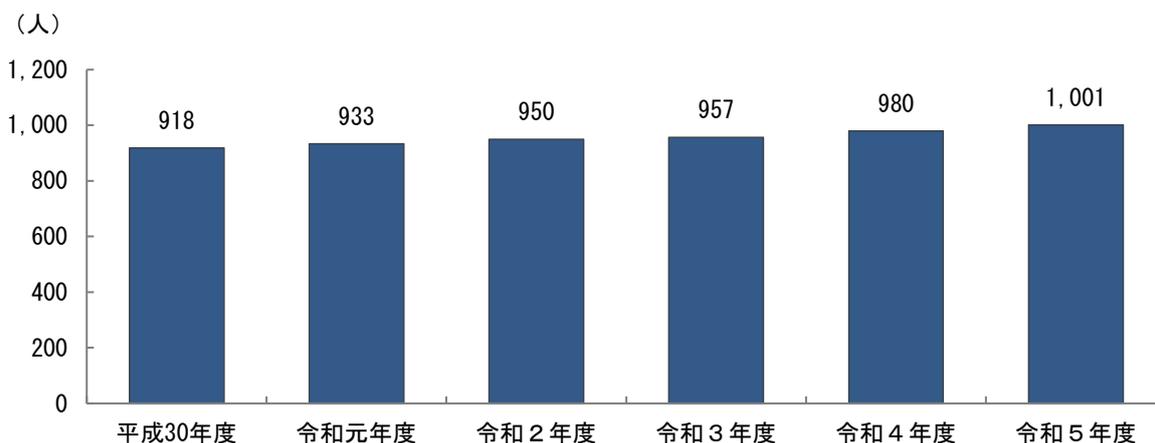
(資料：津山市 令和5年4月1日現在)

(2) 知的障害のある人について

①療育手帳所持者数の推移

療育手帳所持者数の推移をみると、平成30（2018）年度から年々増加傾向となっており、令和5（2023）年度には1,001人となっています。

【療育手帳所持者数の推移】



(単位：人)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
療育手帳所持者数	918	933	950	957	980	1,001

(資料：津山市 各年度4月1日現在)

②年齢別療育手帳所持者数

年齢別割合では、0～39歳までで6割程度となっており、若年層での手帳所持者が多くなっています。

【年齢別療育手帳所持者数】

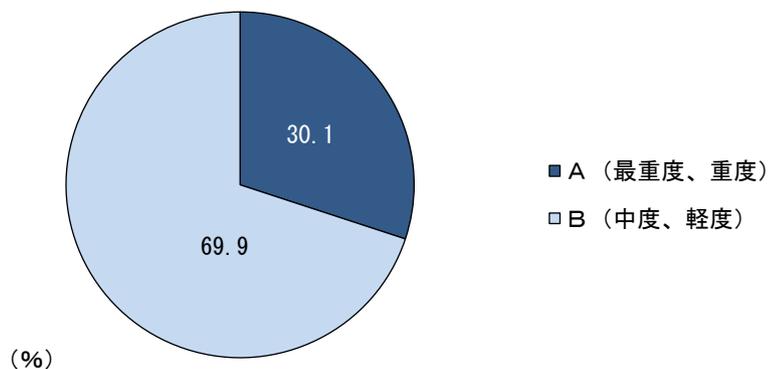
区分	手帳所持者数（人）	年齢別割合（％）※
0～19歳	246	1.5
20～39歳	361	2.0
40～59歳	242	1.0
60歳以上	152	0.4
合計	1,001	1.0
備考：児童及び高齢者の年齢別療育手帳所持者数		
児童（0～18歳）	204	1.3
高齢者（65歳以上）	109	0.4

※総人口に対する療育手帳所持者の割合（資料：津山市 令和5年4月1日現在）

③障害の状況別療育手帳所持者数

障害の状況別療育手帳所持者数は、「B（中度、軽度）」が69.9%となっており、「A（最重度、重度）」が30.1%となっています。

【障害の状況別療育手帳所持者数】



区分	手帳所持者数（人）	構成比（%）
A（最重度、重度）	301	30.1
B（中度、軽度）	700	69.9
合計	1,001	100.0

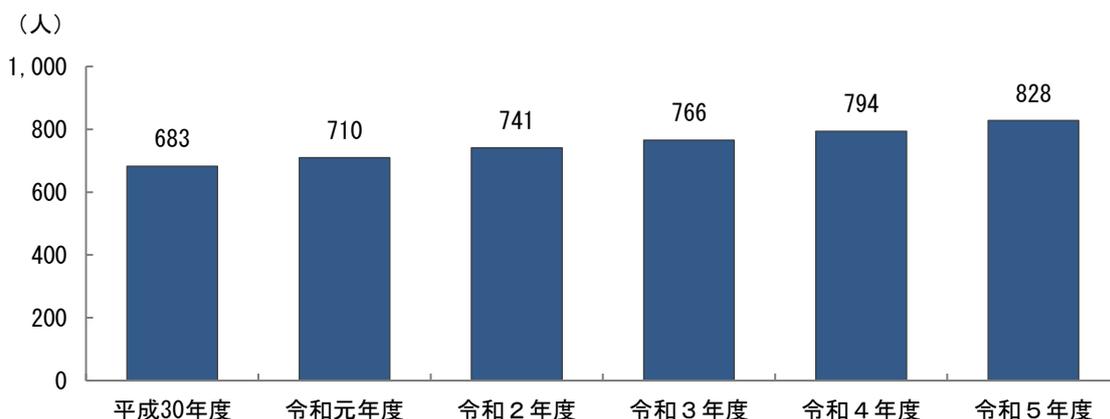
（資料：津山市 令和5年4月1日現在）

(3) 精神障害のある人について

①精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、平成30（2018）年度から年々増加傾向となっており、令和5（2023）年度には828人となっています。

【精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移】



(単位：人)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
精神障害者保健福祉手帳所持者数	683	710	741	766	794	828

(資料：津山市 各年度4月1日現在)

②年齢別精神障害者保健福祉手帳所持者数

年齢別割合では、40～59歳が1.4%、20～39歳が1.2%と高くなっています。

【年齢別精神障害者保健福祉手帳所持者数】

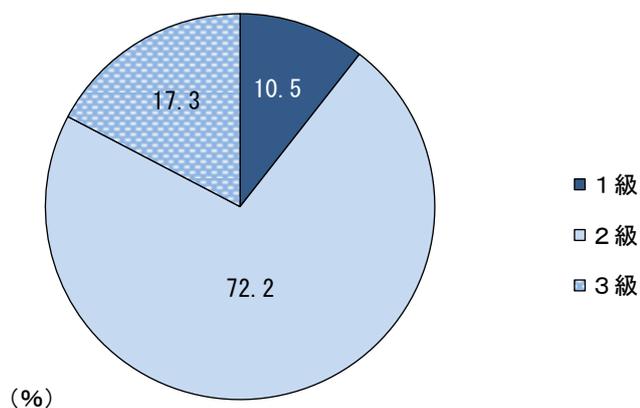
区分	手帳所持者数 (人)	年齢別割合 (%) ※
0～19歳	26	0.2
20～39歳	228	1.2
40～59歳	352	1.4
60歳以上	222	0.6
合計	828	0.9
備考：児童及び高齢者の年齢別精神障害者保健福祉手帳所持者数		
児童（0～18歳）	10	0.1
高齢者（65歳以上）	149	0.5

※総人口に対する精神障害者保健福祉手帳所持者の割合（資料：津山市 令和5年4月1日現在）

③障害の状況別精神障害者保健福祉手帳所持者数

障害の状況別精神障害者保健福祉手帳所持者数は、「2級」が72.2%と最も高くなっています。

【障害の状況別精神障害者保健福祉手帳所持者数】



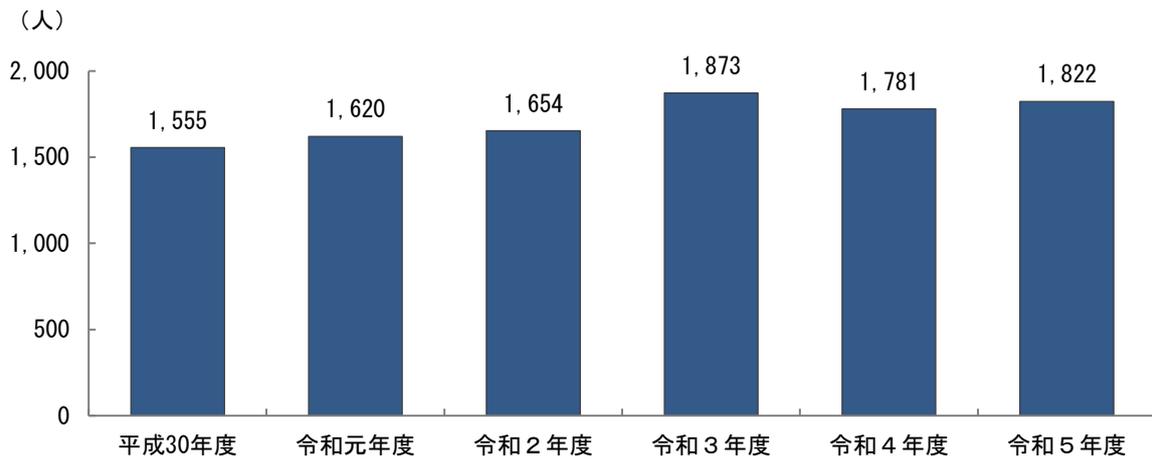
区分	手帳所持者数 (人)	構成比 (%)
1級	87	10.5
2級	598	72.2
3級	143	17.3
合計	828	100.0

(資料：津山市 令和5年4月1日現在)

④ 自立支援医療（精神通院）公費負担者数の推移

自立支援医療による精神通院者数の推移をみると、平成30（2018）年度から令和3（2021）年度は増加傾向にあり、令和3（2021）年度以降はほぼ横ばいで推移しています。

【自立支援医療（精神通院）公費負担者数の推移】



(単位：人)

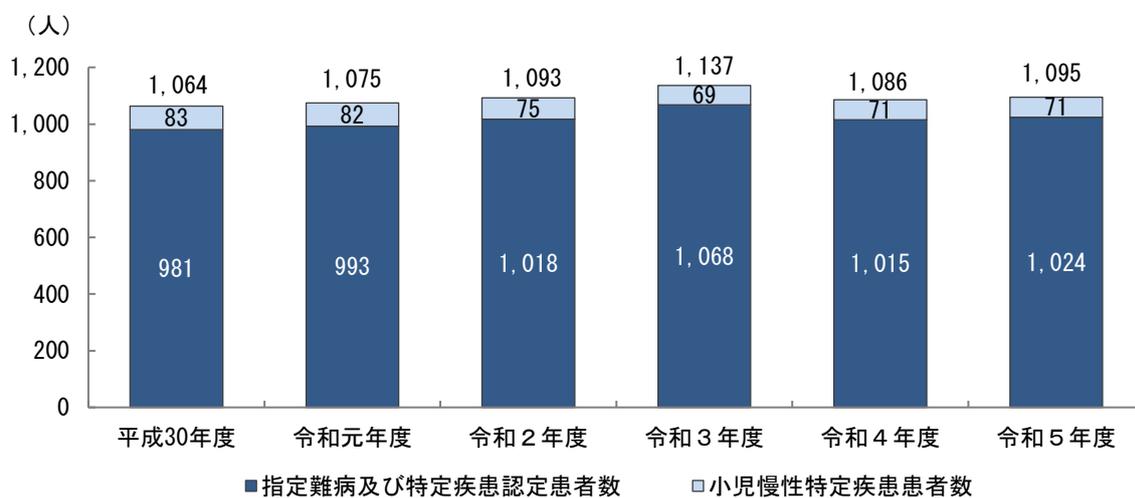
区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立支援医療 精神通院者数	1,555	1,620	1,654	1,873	1,781	1,822

(資料：津山市 各年度4月1日現在)

(4) 難病について

難病患者の推移をみると、令和5（2023）年度は1,095人と増加傾向にあります。

【難病患者の推移】



(単位：人)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
指定難病及び特定疾患認定患者数	981	993	1,018	1,068	1,015	1,024
小児慢性特定疾患患者数	83	82	75	69	71	71
合計	1,064	1,075	1,093	1,137	1,086	1,095

(資料：津山市 各年度4月1日現在)

(5) 障害のある子どもについて

① 保育園（所）・認定こども園での障害のある子どもの受入れ状況

本市における保育園（所）・認定こども園での障害のある子どもの受入れは、16か所が実施しており、現在、障害のある子ども30人が通い集団保育を受けています。

【保育園（所）・認定こども園での療育の状況】

保育園（所）・ 認定こども園数（箇所）	障害のある子どもが通っている 保育園（所）・ 認定こども園数（箇所）	障害のある子どもの人数 （保育士加配対象児数）	
		重度	軽度
公立 4（委託 2 か所を含む）	4	0	7
私立 25	12	2	21

（資料：津山市 令和5年4月1日現在）

② 幼児・児童に対する発達の確認及び支援の状況

乳幼児健康診査・育児相談等を通して経過を見ている幼児と、親が相談をしたいという幼児を対象に、ことばの相談等を行っています。親が幼児の特徴を把握するとともに育児の力をつけるための支援をしています。

【相談及び経過観察児教室の利用状況】

区分		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
ことばの 相談	開催回数（回）	24	22	20	11	22	12
	相談者数（人）	70	49	49	29	54	21
経過観察児教室 ドレミ・ドレミ#	開催回数（回）	23	22	18	15	23	12
	相談者数（人）	75	55	39	43	46	32
経過観察児教室 ステップ	開催回数（回）	24	22	18	14	24	6
	相談者数（人）	63	54	40	32	38	25
発達相談	開催回数（回）	20	33	39	9	50	24
	相談者数（人）	21	33	47	14	73	28

（資料：津山市）

【通級指導教室利用状況】

区分		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
幼児	通級 （人）	65	57	51	59	45	32
小学生		107	98	104	105	97	114

（資料：津山市立西小学校・北小学校）

③就学の状況

就学児童生徒の特別支援学級への在籍状況は、小学校と中学校全ての年代で「自閉症・情緒障害」と「知的障害」が多くなっています。

【障害別児童生徒・特別支援学級（通級指導教室）の状況】

区分	小学校 児童数（人）							学級数 (学級)	中学校 生徒数（人）				学級数 (学級)
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計		1年	2年	3年	合計	
知的障害	18	13	19	19	26	25	120	25	23	14	18	55	11
自閉症・ 情緒障害	23	33	21	30	33	30	170	34	32	30	25	87	16
聴覚障害	2	0	0	0	0	1	3	1	0	0	2	2	1
視覚障害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
肢体不自由	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
病弱 (津山中央病院内学級)	0	0	1	0	0	0	1	1	0	0	1	1	1
通級指導教室 (言語)	9	3	1	0	0	0	13	2	0	0	0	0	0
通級指導教室 (情緒)	20	26	12	17	8	6	89	5	4	4	3	11	1
合計	72	75	54	66	67	62	396	68	59	48	49	156	30

(資料：津山市 令和5年5月1日現在)

【特別支援学校への通学状況】

区分	通学児童・生徒数（人）		
	知的障害	肢体不自由	合計
小学部	29	8	37
中学部	22	3	25
高等部	39	4	43

(資料：津山市 令和5年5月1日現在)

3 民生委員・児童委員等の状況

民生委員・児童委員の状況は、民生委員・児童委員が258人、主任児童委員が26人の計284人となっています。

【民生委員・児童委員の状況】

区分	相談員数（人）
民生委員・児童委員	258
主任児童委員	26
合計	284

(資料：津山市 令和5年4月1日現在)

身体障害者相談員・知的障害者相談員の状況は、身体障害者相談員が18人、知的障害者相談員が8人の計26人となっています。

【身体障害者相談員・知的障害者相談員の状況】

区分	相談員数（人）
身体障害者相談員	18
知的障害者相談員	8
合計	26

(資料：津山市 令和5年4月1日現在)

4 医療体制の状況

医療体制の状況は、病院9施設、診療所92施設、歯科診療所43施設、助産所3施設、薬局73施設となっています。

【医療体制の状況】

病院										診療所					無床施設	歯科診療所	助産所	薬局
総数		精神			一般					総数		有床施設						
施設	病床	施設	病床		施設	病床				施設	病床	病床						
			精神	一般		結核	一般	感染症	療養			施設	病床	一般	療養			
9	1,616	2	535	0	7	10	820	8	243	92	204	13	172	32	79	43	3	73

(資料：津山市 令和5年4月1日現在)

5 ボランティア団体の状況

【ボランティア団体の状況】

グループ名	会員数（人）
鶴山手話サークル	22
津山点字ボランティアサークル	6
津山朗読ボランティアの会	24
津山要約筆記サークル	11
手話サークル「わかば」	21
津山トイボランティアサークル「ピコ」	9
津山運転ボランティアの会	9
手づくりおもちゃボランティアグループ「て・ての会」	14
年輪ボランティアの会	11
津山点字グループ「キタタキの会」	12
在宅援助ボランティアグループ「ふたばの会」	8
演劇ボランティアグループ「生きる」	10
木工ボランティアグループ「津山トンカチボランティアの会」	12
奇術公演ボランティアサークル「津山奇術同好会」	10
演劇ボランティアサークル劇団「さくら団地」	16
ヘルスボランティア勝北「たんぼぼの会」	19
託児ボランティア勝北「あゆみ」	11
メンタルサポーターの会「れんげ畑」	16
久米運転チョボラの会	1
きずな手話サークル	7
プールボランティア「HSS」	20
MIMASAKA スポーツ交流サークル	22
津山語りの会「いろりばた」	11

(資料：津山市社会福祉協議会)

6 障害のある人の団体

【身体障害のある人の団体】

団体名	備考
岡山県視覚障害者協会津山支部	視覚障害のある人の会
津山市難聴者協会	聴覚障害のある人の会
腎友会津山支部	腎臓機能障害のある人の会
岡山新声会津山支部	咽頭摘出による音声言語障害のある人の会
鶴山ろうあクラブ	聴覚障害のある人の会
津山車いすの会	車椅子を利用している身体障害のある人の会
オストミー協会津山分会	人工肛門・人工膀胱を造設された人の会
岡山県北難病友の会	難病患者の会

(資料：津山市身体障害者福祉協会)

【知的障害のある人の団体】

団体名	備考
津山市手をつなぐ育成会	知的障害、発達障害のある人の会
岡山県手をつなぐ育成会・津山地域連絡協議会	知的障害、発達障害のある人の会
津山手をつなぐ親の会	知的障害、発達障害のある人・家族の会
津山手をつなぐ親の会・本人部会「なかまあず」	知的障害、発達障害のある人の会

(資料：津山市)

【精神障害のある人の団体】

団体名	備考
しろつめ草の会	患者会・家族会
津山しらうめの会	美作保健所管内家族会
高次脳機能障害者と家族の集い「つるの会」	家族会
NPO法人 岡山県津山断酒新生会	アルコール問題で悩んでいる本人・家族の会
みんなの集い	ひきこもり当事者・家族の会

(資料：津山市)

【障害のある子どもの団体】

団体名	備考
ダウン症児親の会「あひるの会」	ダウン症のある人・児童と家族の会
こどもの発達をサポートする親の会「ピーナッツ」	発達障害のある子ども・家族の会
てるてるぼうず	発達障害児と親の会
あいうえお会	重度心身障害のある子と家族の会

(資料：津山市)

【その他の団体】

団体名	備考
花水木の会	パーキンソン病患者・家族会
リウマチのつどい	リウマチ患者・家族の会
津山・きびの会	当事者・家族の会
失語症の会	失語症患者・家族の会
県北親の会ネット	家族の会

(資料：津山市)

上記の団体以外にも多数のグループが自主活動しています。障害のある人や家族の人に向けて情報提供を行います。

7 アンケート調査結果

(1) 調査概要

このアンケートは、「津山市障害者計画」を策定するにあたり、障害のある人の現状や課題を調査し、ニーズを把握することを目的としています。

調査対象	市内在住の身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳所持者、自立支援医療（精神通院）受給者、障害児サービス利用者
調査方法	郵送配布・郵送回収
調査時期	令和5（2023）年7月26日～8月18日
回収結果	668/1,993票（33.5%）
調査結果の見方	アンケート調査結果中の「n＝」はパーセントを計算するときの母数となる回答者数を示しています。

(2) 障害のある人・介助者

平成29（2017）年の調査と障害のある人の年齢を比較すると、「30～49歳」、「50～64歳」と回答した人がおよそ3割に増加しています。

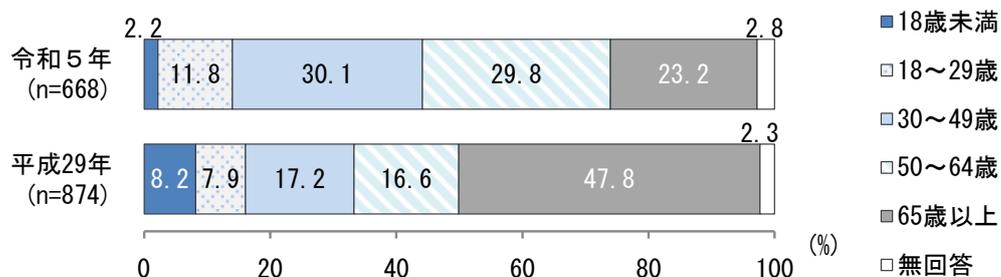
障害のある人の介助の必要性について、「日常生活において何らかの支援が必要」と回答した人が5割以上となっています。

介助者の年齢は、「60代以上」と回答した人が5割以上となっており、介助者の健康状態は、「よくない」と回答した人が1割以上となっています。

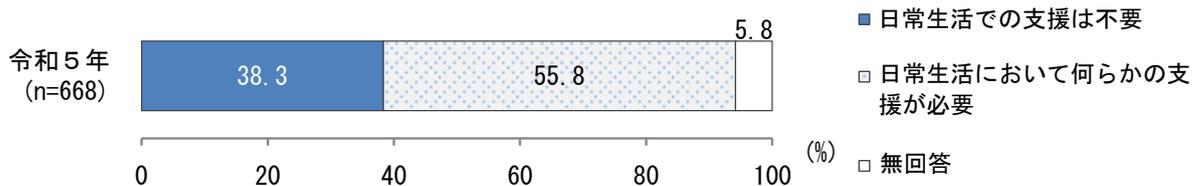
障害のある人とともに、介助者の高齢化も進行しており、健康状態が悪い人も少なくないことから、介助ができなくなった場合を踏まえて、将来的な福祉サービスや支援のニーズを把握する必要があります。

【障害のある人】

①障害のある人の年齢

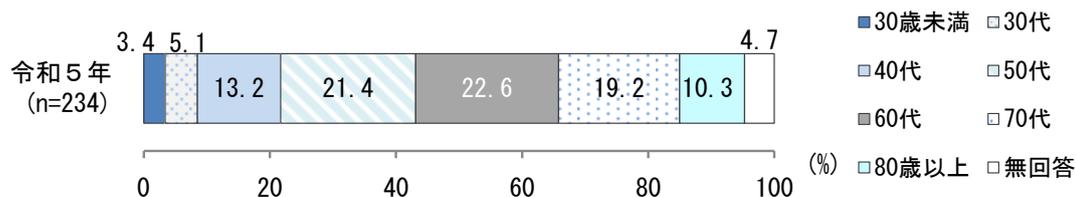


②障害のある人の介助の必要性

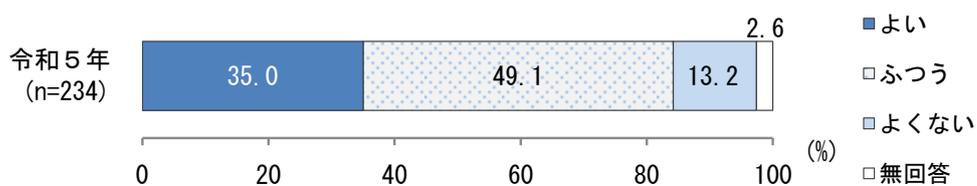


【介助者】

③介助者の年齢

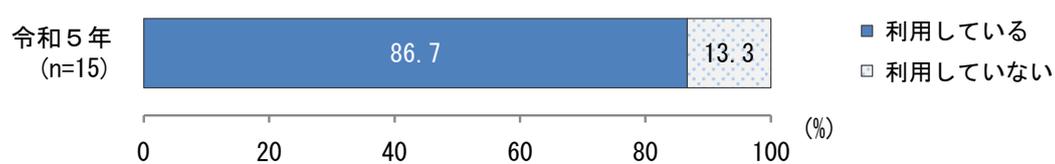


④介助者の健康状態

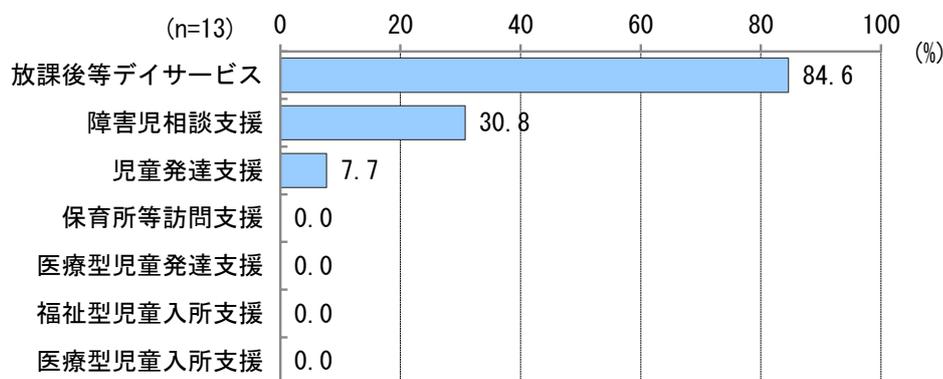


【18歳未満】

⑤サービスの利用状況



⑥利用しているサービス



(3) 地域生活について

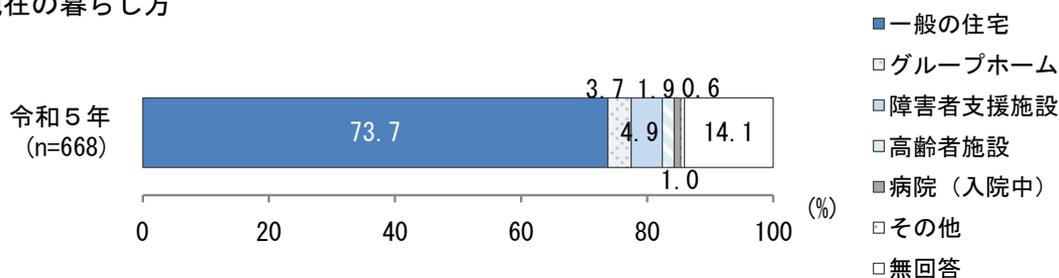
現在の暮らし方について、「一般の住宅」と回答した人が7割以上となっています。

希望する暮らしをするために必要なことは、「経済的な負担の軽減」と回答した人が5割以上と最も高く、「相談対応等の充実」と回答した人が3割以上と2番目に高くなっています。

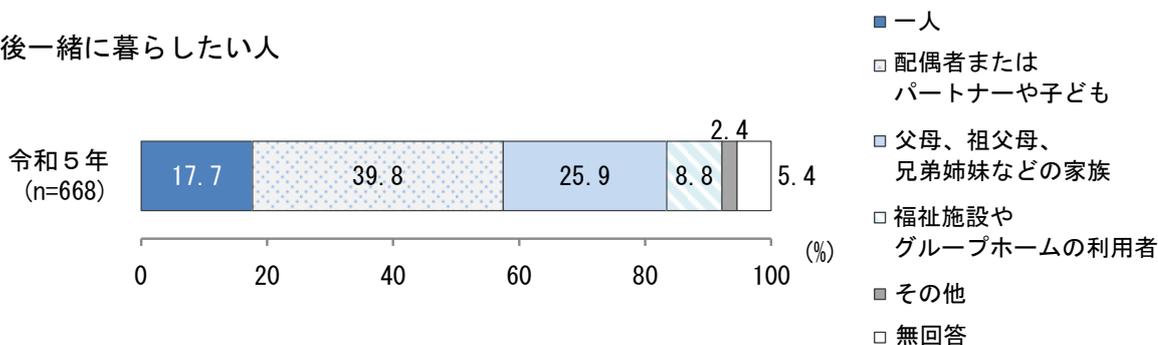
本市では、障害のある人の多くは自宅で暮らしており、今後も地域で暮らすために必要なこととして、収入、医療体制、相談支援体制の整備が求められています。

また、今後一緒に暮らしたい人は、「配偶者又はパートナーや子ども」と回答した人が約4割と最も高く、「父母、祖父母、兄弟姉妹などの家族」と回答した人が2割台半ばと2番目に高くなっており、家族と一緒に暮らしたいと考えている人が6割以上となっています。

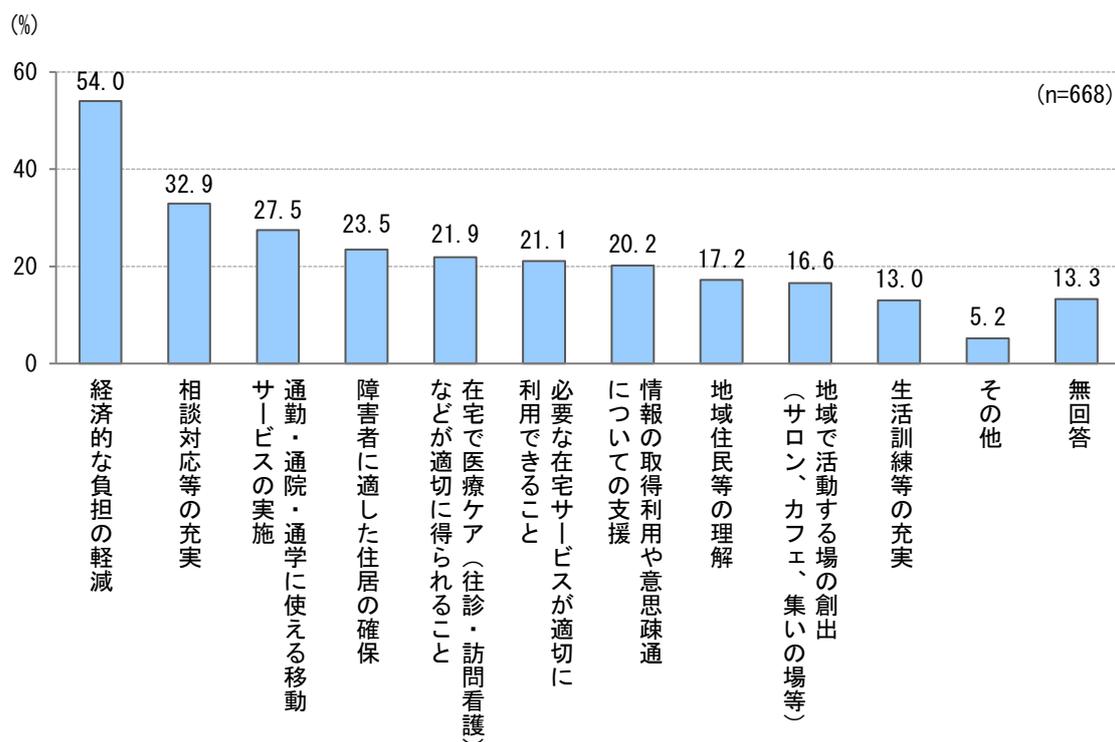
①現在の暮らし方



②今後一緒に暮らしたい人



③希望する暮らしをするために必要なこと



（４）就労について

日中の過ごし方について、「日中に就労している」（「収入を得る仕事をしている」又は「就労継続支援A型・B型などの作業所へ通っている」と回答した人が4割以上となっています。

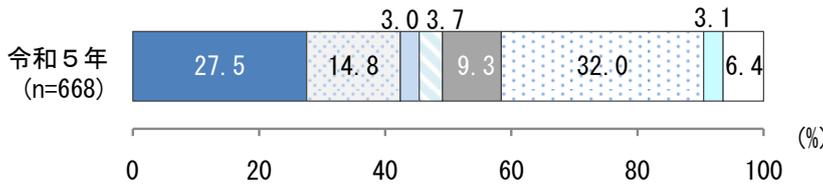
就労時間は、「4時間以上6時間未満」、「6時間以上8時間未満」と回答した人がそれぞれ3割となっています。

勤務形態は、「パート・アルバイト等の非常勤職員、派遣職員」と回答した人が4割以上と最も高く、「正職員で他の職員と勤務条件等に違いはない」と回答した人が3割以上と2番目に高くなっています。

収入を得るための仕事の意向は、「仕事をしたい」と回答した人が約5割となっています。

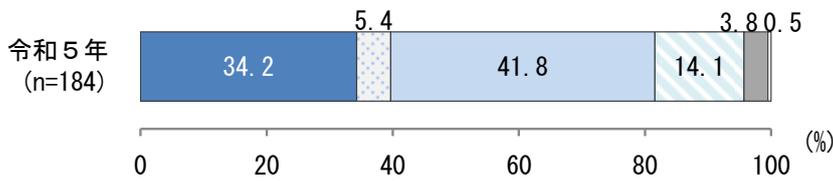
障害のある人の就労に必要な支援は、「職場の上司や同僚に障害の理解があること」、「職場の障害者理解」と回答した人がそれぞれ約5割となっています。

①日中の過ごし方



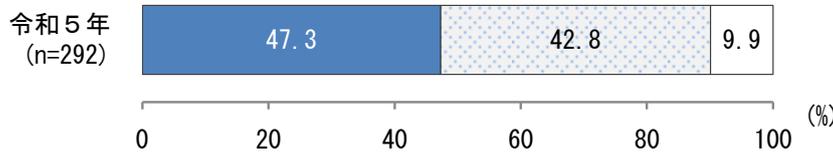
- 収入を得る仕事をしている
- 就労継続支援A型・B型などの作業所へ通っている
- 幼稚園や学校等に通っている
- 病院などのデイケアに通っている
- 入所している施設や病院等で過ごしている
- 自宅で過ごしている
- その他
- 無回答

②勤務形態



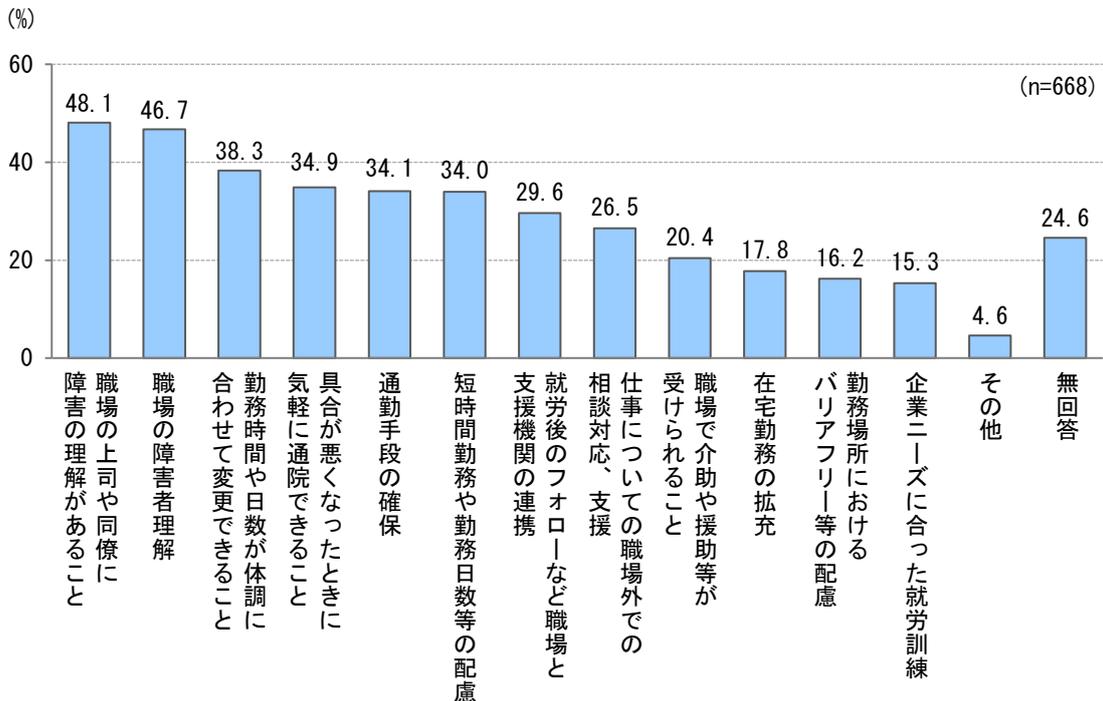
- 正職員で他の職員と勤務条件等に違いはない
- 正職員で短時間勤務などの障害者配慮がある
- パート・アルバイト等の非常勤職員、派遣職員
- 自営業、農林水産業など
- その他
- 無回答

③収入を得るための仕事の意向



- 仕事をしたい
- 仕事はしたくない、できない
- 無回答

④障害のある人の就労に必要な支援



(5) サービスや制度の情報収集について

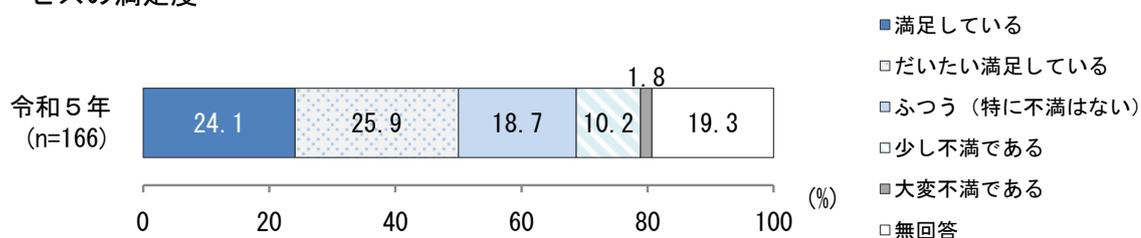
障害福祉サービスの満足度について、「満足している」（「満足している」又は「だいたい満足している」）と回答した人が5割となっています。

成年後見制度の認知度は、「名前も内容も知らない」、「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」と回答した人がそれぞれ3割以上となっており、十分な周知が図られていないことが示されています。

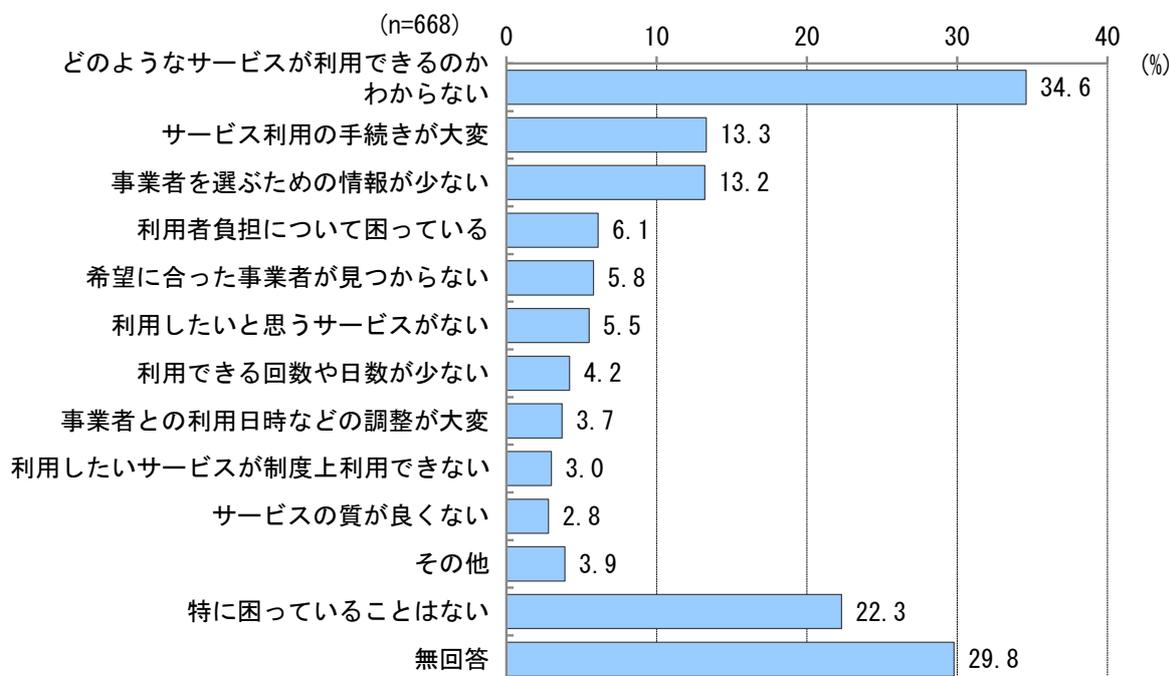
障害や福祉サービスなどに関する情報の収集方法は、「インターネット」、「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」、「家族や親せき、友人・知人」と回答した人が2割台と高くなっています。

また、障害福祉に関する制度や法律の認知度が低いことから、効果的な広報活動の実施が必要です。

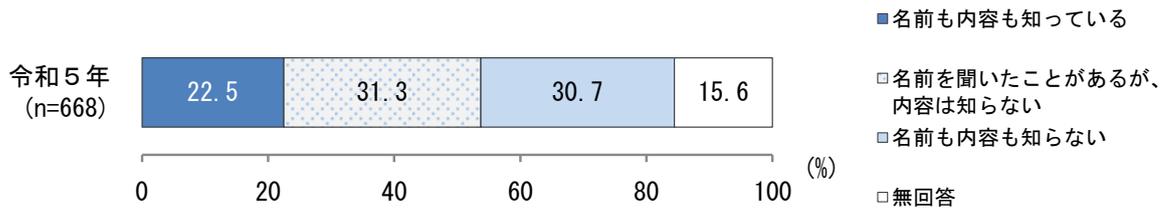
①サービスの満足度



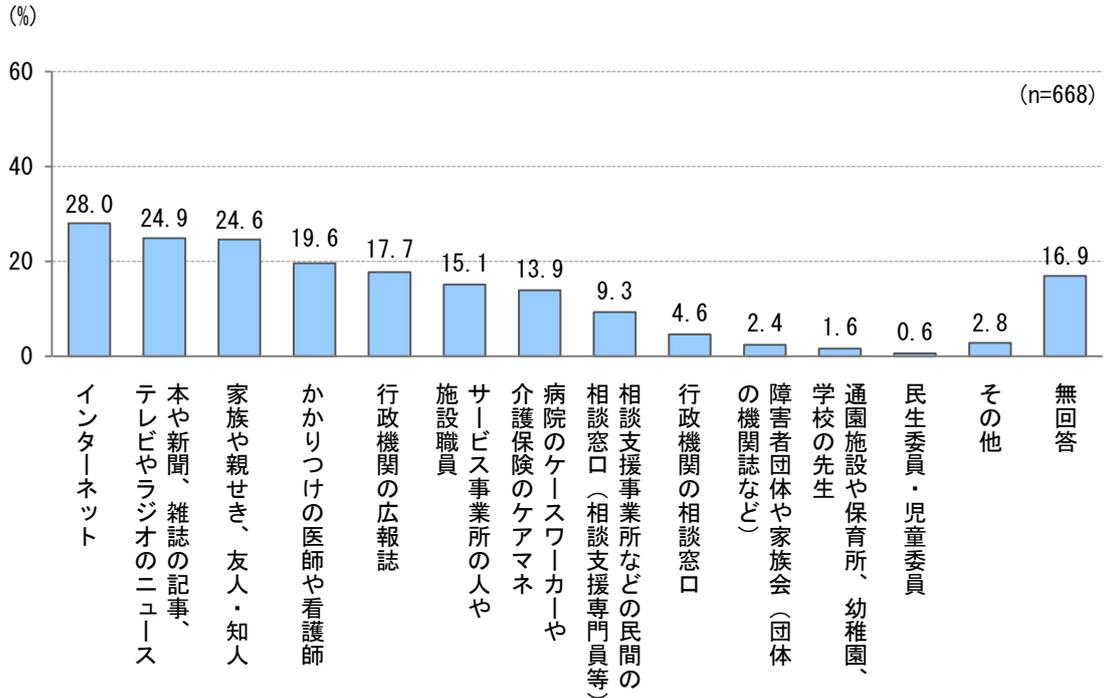
②福祉サービスを受ける際に困っていること



③成年後見制度の認知度



④障害や福祉サービスなどに関する情報の収集方法



(6) 外出について

外出頻度について、「毎日外出する」、「1週間に数回外出する」と回答した人がそれぞれ3割以上となっています。

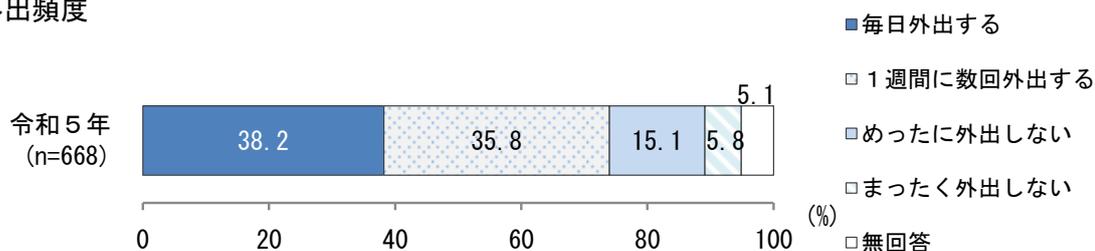
主な同行者は、「一人で外出する」と回答した人が約5割と最も高く、「父母・祖父母・兄弟姉妹」と回答した人が約2割と2番目に高くなっています。

外出の時に困ることは、「公共交通機関が少ない(ない)」と回答した人が約3割と最も高く、「外出にお金がかかる」と回答した人が2割以上と2番目に高くなっています。

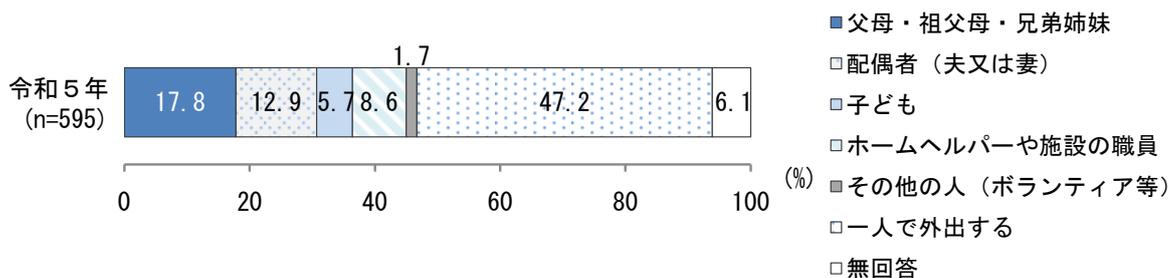
交通・移動に関する補助サービスの利用状況は、「利用していない」と回答した人が8割以上となっています。

交通・移動に関する補助サービスの満足度は「十分」（「現在の状態で十分」又は「現在の状態でほぼ十分」）と回答した人が3割以上、「不十分」（「現在の状態ではまったく不十分」又は「現在の状態ではやや不十分」）と回答した人が2割以上となっています。

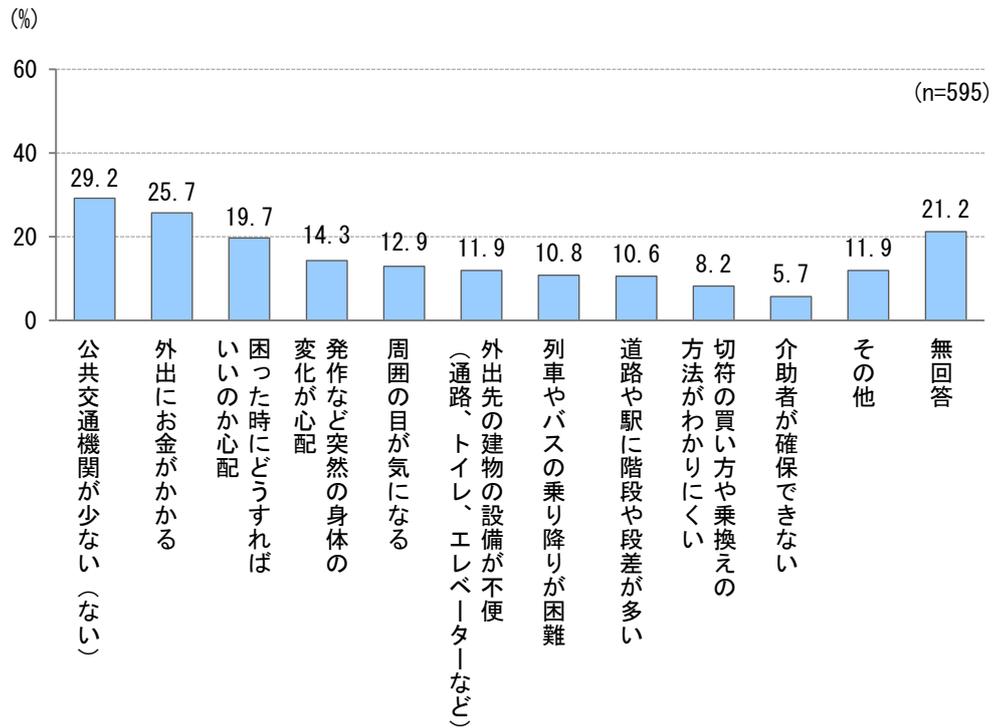
①外出頻度



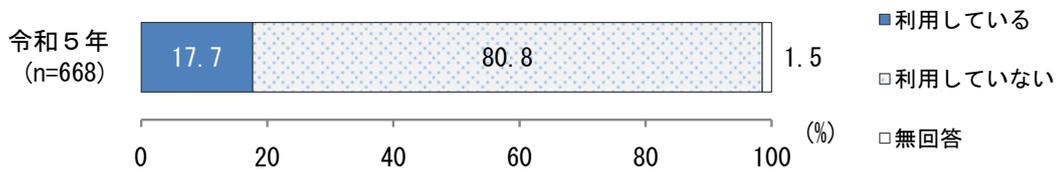
②主な同行者



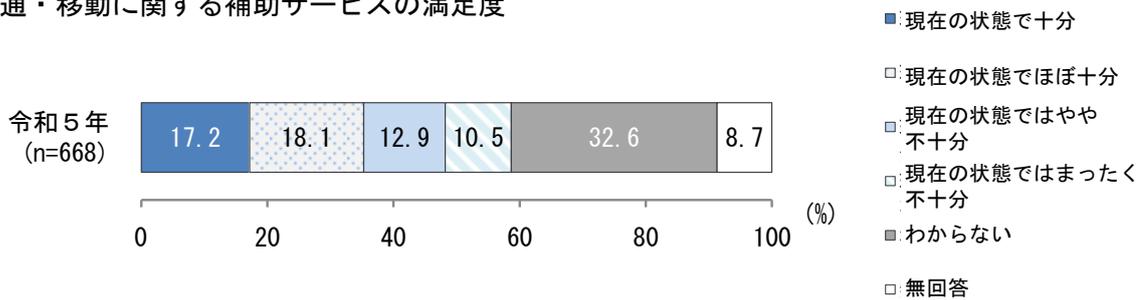
③外出の時に困ること



④交通・移動に関する補助サービスの利用状況



⑤交通・移動に関する補助サービスの満足度



(7) 災害時について

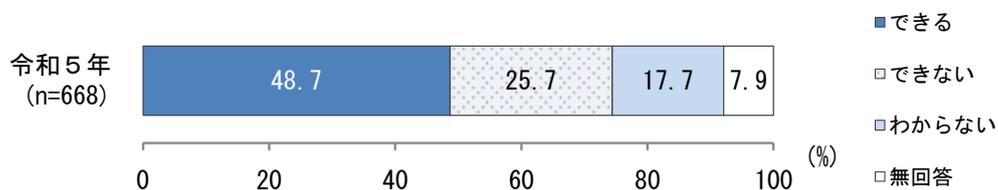
一人での避難の可否について、一人での避難が「できる」と回答した人が約5割となっています。

一人暮らし・家族が不在で周囲に助けてくれる人の有無は、助けてくれる人が「いる」と回答した人が4割以上となっています。

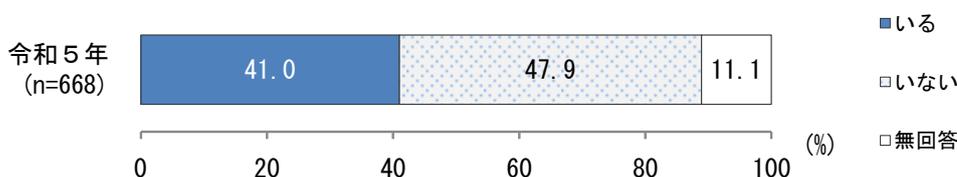
災害時に困ることは、「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」、「投薬や治療が受けられない」と回答した人がそれぞれ4割台後半と高くなっています。

災害時に一人暮らし又は家族が不在の場合、一人で避難することや、周囲の助けを得るのが比較的困難な状況にある人が多く、避難における支援体制の整備や、地域におけるネットワークの強化が求められています。

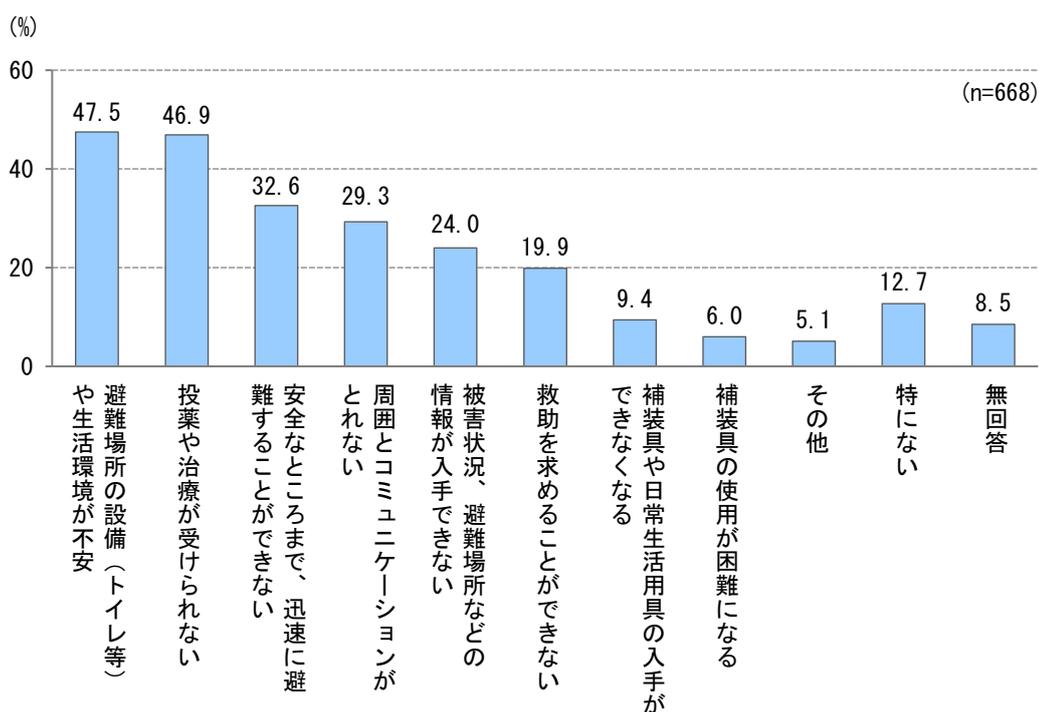
①一人での避難の可否



②一人暮らし・家族が不在で周囲に助けてくれる人の有無



③災害時に困ること



(8) 権利擁護について

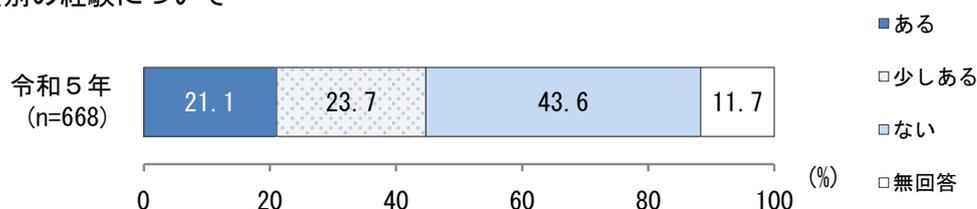
差別の経験について、「ある」（「差別を受けたことがある」又は「少しある」）と回答した人が4割以上となっており、差別を受けた場所は、「学校・仕事場」と回答した人が4割以上と最も高く、「外出先」と回答した人が約3割と2番目に高くなっています。

多くの方が差別を受けたことがある一方で、差別について相談する窓口の認知度が低く、差別の早期対応のためには、窓口の周知など、相談に関する更なる啓発が必要です。

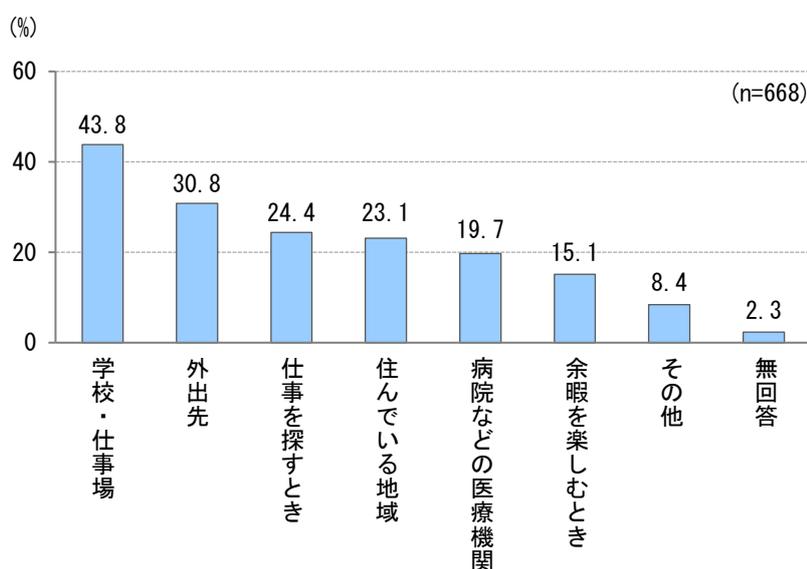
成年後見制度の認知度は、「名前も内容も知らない」、「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」と回答した人がそれぞれ3割以上となっており、十分な周知が図られていないことが示されています。

また、成年後見制度に関する相談先の認知度でも、「知らない」と回答した人が7割以上と高くなっています。

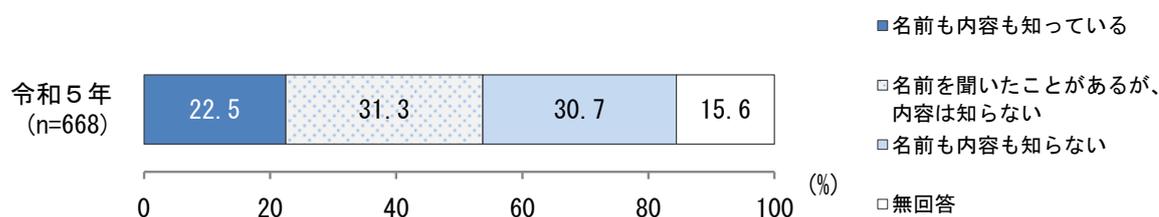
①差別の経験について



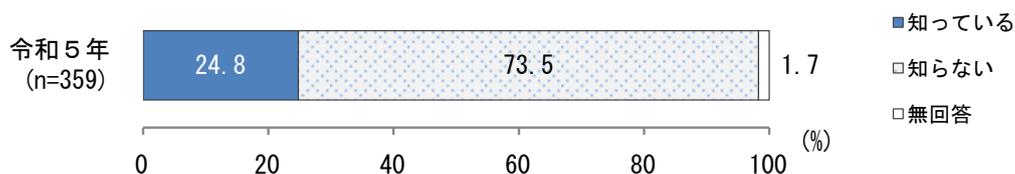
②差別を受けた場所



③成年後見制度の認知度（再掲）



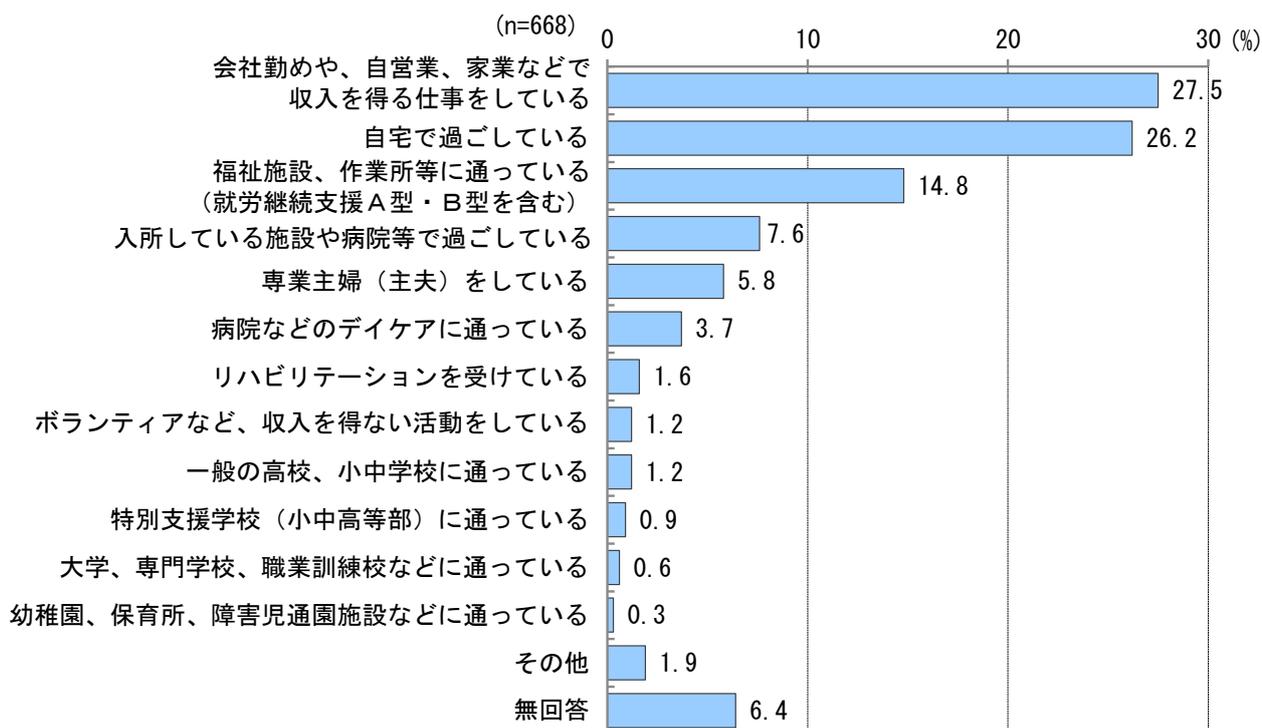
④成年後見制度に関する相談先の認知度



(9) 普段の生活の中にある機会について

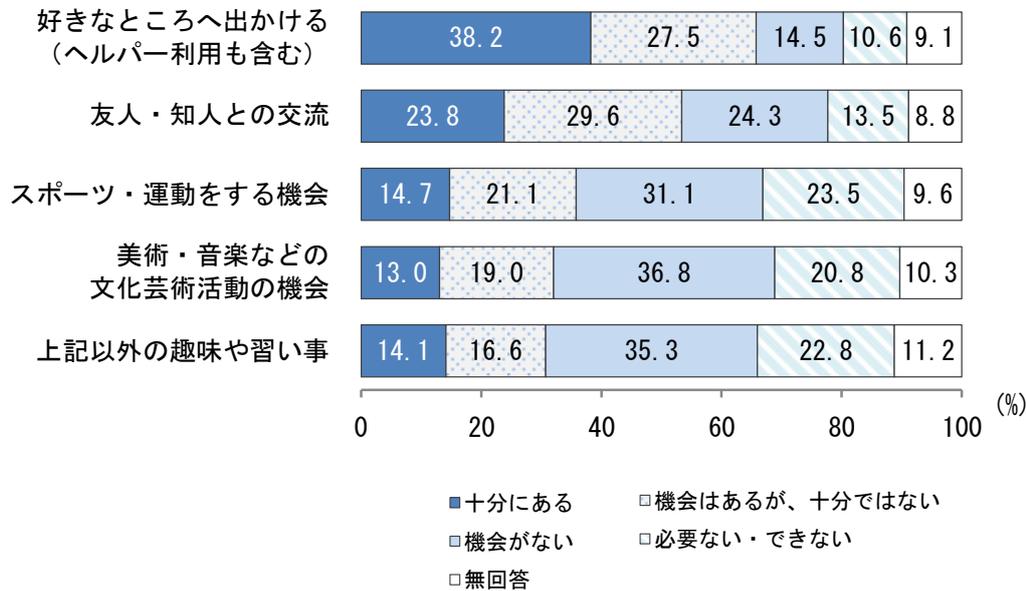
普段の生活の中にある機会について、「好きなところへ出かける（ヘルパー利用も含む）」との回答が「十分にある」で約4割、「友人・知人との交流」との回答が「機会はあるが、十分ではない」で約3割、「美術・音楽などの文化芸術活動の機会」との回答が「機会がない」で約4割となっています。

①日中の主な過ごし方



② 普段の生活の中にある機会

令和5年 (n=668)

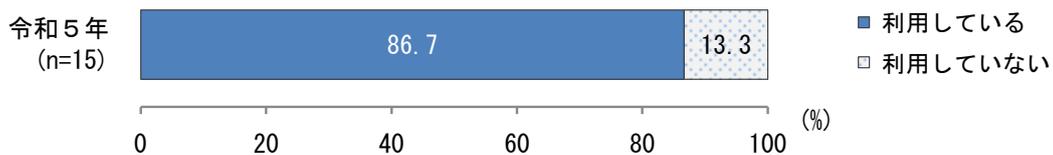


(10) 18歳未満のサービスの利用状況について

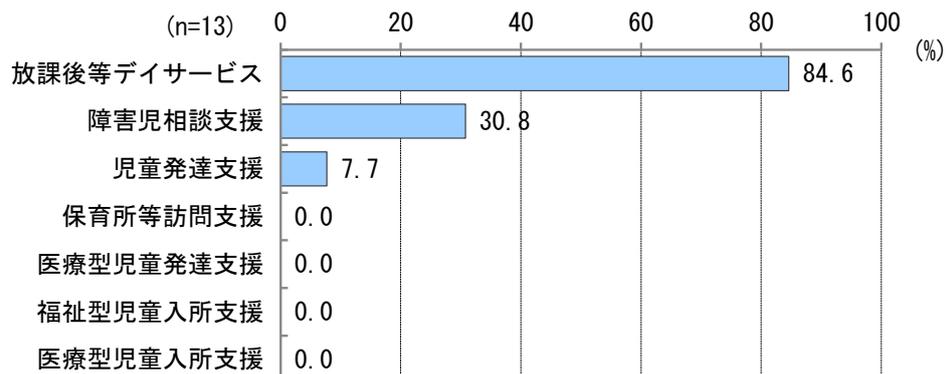
18歳未満のサービスの利用状況について、「利用している」と回答した人が8割台後半と高くなっています。

利用しているサービスは、「放課後等デイサービス」と回答した人が約8割と最も高く、「障害児相談支援」と回答した人が約3割、「児童発達支援」と回答した人が1割未満となっています。

① サービスの利用状況（再掲）



② 利用しているサービス（再掲）



第2編 障害者計画

第1章 計画の考え方

1 計画の基本理念

だれもが 住み慣れた地域で 自分らしく 安心して暮らせる 支え合いのまちづくり

～地域共生社会を目指して～

「第3次津山市地域福祉計画」の基本理念である、「だれもが 住み慣れた地域で 自分らしく 安心して暮らせる 支え合いのまちづくり」を本計画の基本理念とします。

本市では平成28（2016）年に第5次総合計画を策定し、めざすまちの姿「彩あふれる花開く 津山の創造 ～市民 一人ひとりの想いがかなう 夢と希望の花が咲き誇るまち～」の実現に向けて施策を総合的に推進しています。その中で特に障害者福祉の充実、開花プログラムⅡ「健やかで安心できる 支え合いのまちづくり」に定められています。

「津山市障害者計画（平成30（2018）年度～令和5（2023）年度）」では、「だれもが住み慣れた地域で 健やかに安心して暮らせる 支え合いのまちづくり」を基本理念とし、地域共生社会の実現を目指してきました。

本計画では、引き続き地域共生社会の実現に向けて、障害の有無に関わらず、全ての人が生きがいや役割を持って社会に参加し、住み慣れた地域でなじみの人たちに囲まれ、お互いに支え合いながら自分らしく安心して暮らすことができる地域づくりを目指します。そのために、障害のある人の人格と個性を尊重し、その能力を十分に発揮できるよう障害特性に配慮したきめ細かい支援と環境づくり、住民一人ひとりの障害や障害のある人についての正しい理解と認識の促進、地域における支え合いの仕組みづくりを進めます。

2 計画の基本目標

基本理念を実現するために、次の4つを基本目標とします。

基本目標1 住み慣れた地域で暮らすための支援

障害のある人も障害のない人も住み慣れた地域でともに暮らし、学び、働くインクルーシブな社会、地域共生社会の実現を図るためには、個々の状況や障害の特性に応じた障害福祉サービスを受けられることや、生活上の困難を身近に相談できる場の整備、そして、地域の人が障害のある人や障害に関して正しい理解と認識を深めることが必要です。

施設入所者や入院している人の地域移行を進めるために、住宅やグループホーム等の生活の場を確保するとともに地域におけるサービス利用の質・量的な充足及び利便性の向上を目指します。

相談支援体制を整備し、関係機関が情報を共有し、重層的に支援することにより、障害のある人の課題解決に取り組みます。

だれもが個性や人格を尊重し、自分らしく安心して暮らせる地域共生社会を目指し、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「障害者虐待防止法）」や「障害者差別解消法」を踏まえた虐待の防止及び差別の解消を図ります。また、本人の自己決定を尊重する観点から成年後見制度の利用促進等意思決定のための取組を推進します。

障害のある人が自立した社会生活を営むにあたり、必要な情報にアクセスすることができるよう、情報発信における多様な媒体の活用、言語その他の意思疎通のための手段を選択する機会の確保、障害の特性に応じた情報環境の整備等を進め、情報アクセシビリティの向上に取り組みます。併せて、障害のある人が円滑に意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、意思疎通支援の充実を図ります。

基本目標2 こころとからだの健康づくり

障害の早期発見や早期対応には、地域における医療や相談体制の整備が重要です。ライフステージごとの健康診査の実施による健康の保持・増進、障害の早期発見を目指します。

また、事故や生活習慣病等による後天的な障害の重症化の防止や予防のために、日々の健康づくりの支援や健康に関する情報の発信、講習による正しい知識の習得を広く普及します。

精神疾患については近年増加傾向にあり、正しい知識の習得を広く普及することにより、精神障害のある人の自立や社会参加の支援を行うとともに、必要に応じた医療及び相談体制を整備し、地域生活を支援します。

発達障害については、近年相談件数が増加しています。多様なニーズに合わせた支援を行うために、関係機関と連携しながら相談体制の充実を図ります。

療育については、早期に発達に応じた療育を受けることができるよう、5歳児健康調査などの各種健診や相談支援体制を充実し、発達等に対する気づきを適切な支援につなげるための体制を整えるとともに、療育施設の整備、保護者や家族への支援を充実します。

基本目標3 社会参加と自立の基盤づくり

障害のある人が地域で自立した生活を営むためには、進学・就労先の確保、就労や地域活動への参加により生きがいをもつことが重要です。

障害のある人が働く場所を拡大するために、働く意欲のある障害のある人がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、多様な就業の機会を確保するとともに、事業者に対して障害者雇用に関する情報提供や職場環境の改善及び障害者就労に対する理解の促進を目的とした啓発を引き続き行います。

就労の課題解決に向けて、相談支援体制を整えるとともに、障害のある人の一般就労に向けた支援や職場への定着支援を推進します。

障害のある人が、学校卒業後も含めたその一生を通じて、地域の一員として豊かな人生を送ることができるよう、また、成長の各段階で切れ目のない一貫した保育・教育支援を提供します。保育・教育の場では、児童が互いの個性や多様性を認め、障害の有無に関わらず、ともに学び育つことができるような環境を整備し、インクルーシブ教育を充実させるとともに、保育・教育職員に対して研修を行い専門性の向上を目指します。

障害の有無に関わらず、全ての人が生きがいをもち、いきいきと充実して過ごすことができるよう、生涯を通じて教育やスポーツ・文化等の様々な機会に親しむための多様な学びの場やその機会を提供するなど、関係施策を横断的かつ総合的に推進するとともに、地域共生社会の実現を目指します。

基本目標4 安心して暮らせる支え合いのまちづくり

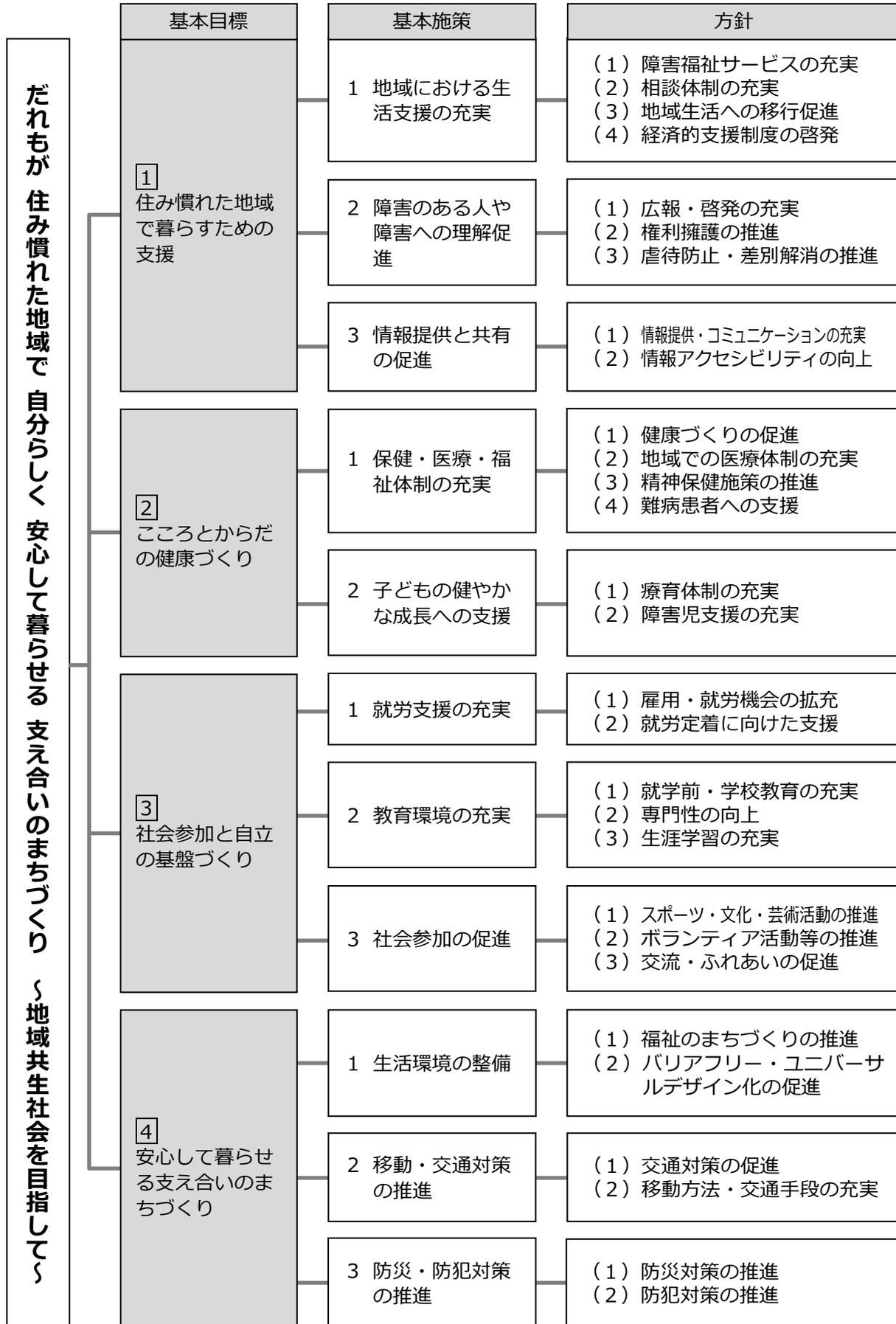
だれもが安全・安心に暮らすためには、公共施設や公共交通機関におけるバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化を推進するとともに、その他の施設運営においても障害のある人も過ごしやすい環境づくりに向けた意識を醸成することが望まれます。

だれもが利用しやすい快適なまちづくりを目指し、高齢者や障害のある人の住居の確保や施設におけるバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の推進及び支援を行います。また、「心のバリアフリー」の推進等、ハード・ソフト両面でのバリアフリーを推進します。

外出しやすい環境づくりのために、道路等を整備することはもちろん、様々な移動に関する支援を充実します。

地域に住む全ての人が防災・防犯に対する意識をもつために啓発活動を行うとともに、障害者の緊急時の避難支援体制を整備します。

3 施策体系



第2章 計画の取組

基本目標 1 住み慣れた地域で暮らすための支援

1 地域における生活支援の充実

【現状・課題】

福祉サービスについては、一定の提供体制は整備されてきたものの、医療的ケアが必要な人や重度心身障害のある人、強度行動障害のある人等に対応できる体制の整備や新型コロナウイルス等の感染症対策の実施など、障害のある人が安心、安全に利用できるサービスの確保が課題となっています。障害児については、重度障害児、医療的ケアを必要とする障害児の支援を充実していく必要があります。

市では、津山地域障害者基幹相談支援センター、美作地域生活支援センターでの相談体制を確立し、障害のある人及びその家族のニーズに合った相談対応を行っています。

また、身体・知的障害者相談員による障害のある人やその家族からの相談体制の整備、発達障害者支援コーディネーターを配置し発達障害者支援相談窓口を設置するなど、家族や本人に寄り添った継続的な支援に取り組んでいます。地域生活においては、障害者、高齢者、子ども、生活困窮者など課題は複雑化・多様化しており、各相談機関における相談件数も年々増加してきているため、相談支援員の確保、育成が課題となっています。

障害のある人が、地域生活支援事業を実施し可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、関係機関等と連携し適切な支援を図りました。

経済的支援制度は、本庁及び各支所の窓口において、障害者サービスガイドブックによる情報提供や広報活動を行っています。

(1) 障害福祉サービスの充実

番号	施策	現状・課題
1	障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの整備	障害者総合支援法の制度の下で、障害福祉サービスの提供を図りました。他方、岡山県北部ではサービス提供事業者が少ないなどの課題もあります。また、福祉分野については慢性的な人材不足があり、人材の確保・定着が必要です。
2	地域生活支援事業の充実	相談支援事業のほか、地域生活支援事業として移動支援事業、日中一時支援事業等の提供を行いました。相談支援事業所と連携し更なる周知も必要です。

(2) 相談体制の充実

番号	施策	現状・課題
1	津山地域障害者基幹相談支援センターの機能充実	津山地域障害者基幹相談支援センターを継続設置し、センターから指定特定相談支援事業所等に対する助言等を行いました。
2	総合的な相談体制の充実	一般相談として、津山地域障害者基幹相談支援センター及び美作地域生活支援センターでの相談体制を確立し、相談対応を図りました。
3	専門職の配置と研修の充実	市や県等の研修に積極的に参加し、職員のスキル向上に努めました。専門的な支援について、各障害者支援事業所と連携を図り対応しました。
4	相談員体制の充実	相談支援として、中核機関となる津山地域障害者基幹相談支援センター及び美作地域生活支援センターでの相談体制を確立し、当事者及びその家族のニーズに合った相談対応を図りました。相談件数は増加し、内容も多様化していくなかで相談支援員の人員確保が必要です。
5	精神障害に対する相談体制の充実	障害福祉課では、関係機関と連携を取りつつ相談支援・地域生活支援に取り組みました。しかし、精神障害者保健福祉手帳所持者は年々増加しており、要支援の件数も比例し増加しています。
6	継続的な支援体制の強化	行政関係機関及び相談支援事業所と連携し、切れ目なく各年代に応じた福祉サービスへの切り替えがスムーズに行えるよう運用体制を整備しました。

(3) 地域生活への移行促進

番号	施策	現状・課題
1	居住の場、日中活動の場の確保	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、津山地域自立支援協議会の地域生活支援部会にて地域課題の抽出、検討を行いました。今後は地域包括ケアシステムの構築に併せ地域の住民に正しい理解や協力が得られるよう広報・啓発が必要です。
2	入所施設から地域生活への移行	障害のある人が、地域生活支援事業を実施し可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、関係機関等と連携し適切な支援を図りました。
3	補装具費・日常生活用具の支給等	補装具と日常生活用具は、毎年増加傾向にあり、ニーズの高い事業です。適正な給付及びニーズに即した品目の調査が必要です。
4	住宅改修費の助成	在宅の重度身体障害者（児）が安全・安心な在宅生活を送るために、居住する家屋の改修に要する費用を補助しました。

(4) 経済的支援制度の啓発

番号	施策	現状・課題
1	医療費公費負担制度の周知	本庁及び各支所の窓口において、障害者ガイドブックによる情報提供や広報活動を行いました。
2	経済的負担の軽減	窓口において、新たに手帳を取得したタイミングで、各種負担軽減となる制度の案内を行いました。
3	保障制度の広報・啓発	窓口において、各種負担軽減となる制度の案内及び広報津山において周知を行いました。
4	心身障害者扶養共済制度の広報・啓発	周知ができていないため、今後は効果的な方法を検討していきます。

【今後の方針】

障害のある人が、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、適切な支援を行うとともに各種福祉制度やサービス等を整備し、多様なニーズに対して必要な支援を利用できる体制・仕組みづくりを進めます。

生活していく中での困り事に対しても、身近に相談できる場や、困難を解決するために関係機関が対処できるよう津山地域障害者基幹相談支援センターと連携し充実を図ります。また、複雑化・多様化する課題を解決していくため職員のスキル向上に努め、専門的な支援について、各関係課や関係機関、障害者支援事業所等と連携を図り重層的な支援体制を整備します。

障害のある人が、住民の理解や必要な支援を受けながら、住み慣れた地域での地域生活を営むために必要な地域包括ケアシステムの構築及び支援体制の整備を推進します。また、地域での居場所づくりのため地域生活支援事業を推進し、希望者が地域生活へ移行できるよう環境整備を進めます。

経済的支援制度について、引き続き本庁及び各支所の窓口において啓発を行います。

また、津山圏域定住自立圏事業として、鏡野町、久米南町及び美咲町とともに、地域生活支援の拠点等の整備を図り、機能充実を推進します。

(1) 障害福祉サービスの充実

番号	施策	内容	担当課
1	障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの整備	障害者総合支援法の制度の下で、障害福祉サービスの必要量を確保するとともに、関係機関と連携し、障害のある人の障害特性や障害の状況に応じた障害福祉サービスの充実を図ります。また、人材の確保に向けて、岡山県の取組と連携を進めます。	障害福祉課
2	地域生活支援事業の充実	障害のある人が住み慣れた地域で日常生活を送ることができるよう、相談支援事業や移動支援事業、日中一時支援事業等の地域生活支援事業の充実を図ります。	障害福祉課

(2) 相談体制の充実

番号	施策	内容	担当課
1	津山地域障害者基幹相談支援センターの機能充実	地域における相談支援の拠点である津山地域障害者基幹相談支援センターの機能充実を図ります。また、指定特定相談支援事業所等へのバックアップや相談支援専門員への助言を行います。	障害福祉課
2	重層的な相談体制の充実	障害のある人が日々の暮らしの中で抱えているニーズや課題にきめ細かく対応し、必要に応じて適切な障害福祉サービス等に結びつけていくための相談支援の充実を図ります。 日常的な相談体制として、身体障害者相談員、知的障害者相談員のスキルアップを図ります。また、精神障害（発達障害を含む）のある人及び家族等による、当事者の立場に立った精神障害者相談員の配置について検討します。	障害福祉課
3	専門職の配置と研修の充実	市や県等の研修を積極的に活用し、職員の知識及び技術の向上に努めるとともに、施策推進に努めます。専門的な支援に関しては、民間事業者と連携し、適切に対応します。	障害福祉課
4	精神障害に対する相談体制の充実	精神疾患は長期にわたって入院・通院・服薬が必要になることが多く、また社会生活への影響が多岐にわたるため、県や医療機関等と連携しながら相談支援を継続します。また、退院後の地域生活支援のため指定一般相談支援事業所による地域移行支援及び地域定着支援に取り組みます。	障害福祉課 健康増進課
5	継続的な支援体制の強化	出生時から、療育、就学、就職に至るまでの各ライフステージにあった継続的な支援をするため、関係機関との連携を強化します。	障害福祉課
6	地域生活支援の拠点等の整備	障害者（児）の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、障害者等の入所施設や病院からの地域移行を進めるため、居住支援のための機能として津山地域生活支援拠点の整備を図り、機能充実を推進します。	障害福祉課

(3) 地域生活への移行促進

番号	施策	内容	担当課
1	居住の場、日中活動の場の確保	<p>障害のある人が住民の理解や必要な支援を受けながら、地域生活を営むために関係機関等と連携を図り、グループホーム等の居住の場や、日中活動の場の確保に努めます。同時に、グループホーム及び社会福祉施設等の整備について国等の補助制度活用に関する情報提供を行います。</p> <p>また、条件が整えば退院が可能な精神障害のある人に対しては、医療・保健・福祉・教育・労働等の関係機関や地域の各種団体と連携を図り、地域で生活できるよう、包括的な支援体制の整備を図ります。</p>	障害福祉課
2	入所施設から地域生活への移行	<p>現在、入所している障害のある人についても、障害の状況等を勘案して地域での生活が可能な場合には、関係機関等と連携を図り地域生活への移行を推進します。</p>	障害福祉課
3	補装具費・日常生活用具の支給等	<p>身体機能を補完・代替し日常生活をより円滑に行うための用具の購入や修理の助成を継続して行います。また、日常生活用具については、ニーズや対象品目等の調査・研究をします。</p>	障害福祉課
4	公営住宅への入居	<p>市営住宅公募における入居者の選定において、障害者世帯や高齢者世帯の優先入居を進めます。</p>	管理課
5	住宅改修費の助成	<p>重度の肢体不自由のある人が自宅で生活していくために、住居の改修についての助言や、改修費の助成を継続して行います。</p>	障害福祉課

(4) 経済的支援制度の啓発

番号	施策	内容	担当課
1	医療費公費負担制度の周知	医療費の負担軽減を図るための医療費負担制度（精神通院医療、更生医療、育成医療、心身障害者医療、難病・小児慢性特定疾患医療等）について、情報提供や広報を推進し適切な運用を進めます。	障害福祉課
2	経済的負担の軽減	経済的な負担を軽減するため、所得税、住民税及び相続税の障害者控除や自動車税・自動車取得税の課税免除、NHK放送受信料、JR等旅客運賃、バス料金、タクシー料金、有料道路通行料金割引、国内航空運賃の割引制度等の情報提供を図っていきます。	障害福祉課
3	保障制度の広報・啓発	所得保障のため、障害基礎年金・特別障害給付金等の公的年金制度、特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当の周知徹底をします。	障害福祉課
4	心身障害者扶養共済制度の広報・啓発	障害のある人を扶養している保護者が掛金を納めることで、不測の事態があったとき、一定額の年金を支給する制度の周知、県との連携を図ります。	障害福祉課

2 障害のある人や障害への理解促進

【現状・課題】

障害のある人が、日常生活を安心して過ごすためには、障害のある人や障害に対し正しい理解と認識を深めることが重要です。

市では、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する津山市職員対応要領」を平成28（2016）年に策定し、これに基づき差別の解消に取り組んでいます。各種団体へ手話の出前講座や市職員・住民・関係機関を対象とした研修会の実施など地域における障害の理解促進を行っています。

障害者虐待防止法に基づき「津山地域障害者虐待防止センター」を設置し、被虐待者等に対して状況に応じた支援を行っています。アンケートでは、成年後見制度やその相談先の認知度は2割台前半と低く、成年後見制度の適切な利用を促進していく必要があります。

差別を受けたことがある経験について、アンケートでは、障害があることで「差別や嫌な思いをする（した）ことがある」又は「少しある」と回答した人の割合が4割以上となっており、特に学校や仕事場、外出先で差別を受けていることが多く、差別解消に向けた地域活動の場における周知・啓発活動が必要です。

(1) 広報・啓発の充実

番号	施策	現状・課題
1	広報紙やホームページによる広報・啓発	手話等の普及に係る広報紙への企画記事の掲載、コラムコーナーの新設、行政情報番組の作成・放送等を行いました。手話言語を利用する人に向け、令和4年度から市長定例記者会見や行政情報番組に手話通訳を追加しました。
2	地域における啓発活動	外国人や障害のある人等とのコミュニケーションや認識を深めるために、国際交流団体や市職員を対象とした「やさしい日本語研修」を実施しました。
3	講演会や講座の開催	自立支援協議会、各種団体が行っている講演会を後援することで、各障害についての理解を深めました。
4	障害に対する理解促進	発達障害に関する理解を深めるために住民や関係機関に研修会を実施しました。また、4月2日の「世界自閉症啓発デー」に合わせてパネル展示や鶴山公園城壁のブルーライトアップを行いました。 こころの病気の理解の普及や、具体的な対応方法の検討のため、ゲートキーパー養成講座やフォローアップ講座、自殺予防セミナーを住民や関係機関へ幅広く周知しました。
5	学校教育における交流及び共同学習の推進	小学校、中学校において交流及び共同学習を推進するとともに、教職員に対してそのあり方等について学校訪問等で助言しました。また、特別支援学校と市立学校において「交流籍」を活用した交流学習及び共同学習を推進しました。
6	生涯学習における交流及び共同学習の推進	「人権を考える市民のつどい」を毎年1回開催するとともに、日頃は出前講座を実施するなど、LGBT、平和、ハンセン病、ヤングケアラー、不登校児、認知症、コロナ差別等への理解や対応等をテーマにした啓発活動により、様々な人権課題について、理解の促進を図りました。
7	市職員の資質向上	新採用職員を対象に障害への理解を深めるための研修を毎年度実施しました。

(2) 権利擁護の推進

番号	施策	現状・課題
1	成年後見制度・日常生活自立支援事業の利用促進	障害者・障害福祉サービス利用者との関わりが多い相談支援専門員に対し制度利用の周知を図るとともに、施設従事者とも連携を図り利用に繋げました。
2	選挙等における配慮	郵便等による不在者投票の周知や投票所のバリアフリー化、障害者の利用に配慮した投票設備の設置等、投票環境の向上に努めました。
3	消費者としての保護	障害者は詐欺の被害にあいやすく、詐欺被害全体の拡大傾向が続いている状況にあるため、障害者自身及び関係する家族等への情報提供等の継続が必要です。

(3) 虐待防止・差別解消

番号	施策	現状・課題
1	津山地域障害者虐待防止センター機能の充実	津山地域障害者虐待防止センターの整備を図り、通報等の体制を構築するとともに、その運用を行いました。
2	差別解消・虐待防止に向けた啓発活動の推進	要望のあった町内会等の各団体へ出前講座で差別解消に向けた理解の促進を図りました。
3	専門性の向上	職員研修（初任者）において、差別解消に向けた理解の促進を図りました。

【今後の方針】

地域、関係機関や団体と連携し、ICTなども利用した障害に関する知識や情報の発信、講演会等の啓発活動を行います。様々な機会を通じて障害について学ぶ機会を提供するために、学校教育を含む生涯学習における福祉教育の推進や、障害者支援団体等によるイベントや講演会等を通じて障害のある人との交流の場の提供に努め、障害や障害のある人についての正しい理解と認識の向上を図ります。

障害のある人もない人も互いに人格や個性を尊重し合える共生社会の実現に向けて、差別の解消や虐待防止の対策を進めるとともに、成年後見制度等の権利擁護に関する制度の普及・啓発を進めます。

また、虐待事案発生時に迅速かつ適切な支援を行っていけるよう、津山地域障害者虐待防止センターをはじめ関係機関と連携、情報共有し、重層的な支援を図ります。

(1) 広報・啓発の充実

番号	施策	内容	担当課
1	広報紙やホームページによる広報・啓発	広報紙やホームページ、SNS、啓発冊子などを通じた広報・啓発活動を実施します。また、それぞれの障害に配慮した効果的な広報・啓発をします。	障害福祉課 地域づくり 推進室 秘書広報室
2	地域における啓発活動	障害のある人への正しい理解や認識を深めるため、町内会、民生委員・児童委員、愛育委員、栄養委員、老人クラブ、子ども会、PTAなどの地域の各種団体に対する広報・啓発・研修及び手話の出前講座を実施します。また、ボランティア活動に対する住民の理解を深めるための啓発活動を行います。	障害福祉課 地域づくり 推進室
3	講演会や講座の開催	身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）の各種障害について、住民の一層の理解を深めるため、地域、関係機関や団体と連携した講演会や講座を開催します。	障害福祉課
4	障害に対する理解促進	身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）のある人に携わっている各関係機関の職員とともに具体的な支援方法等の検討や情報の提供を行い、研修の場を確保します。また、住民に対しても療育研修会等の様々な機会を通じて知識の普及を図ります。	障害福祉課 健康増進課
5	学校教育における交流及び共同学習の推進	障害のある人や障害に対する正しい理解と認識を深めるため、小学校、中学校において交流及び共同学習を推進します。また、教職員に対する研修を充実させ、特別支援教育への理解も深めます。	学校教育課
6	生涯学習における交流及び共同学習の推進	福祉や人権に関する講座や講習会の開催など、生涯学習の場面で住民を対象とした事業を展開し、交流及び共同学習を推進します。	障害福祉課 人権啓発課
7	ヘルプマーク等の普及・啓発	外見からはわからなくても援助や配慮を必要としている人が援助等を得やすくなる、ヘルプマーク、ヘルプカード、ヘルプシールの普及・啓発に努めます。	障害福祉課
8	市職員の資質向上	職員研修において、福祉に関する研修の場を確保するとともに、福祉担当部門の職員の資質向上を図ります。	障害福祉課 人事課

(2) 権利擁護の推進

番号	施策	内容	担当課
1	成年後見制度の利用促進	障害等により判断能力が低下した人に代わって、契約や財産の管理等を支援する制度の啓発・利用の促進を図ります。	障害福祉課
2	日常生活自立支援事業の利用促進	日常生活において、各種申請手続き、金銭管理等に不安な障害のある人等を支援する制度の啓発・利用を促進します。	障害福祉課
3	選挙等における配慮	郵便投票制度の実施及び周知や、投票所での車椅子利用等の合理的な配慮に努めます。	選挙管理委員会
4	消費者としての保護	障害のある人が消費者としての利益が守られるよう、情報提供、その他必要な施策について検討します。	障害福祉課 環境生活課

(3) 虐待防止・差別解消の推進

番号	施策	内容	担当課
1	津山地域障害者虐待防止センター機能の充実	津山地域障害者虐待防止センターの緊急対応の整備及び相談支援体制の充実を図ります。	障害福祉課
2	差別解消・虐待防止に向けた啓発活動の推進	改正障害者差別解消法や障害者虐待防止法について、広報やホームページ等を通じて、理解・啓発の推進を図ります。 提供が義務化される合理的配慮について、講演会や研修会等の様々な機会を通じて理解促進を図ります。 障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報（事例等）を収集、整理し、適切な相談窓口につなげるための体制を整備します。	障害福祉課
3	専門性の向上	市職員や教職員、関連機関の職員等に対し、研修や講演会への参加を促し資質向上を図ります。	障害福祉課
4	虐待への対応・支援	事案発生時に迅速かつ適切な支援を行っているよう、津山地域障害者虐待防止センターをはじめ関係機関と連携、情報共有し、重層的な支援を図ります。	障害福祉課

3 情報提供と共有の促進

【現状・課題】

障害のある人が、自分に必要な情報を取得することや、意思疎通・意思決定に関する支援を受けることは生活するために重要な要素です。

市では、情報を発信するにあたり、社会福祉協議会や点訳・音訳ボランティアと連携し、広報紙の音訳やケーブルテレビの文字放送等、障害の特性に応じた媒体を活用しています。また、市の大切な情報である市政情報番組のケーブルテレビでの放送、市の定例記者会見などに手話通訳を活用し、情報を取得しやすい環境づくりに取り組みました。

アンケートでは、福祉サービスを受けようとする時に困っていることについて、「どのようなサービスが利用できるのかわからない」、「サービス利用の手続きが大変」、「事業者を選ぶための情報が少ない」という意見が多く、内容がわかりやすく誰もが理解できる情報発信が求められています。

また、市においては手話通訳者を継続して配置しており、新型コロナウイルス感染症の状況下ではオンラインで手話通訳ができるよう体制を整備しました。

(1) 情報提供・コミュニケーションの充実

番号	施策	現状・課題
1	行政サービスの周知	窓口で障害者ガイドブックの配布や声の広報を通して情報提供を行いました。
2	障害者情報の一元化	ホームページでの情報提供を行いました。情報掲載内容が多岐にわたっており、見やすさなどについては改善が必要です。
3	コミュニケーション支援の充実	依頼により、手話通訳者、要約筆記者を派遣しました。また、各養成講座（手話通訳者・要約筆記者）を行いました。障害福祉課の手話通訳士の派遣時は、窓口での対応が困難となることや要約筆記の認知が低いことが課題です。
4	障害のある人や活動に関する情報発信の充実	事業実施のチラシ、市ホームページ及び報道連絡において広く情報の提供を行いました。

(2) 情報バリアフリーの促進

番号	施策	現状・課題
1	情報格差の解消	希望者に対し、文書の文字が見やすくなるよう変更の対応を行いました。
2	広報紙の音訳版等の発行	希望者に対し、市社会福祉協議会や点訳・音訳ボランティアと連携し、広報津山を点訳・音訳を行い配付しました。
3	手話通訳者・要約筆記者派遣・設置	各種イベント等の開催時に手話通訳者や要約筆記者を配置しました。オンラインで手話通訳ができるよう体制整備を行いました。
4	文字放送による情報の提供	聴覚障害のある人に配慮し、ケーブルテレビを利用した文字放送を継続します。
5	災害情報メール等の活用	<p>災害支援の要望のある聴覚障害者に対し、大雨、洪水、台風等警報発令時に、ファックスで災害情報を伝達しました。災害時における情報発信では、台風や大雨等の発生が予見できる事象について、事前の注意喚起や情報提供に努め、表現についても簡略で分かりやすい表現に努めました。</p> <p>災害情報をきめ細かく発信できるような体制整備が必要です。</p>

【今後の方針】

障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に基づき、障害の特性や個々の状況に対し、様々な情報発信の方法・媒体を活用して情報提供の充実を図ります。情報の発信にあたっては、日常生活・社会生活を営んでいる地域に関わらず等しく情報を受け取ることができるよう、わかりやすく適正な表現に努めます。

また、視覚や聴覚に障害のある人にとって、コミュニケーションが困難なことを理由に社会参加が妨げられないよう、手話通訳者の研修会への参加及び養成の支援を行います。

手話通訳者を養成する「手話奉仕員養成研修事業」を津山圏域定住自立圏事業として継続実施し、手話通訳者の人材不足の解消や手話の普及・啓発を推進します。

(1) 情報提供・コミュニケーションの充実

番号	施策	内容	担当課
1	行政サービスの周知	ガイドブックの作成、サービスの紹介・相談、声の広報の発行、SNS等の情報発信を行います。また、視覚・聴覚障害のある人に対する的確な情報提供を進めます。	障害福祉課
2	障害者情報の一元化	障害者施策に関する情報の収集と提供のほか、障害福祉サービスの内容やイベント等の紹介、ボランティア活動の状況など、障害のある人や支援する人が必要とする情報をホームページで発信します。	障害福祉課 危機管理室
3	コミュニケーション支援の充実	障害のある人の社会参加や余暇活動を支援するために、手話通訳者や要約筆記者の派遣をします。また、手話通訳者や要約筆記者の養成研修を行います。	障害福祉課
4	障害のある人や活動に関する情報発信の充実	市や障害者団体の実施する行事や障害のある人自身の様々な活動について、住民に対する積極的な情報提供を行います。	障害福祉課

(2) 情報アクセシビリティの向上

番号	施策	内容	担当課
1	情報格差の解消	情報を得られにくい、又は、情報を受けても理解しにくい人などへの提供方法を研究し、改善を図ります。また、聴覚障害者に対しては、ファックスや遠隔手話通訳サービスでの情報提供を行います。	障害福祉課
2	広報紙の点訳・音訳版等の発行	広報紙を点訳・音訳し、希望者へ配付します。	障害福祉課
3	手話通訳者設置・要約筆記者派遣・手話奉仕員養成研修事業の実施	聴覚障害のある人や言語障害のある人の参加が見込まれる事業に手話通訳者や要約筆記者を派遣します。また、手話通訳者の設置及び手話奉仕員養成研修事業を継続します。	障害福祉課
4	文字放送による情報の提供	聴覚障害のある人に配慮し、ケーブルテレビを利用した市政情報の文字放送を継続します。	障害福祉課
5	災害情報メール等の活用	携帯電話のメール等を活用した行政等から発信する情報の活用を啓発します。また、緊急告知防災ラジオ及び国・県等が災害情報を提供する防災アプリの活用による情報発信を推進します。	障害福祉課 危機管理室

基本目標2 こころとからだの健康づくり

1 保健・医療・福祉体制の充実

【現状・課題】

障害の有無に関わらず自立した生活を送るためには、健康の維持と増進を図ることが重要です。

アンケートでは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大前と現在の生活の変化について、「人との交流の機会が減った」、「運動をしたり、身体を動かす時間が減った」、「体力が低下した」と回答した人の割合が高くなっています。

また、外出の目的が「医療機関への受診」と回答している人の割合は6割を超えており、地域での医療体制の充実や身近に医療機関がない場合の移動支援や交通機関の整備等の支援が必要です。

市において、精神障害のある人は増加傾向にあり、こころの健康づくりについても対策が必要です。難病のある人においても必要なサービスを活用できるよう、十分な情報提供や相談の受付等の支援が必要です。

(1) 健康づくりの促進

番号	施策	現状・課題
1	健康づくり活動	町内会を含む小地域ケア会議、地域包括ケア会議等を通じて、地域課題の抽出・解決や地域事業の推進を図りました。 特定健診・がん検診を受診しやすい環境づくりとしてナイトー健診や休日健診を実施しました。
2	妊娠期、乳幼児期の健康づくり	妊娠届出時に妊婦全員と面談を行い、妊娠・出産に関する不安軽減のため、聞き取りや相談対応を行いました。妊婦学級(ハローベビー教室)では出産や妊娠中の健康管理について学習の機会を設け、ハイリスク妊産婦については、医療機関と連携し対応を行いました。 産後は乳児家庭全戸訪問で乳児の成長発達の確認、保護者からの相談に対応し、育児相談や乳幼児健診等の母子保健サービスで継続して支援を行いました。

(2) 精神保健施策の推進

番号	施策	現状・課題
1	休養・こころの健康づくり	ストレスの対処法や休養のとり方など、こころの健康づくりに関して広報紙や市民ホール展示、ホームページやSNS等の媒体を利用するなど様々な機会を通じて知識の普及・啓発に努めました。
2	保健・医療・福祉の連携・協議の場の設置	精神保健連絡会を実施し、医療機関、保健、福祉の担当者と顔の見える関係構築を目指し地域の課題や情報共有を行いました。庁内ネットワーク会議の開催により、現状課題の共有と今後の対策について協議を行いました。
3	関係機関の連携体制の整備	対象者により関係機関が異なることから、その対象者のケースに応じた関係機関での横断的な連携の強化を図りました。
4	社会参加への整備	津山市地域活動支援センター I 型事業を実施し、生活リズムの安定や仲間づくりのために、障害のある人が身近なところで外出・相談できる場所の確保を図りました。
5	発達障害者への支援	発達障害者支援コーディネーターを1名配置し、発達障害のある人や疑いのある人、またその家族への相談を行いました。相談件数は年々増加しており、相談内容も多様化しているため、関係機関との連携を図りニーズに応じた支援が必要です。
6	手帳非所持者への支援	市の広報紙やホームページの他、幅広い世代に向けての広報、啓発ツールとしてSNS等のデジタルツールも活用して障害福祉サービスや関係機関の活動内容などの周知、情報発信を行い利用の促進を図りました。

(3) 難病患者等への支援

番号	施策	現状・課題
1	難病への理解の促進	疾病に対する理解と認識の向上に向け広報紙やホームページ等により情報を発信しました。また、より充実した支援を行うため、最新情報の収集や関連する研修等に積極的に出席し、関係職員のスキルアップに努めました。
2	相談支援体制の充実	医療機関や保健所等の関係機関と連携を図り、対応を行いました。
3	医療など関係機関の連携体制の整備	介護保険・福祉サービスを必要とする人やその家族が安心してサービス等を利用できるよう、関係部署及び関係機関との連携、体制整備に努めました。難病患者やその家族から窓口や電話等で相談があった場合、よく聞き取り必要な支援機関に繋げました。
4	障害福祉サービスの充実と利用促進	必要に応じて、障害福祉サービス、日常生活用具給付事業の案内を行い制度利用に繋げました。

【今後の方針】

今後も継続して健康や障害に関する知識の普及・啓発を図るとともに、講座等の学ぶ場を提供します。また、高齢化等による障害の重度化・重複化の予防及びその対応に留意します。

障害のある人が身近な地域で必要な医療やリハビリテーションを受けられるよう、地域医療体制等の充実を図ります。

障害のある人やその家族の不安を軽減するために、相談支援体制や社会復帰・社会参加に向けた支援を行い保健・医療・福祉体制の一層の充実を目指します。

(1) 健康づくりの促進

番号	施策	内容	担当課
1	健康づくり活動	関係機関が協力し、地域の自主活動の支援や健康づくり事業の推進をします。障害の原因となる疾病の発生予防や早期発見に取り組み、早期治療につなげます。	障害福祉課 高齢介護課 健康増進課
2	妊娠期、乳幼児期の健康づくり	子どもを健やかに生み育てるために、妊娠期から子育て期まで、安心して子育てができるよう、育児相談、乳幼児健康診査、その後の支援等、母子保健事業を継続します。また、子育て世代包括支援センターにおいては、家庭訪問、相談体制を強化するとともに関係機関と連携し子育て支援体制の充実を図っていきます。	健康増進課

(2) 地域での医療体制の充実

番号	施策	内容	担当課
1	地域医療体制の充実	住み慣れた地域で日常生活を継続しながら、必要な医療を適切に受けられるよう地域医療体制の充実を図ります。	健康増進課
2	地域包括ケアシステムの深化	小地域ケア会議（町内会含む）、地域包括ケア会議等を通じて、地域課題の抽出・解決や地域事業の推進を図ります。	障害福祉課 高齢介護課

(3) 精神保健施策の推進

番号	施策	内容	担当課
1	休養・こころの健康づくり	ストレスの対処法や休養のとり方など、こころの健康づくりに関して広報紙や健康教育等あらゆる機会を通じて知識の普及・啓発を図ります。	障害福祉課 健康増進課
2	保健・医療・福祉の連携・協議の場の設置	精神疾患を抱える人が適切な医療を受け、安心して地域で暮らすことができるよう、保健・医療・福祉が連携・協議を図るための場を設けます。	障害福祉課 健康増進課
3	関係機関の連携体制の整備	保健、医療、福祉、教育、労働等の関係機関との連携を図るため、連絡・調整の場を設けるとともに各種相談支援やサービス内容の枠組みを整理するなどの体制づくりに取り組みます。	障害福祉課 健康増進課
4	社会参加への整備	就労に向けて、また、生活リズムの安定や仲間づくりのために、障害のある人が身近なところで外出・相談できる場所の整備に努めます。また、就労支援や福祉サービスの利用が必要な人への相談・支援を継続します。	障害福祉課 財産活用課
5	発達障害者への支援	発達障害者支援コーディネーターを配置し、発達障害のある人や疑いのある人、またその家族への相談支援を行います。	障害福祉課 健康増進課
6	手帳非所持者への支援	発達障害や高次脳機能障害等の障害のある人や、自立支援医療受給者等、各種障害者手帳を所持していない人に対しても障害福祉サービスの周知、情報発信を行い利用の促進を図ります。	障害福祉課 健康増進課

(4) 難病患者等への支援

番号	施策	内容	担当課
1	難病への理解の促進	疾病に対する正しい知識の普及・啓発を図ります。また、より充実した支援を行うため、関係職員等に難病に対する理解を深める取組を行います。	障害福祉課 健康増進課
2	相談支援体制の充実	地域での療養生活において、医療機関や保健所等の関係機関と連携し、訪問等により家族等の介護者を含めた相談支援を継続します。	障害福祉課 健康増進課
3	医療など関係機関の連携体制の整備	介護保険、障害福祉サービス、在宅医療など一層の連携や療養支援体制の充実を図ります。	障害福祉課 高齢介護課
4	障害福祉サービスの充実と利用促進	障害福祉サービス、日常生活用具給付事業の充実や自立した生活ができるよう支援を行います。また、障害福祉サービスの利用の周知、情報発信を行い利用の促進を図ります。	障害福祉課

2 子どもの健やかな成長への支援

【現状・課題】

障害のある子ども一人ひとりへ個別に対応を行うため、児童発達支援センターの充実を目的とし関係機関で連携し、研修・事例検討会等を行いスキルアップを図りました。

しかしながら、現在市内には児童発達支援センターが1か所しかなく、施設の特性上重度の障害児を対象とすることが多いこと、県北に同じような事業を行う事業所がないことから業務が集中しており、職員の負担が大きくなっています。

医療的ケア児の受入れに関しては、平成29（2017）年度から公立保育所で令和3（2021）年度から小学校で実施していますが、医療的ケア児の受入れを継続するためには人員の確保と体制整備が課題となっています。

また、市が運営している児童発達支援事業所「てけてけ」では、令和5（2023）年度から保育所等訪問支援事業を開始し、幼児期の発達支援が必要な場合に療育施設等への通所だけでなく、保育所等訪問支援も選択できフォロー体制の充実を図ることができています。

（1）療育体制の充実

番号	施策	現状・課題
1	療育相談事業の充実	子どもの発達に不安をもつ保護者の相談に応じるとともに、必要な関係機関への取り次ぎを行いました。また、支援に携わる人については療育に関する現状や課題を共有する場を設け、専門的な技術提供や助言を行いました。
2	療育訓練事業の充実	療育を必要とする子どもの受入れ体制を整え、ニーズに応じた療育サービスを提供しました。 保育所等訪問支援事業を開始し、幼児期の発達支援が必要な場合に療育施設等への通所だけでなく、保育所等訪問支援も選択できることによってフォロー体制の充実を図りました。
3	地域療育ネットワークの充実	障害福祉課、健康増進課、療育機関、医療機関、保健所、保育園等（保育園（所）・幼稚園・認定こども園）、教育委員会など各機関が相互に連携し、より効果的なものとなるよう現存の自立支援協議会のネットワークを活用し、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、おかやま発達障害者支援センターを加えた地域療育ネットワークを構築しました。

(2) 障害児支援の充実

番号	施策	現状・課題
1	障害児通所支援の充実	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応を目指した支援・相談等が受けられるよう、サービスの提供を行いました。 令和5年度からは保育所等訪問支援を開始し、ニーズに応じた支援の充実を図りました。
2	保育園等（保育園（所）・幼稚園・認定こども園）での保育の充実	診断の有無に限らず、入園を希望する子どもの受入れを促進し、子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を行いました。また研修会を実施し、職員の質向上を図りました。
3	児童発達支援センターの充実	現在市内では、児童発達支援センターが1か所しかなく、県北に同じような事業を行う事業所がないことから業務が集中しており、職員の負担が大きくなっています。
4	放課後等の居場所づくりの推進	放課後等デイサービス事業の利用料を負担することにより、児童の特性に応じた療育の実施を推進し、放課後の居場所づくりの確保を行いました。 放課後児童クラブでは、受入児童数は年々増加傾向にあり、必要となる放課後児童クラブ職員の確保が課題となっています。
5	医療的ケア児支援の充実	医療的ケア児に関する課題について各関係機関の役割を明確にし、連携体制を強化し、令和5年度に医療的ケア児等コーディネーターを配置しました。 医療的ケア児の受入れを継続するための人員体制の確保が課題となっています。

【今後の方針】

児童発達支援センター業務の一部を定住自立圏事業とし、重度の身体・知的障害児が身近な地域で安心して生活し、必要な療育支援を受けることができるよう、令和6（2024）年度からは、津山圏域定住自立圏事業として、児童発達支援センターの体制整備と機能強化を図ります。

関係機関が連携し、一人ひとりの実状に応じた適切な支援が受けられるよう、幼少期から成人期に向けた切れ目のない支援体制づくり・つなぎの仕組みづくりを進めます。

（1）療育体制の充実

番号	施策	内容	担当課
1	療育相談事業の充実	保護者や支援者のニーズに応じた柔軟な対応ができるよう、療育に関する重層的な相談体制の充実を目指します。子どもの発達に不安をもつ保護者の相談に応じるとともに、支援に携わる人にも専門的な技術提供や助言を行っていきます。	障害福祉課 健康増進課
2	療育の充実	個々の子どもの障害に応じた療育サービスを提供します。また、質の高い支援を行えるよう内容や回数を充実させていきます。身近な地域で適切な支援が受けられるよう、療育を必要とする子どもの受入れ体制を整え、ニーズに応じた療育サービスを提供します。	障害福祉課 健康増進課
3	地域療育ネットワークの充実	子どもの発達成長に係る支援者である障害福祉課、健康増進課、療育機関、医療機関、保健所、保育園等（保育園（所）・幼稚園・認定こども園）、教育委員会など各機関が相互に連携し、より効果的なものとなるよう現存の自立支援協議会のネットワークを活用し、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、おかやま発達障害者支援センター等を加えた新たな地域療育ネットワークを構築します。また、津山市子ども若者支援庁内推進会議を活用し切れ目のない支援など、時代の変化に対応したより細かな支援の充実を図ります。	障害福祉課 健康増進課

(2) 障害児支援の充実

番号	施策	内容	担当課
1	障害児通所支援の充実	障害種別に関わらず、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応を目指した支援・相談等が受けられるよう、児童発達支援、保育所等訪問支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援のサービス充実を図ります。	障害福祉課 健康増進課
2	保育園等（保育園（所）・幼稚園・認定こども園）での保育の充実	障害のある子どもの受入れを促進するとともに、個々の子どもの障害に応じた保育がなされるよう個別の相談・指導を充実させていきます。保育士・幼稚園教諭対象の研修会を実施し資質の向上を図ります。	こども 保育課
3	児童発達支援センターの充実	津山圏域定住自立圏事業も含め、児童発達支援センターの体制を整備し、機能強化を図ります。また、保育所等訪問支援等の障害児等療育支援事業の実施体制整備を推進します。	障害福祉課
4	放課後等の居場所づくりの推進	放課後等デイサービスを利用した個々の障害等の状況に応じた療育訓練や保護者等の就労等に考慮した放課後等の居場所づくりを推進します。また、放課後児童クラブへの障害のある児童の受入れも推進します。	障害福祉課 子育て 推進課
5	医療的ケア児支援の充実	医療的ケアが必要な児童が地域で生活をするために必要な支援及び医療体制の整備を推進するとともに、保健、医療、福祉、保育、教育等が連携し、生活上の課題の改善に向けて協議する場を設けます。また、関連分野の支援を調整する医療的ケア児等コーディネーターを配置し、重層的な支援体制を推進します。	障害福祉課 子育て 推進課 こども 保育課 健康増進課 学校教育課

基本目標3 社会参加と自立の基盤づくり

1 就労支援の充実

【現状・課題】

障害者差別解消法の施行にともない、障害者雇用促進法が改正され、事業主の障害者に対する差別の禁止及び合理的配慮の提供義務が定められました。同時に、職場の環境改善、企業等の障害への理解促進により一般就労への移行や職場定着が重要とされています。

アンケートでは、現在収入を得る仕事をしていない障害のある人のうち約5割が今後収入を得るための仕事がしたいと回答しています。一方で、必要な就労支援としては、「職場の上司や同僚に障害の理解があること」、「職場の障害者理解」、「勤務時間や日数が体調に合わせて変更できること」を望む意見が多くなっています。

また、就労意欲の高い障害者の就職支援を促進するため、令和4（2022）年7月に岡山労働局と「津山市雇用対策協定」を締結しました。

（1）雇用・就労機会の拡充

番号	施策	現状・課題
1	障害のある人の一般就労促進	公共職業安定所、津山障害者就業・生活支援センターの関係機関と協力し、事業主に対し障害のある人の雇用促進を図る啓発・広報活動を行いました。 また、発達障害支援コーディネーターを配置し就労定着支援を行いました。
2	就労移行支援・就労継続支援の利用促進	相談支援事業所、就労移行支援・就労継続支援事業所と連携を図り利用者の特性に合った事業所の紹介に努めました。 就労移行支援・就労継続支援事業所の利用希望者は増加しており、早急に体制の強化が必要です。
3	工賃向上の推進	市のホームページ等にて、就労継続支援事業所の施設紹介、活動内容の紹介を行い広報に努めました。

（2）就労定着に向けた支援

番号	施策	現状・課題
1	ジョブコーチの推進	障害のある人を雇用する企業に対し、職場適応援助者（ジョブコーチ）支援事業の周知を図りました。
2	職場・企業への障害者雇用の理解促進	津山障害者就業・生活支援センターと連携を図り、津山地域自立支援協議会での取組として就労応援セミナーや研修会、情報交換会を行いました。

【今後の方針】

障害者雇用の拡大に向けて、企業や住民への障害に関する理解を促進するとともに、障害のある人が継続して就労できるよう、就労後の相談支援の充実や職場環境の改善に向けて事業所に働きかけます。

就労意欲の高い障害者が特性に応じた職に就けるよう、就職面接会の周知・広報や、公共職業安定所、津山障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携し、求人・求職ニーズのマッチングや福祉施設から一般就労への移行、就労定着を支援します。

(1) 雇用・就労機会の拡充

番号	施策	内容	担当課
1	障害のある人の一般就労促進	公共職業安定所、津山障害者就業・生活支援センターの関係機関と協力しながら、事業主に対し、障害のある人の雇用促進を図る啓発・広報活動を行います。就職を希望する障害のある人に対し、公共職業安定所への取り次ぎを行います。	障害福祉課
2	就労移行支援・就労継続支援の利用促進	一般就労が困難な障害のある人に対しては、就労移行支援事業、年齢や技術的な問題がある障害のある人に対しては、就労継続支援事業を紹介します。 また、事業者には、就労移行支援・就労継続支援事業所を設置していくよう働きかけ、障害のある人の就労支援体制の強化を図ります。	障害福祉課
3	工賃向上の推進	障害のある人が福祉事業所で働いた対価としての工賃向上を推進します。また、福祉事業所で提供できる事業の広報に努め、行政・民間等からの利用を促すとともに商品の販路拡大による収益増加のため、障害者優先調達を促進します。	障害福祉課
4	多様な就業の機会の確保の推進	障害のある人が特性に応じて就業し、自信や生きがいを持って社会参画を実現できるよう、農福連携等多様な就業の機会の確保の推進に取り組みます。	障害福祉課 農業振興課

(2) 就労定着に向けた支援

番号	施策	内容	担当課
1	ジョブコーチの推進	障害のある人を雇用する企業に対し職場適応援助者（ジョブコーチ）の活用を推奨し、働きやすい環境づくりを推進していきます。	障害福祉課
2	職場・企業への障害者雇用の理解促進	津山障害者就業・生活支援センターを活用し、障害のある人の職域開発や職業能力の開発、職場定着の促進等、支援の充実を図り、障害のある人の就労促進に取り組みます。	障害福祉課

2 教育環境の充実

【現状・課題】

市では、スムーズな就学が行われるよう「津山市共通支援シート」等を活用した就学前後の情報連携を推進しています。

個々の幼児児童生徒の教育的ニーズに最も的確にこえる、指導を受けることのできるインクルーシブ教育システム（包容する教育制度）を整備しました。

また、津山市立図書館での読書バリアフリーサービスをはじめ、障害の有無に関わらず全ての人々が様々な場において生涯学習の機会が得られるよう取組を推進しています。

ICTを活用して通級指導教室と在籍校の連携を強化する取組などを実施しました。就学前からの教育相談や教育的ニーズに応じた特別支援教育の充実を図るため、教育相談員の配置、各校への巡回相談の実施、教職員研修、指導資料の提供等の取組を進めました。

令和4（2022）年度より市内の小中学校に1名ずつ特別支援教育ナビゲーターを配置し、各学校の特別支援教育の推進を図っています。

医療的ケアを必要とする児童生徒に対し、令和3（2021）年度より市立学校に看護師を配置するなど、自立して健康で安定した学校生活に向けた支援体制を整備しています。

その中で津山市立図書館では、令和元（2019）年6月に公布・施行された「視覚障害者等の読書環境の整備に関する法律」（読書バリアフリー法）に基づき、読書の困難な人に向けて様々なサービスを実施しています。

(1) 学校教育の充実

番号	施策	現状・課題
1	適切な教育支援の実施	<p>子どもの状況、保護者の意向を踏まえて、ふさわしい学びの場について教育相談等を実施しました。</p> <p>保育園等（保育園（所）・幼稚園・認定こども園）の連携によるスムーズな就学が行われるよう、一人ひとりの教育的ニーズに応じた就学及びその後の教育支援について審議を行いました。</p> <p>保護者に対して、特別支援教育への理解をさらに深める必要があります。</p>
2	未就学児特別支援教育の充実	<p>保育園等（保育園（所）・幼稚園・認定こども園）の職員を対象に特別支援教育に関する内容の研修会を実施し、職員の特別支援教育に関する知識やスキル等の向上を図りました。</p> <p>令和3年度末からは「津山市共通支援シート」と活用のためのガイドラインを作成し、就学前後の情報共有を図りました。「津山市共通支援シート」の記載内容について、必要な情報を記載できるよう研修等を継続して実施する必要があります。</p>
3	就学後の特別支援教育の充実	<p>保育園等（保育園（所）・幼稚園・認定こども園）の連携によるスムーズな就学が行われるよう「津山市共通支援シート」等を活用した情報連携を推進しました。</p> <p>また、津山市特別支援教育推進センターを核とした各学校における特別支援教育の推進に努めました。</p>
4	通級指導教室の機能強化	<p>通級による指導の充実を図るため、市内中学校に出向くサテライト指導やICTを活用して通級指導教室と在籍校の連携を強化する取組などを実施しました。</p> <p>通級指導教室担当者には、特に専門的スキルが必要となることから、人材育成が課題となっています。</p>

(2) 専門性の向上

番号	施策	現状・課題
1	教員の専門性の向上	特別支援教育コーディネーター研修会を年3回実施し、教職員の専門性の向上と指導方法の充実を図りました。また、特別支援教育コーディネーターを中心とした校内体制の整備を行いました。
2	特別支援教育への対応	令和4年度より市内の小中学校に1名ずつ特別支援教育ナビゲーターを配置し、各学校の特別支援教育の推進を図りました。

(3) 生涯学習の充実

番号	施策	現状・課題
1	学習機会の提供	「青年学級」を通じて、地域や生活の場において、障害のある人も障害のない人と同じように生涯学習として余暇や学習・文化活動を楽しむ時間を設けました。
2	参加機会の拡大	生涯学習通信「まなびい」での手話教室出前講座、文字通訳養成講座の広報を行いました。また、生涯学習人材バンクでも手話を通じて活動を行っている人の紹介を実施しました。 公民館の利用者には、手話通訳者・要約筆記者派遣制度等についての啓発に努めました。

【今後の方針】

障害のある幼児児童生徒の自立と社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、基礎的環境の整備を進めつつ個別の指導計画や個別の教育支援計画の活用を通じて、保育園等（保育園（所）・幼稚園・認定こども園）、小・中学校、高等学校、特別支援学校等に在籍する障害のある幼児児童生徒が合理的配慮の提供を受けながら、適切な指導や必要な支援を受けられるようにします。

また、通級による指導の充実を図るため、市内中学校に出向くサテライト指導や個々の幼児児童生徒の教育的ニーズに最も的確に応える指導を受けることのできるインクルーシブ教育システム（包容する教育制度）を充実させます。

津山市立図書館での読書バリアフリーサービス（サピエ図書館や音声DAISYの活用など）をはじめ、障害の有無に関わらず全ての人が様々な場において生涯学習の機会が得られるよう取組を推進します。

(1) 就学前・学校教育の充実

番号	施策	内容	担当課
1	適切な教育支援の実施	障害のある児童生徒及びその保護者との教育相談において、意向や障害に配慮し総合的に判断し、適切な就学に向けての教育支援を実施します。	こども 保育課 学校教育課
2	未就学児特別支援教育の充実	<p>保育園等（保育園（所）・幼稚園・認定こども園）を対象に特別支援教育に関する研修会を実施するとともに、5歳児健康調査等を実施し、各園での「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」の作成を支援し特性に応じた適切な教育を提供します。</p> <p>また、保育園等（保育園（所）・幼稚園・認定こども園）に在籍する特別支援を必要とする児童に対応した支援員を確保するとともに、支援員に対し研修等を定期的実施し教育と保育の質を向上します。さらに、「津山市共通支援シート」を活用し、就学前後の情報連携を図ります。</p>	こども 保育課 健康増進課
3	就学後の特別支援教育の充実	「津山市共通支援シート」を活用し、就学前後の情報共有を図り特別支援教育を推進します。津山市特別支援教育推進センターが中心となり、教育相談体制の整備及び教員の指導力向上並びに教員・保護者対象の研修会を実施し、適切な支援や情報提供を行います。	学校教育課
4	通級指導教室の機能強化	市内小中学校3校（幼児部は小学校2校）に設置している通級指導教室で、障害のある児童生徒及び保護者の教育相談や通級による指導の充実を図ります。さらに、保育園等（保育園（所）・幼稚園・認定こども園）及び小中学校での特別支援教育に関する相談・指導を推進するため、通級指導教室が特別支援教育推進センターの中心的な機能を果たすよう取り組みます。	こども 保育課 学校教育課
5	インクルーシブ教育システムの推進	障害の有無に関わらず可能な限りともに教育を受けられるよう環境を整備し、心身の発達状況や個々の教育的ニーズに対応したインクルーシブ教育システムの充実に引き続き取り組みます。	障害福祉課 健康増進課 こども 保育課 子育て 推進課 学校教育課

(2) 専門性の向上

番号	施策	内容	担当課
1	教員等の専門性の向上	教職員の特別支援教育に関する専門性の向上、学習指導内容を改善・充実させ、指導力向上を図ります。また、全教職員の理解が深まるよう様々な研修の充実と指導体制の確立を図ります。	学校教育課 こども 保育課
2	特別支援教育への対応	知的障害（知的障害特別支援学級）、自閉症・情緒障害（自閉症・情緒障害特別支援学級）、学習障害と注意欠陥多動性障害（通級指導）等に対応した指導・支援体制の充実に取り組み、教職員等の理解を深めるとともに、指導方法等に関する研修を充実させます。	学校教育課 こども 保育課

(3) 生涯学習の充実

番号	施策	内容	担当課
1	学習機会の提供	障害のある人が生きがいのある社会生活を送るために、引き続き様々な学習機会を提供します。	生涯学習課
2	参加機会の拡大	手話通訳者・要約筆記者派遣制度等の活用を周知し、障害のある人が参加できる場が広がるよう啓発します。	障害福祉課 生涯学習課
3	読書バリアフリーの推進	図書館において、点字図書や大活字本、アクセシブルな電子書籍等を収集し、また読書補助器具等を活用して読書バリアフリーを推進します。	生涯学習課

3 社会参加の促進

【現状・課題】

障害のある人が様々な地域活動や余暇活動に参加することは、生きがいをもつことや地域の一員としての意識の向上、能力の拡大や生活を豊かにすることにつながります。

市では、「ふれあい村」・「ふれあいスポーツ大会」の開催や、津山市発のニューススポーツ「ほおるん・ビンゴ」やパラリンピック正式種目の「ボッチャ」の指導者研修を実施するなど、障害の有無に関わらず幅広い年代の人も楽しめる活動を支援・推進してきました。また、文化・芸術活動や生涯学習の講座等、様々な交流の機会に対して広く住民の活動への参加を促進してきました。

アンケートでは、普段の生活の中で、スポーツへの参加の機会、美術・音楽などの文化芸術活動について、「機会がない」と回答した人の割合は3割台となっており、より活動の充実・啓発が課題となっています。

さらに、障害者週間に併せて障害のある人の作品の展示の場として、「ふれあい作品展」を毎年実施し、障害のある人が自発的に参加できるよう支援しています。

(1) スポーツ・文化・芸術活動の推進

番号	施策	現状・課題
1	生涯スポーツ・ニューススポーツの推進・普及	「ほおるん・ビンゴ」や「ボッチャ」の指導者研修を実施しました。 一般のスポーツの推進と障害者スポーツの推進を異なる部局が担当しており、両者の連携が十分でないことが課題となっています。
2	情報提供と積極的な参加促進	岡山県障害者スポーツ大会への参加周知及び参加に向けた体制づくりの構築を行いました。
3	障害のある人への配慮	各種大会やイベントの実施時において、手話通訳者や要約筆記者の派遣、車椅子利用者のスペース確保等により、障害のある人に配慮した運営を行いました。

(2) ボランティア活動等の推進

番号	施策	現状・課題
1	ボランティアの育成・支援	点訳奉仕員等養成事業（津山市社会福祉協議会へ委託）で、「手話奉仕員養成講座」、「要約筆記奉仕員養成講座」、「点訳講座」、「朗読講座」の各講座を実施し、社会に貢献できる人材の育成を行いました。また、ボランティア交流会へ活動の支援を行いました。
2	障害のある人自身のボランティア活動	障害のある人自身によるボランティア等、自らの体験に基づいた相談や援助活動を支援しました。
3	ボランティアやNPOの活動支援	「日本語教室の会」で市とボランティア講師による共同運営を実施し、会の財政支援、ボランティア講師の活動支援等を実施しました。 市内の複数のボランティアグループにより組織されている津山市ボランティア交流会へボランティア活動の活性化のため、支援を行いました。

(3) 交流・ふれあいの促進

番号	施策	現状・課題
1	作品展等の開催	障害のある人に対する正しい理解と認識を深めるため、障害のある人が作成した絵画、工芸品等を本庁舎市民ホールにて展示を行いました。 現在実施している障害者作品展は市内の小規模なものに留まっており、参画の機会を広げる必要があります。
2	障害者団体の支援	障害者団体、親の会、ボランティア交流会等の活動の支援や活動に関する情報発信を行いました。

【今後の方針】

障害のある人もやりがいや生きがいを持って地域で自分らしい暮らしができるよう、また、就労にもつながるようスポーツや文化・芸術等様々な分野における地域活動の充実を図ります。障害者の様々な活動への参加を支援するボランティア活動においては、講師の確保や活動団体の活性化を推進します。

引き続き作品展の実施や、県内の障害者を対象としたアート展への参加を支援する等、障害のある人の参画の機会を拡大し、創作意欲のモチベーションの向上や社会参加につなげるとともに、多くの住民が障害の有無に関わらず障害者作品展や行事等に参画できるように内容の充実を図ります。

(1) スポーツ・文化・芸術活動の推進

番号	施策	内容	担当課
1	生涯スポーツ・ニュースポーツの推進・普及	障害者スポーツの推進に向けて、スポーツ施設や指導者等の環境整備を図るとともに、スポーツを実施していない非実施層に対する関心を高めることや障害者スポーツの体験などによる一般社会に対する理解啓発に取り組みます。	障害福祉課 スポーツ課
2	情報提供と積極的な参加促進	優れた文化に触れ合う機会や障害のある人も気軽に参加できるような身近な活動などの紹介を行うとともに、積極的な参加を呼びかけます。	障害福祉課
3	障害のある人への配慮	各種大会やイベントの実施時において、手話通訳者や要約筆記者の派遣、車椅子利用者のスペース確保等により障害のある人に配慮した運営を図ります。	障害福祉課

(2) ボランティア活動等の推進

番号	施策	内容	担当課
1	ボランティアの育成・支援	障害のある人の多様なニーズに対応できるよう、ボランティア団体及び個人ボランティアの育成に努めるとともに、福祉を学んでいる大学生や高校生等による幅広いボランティア活動や機能の拡大・強化について支援します。	障害福祉課
2	障害のある人自身のボランティア活動	障害のある人自身によるボランティア等、自らの体験に基づいた相談や援助活動への取組を働きかけます。	障害福祉課
3	ボランティアやNPOの活動支援	住民参加によるまちづくりを進めるため、ボランティアやNPOが活動できる場や機会を提供し活動支援の充実に取り組みます。	障害福祉課 地域づくり 推進室

(3) 交流・ふれあいの促進

番号	施策	内容	担当課
1	作品展等の開催	障害者作品展等を開催し、作品の募集や展示方法の工夫、他の行事とのタイアップなど、障害の有無に関わらず多くの住民が参画できるよう内容の充実を図ります。	障害福祉課
2	障害者団体の支援	会員相互の助け合いや交流会・研修会を行う障害者団体、親の会等の活動の支援や活動に関する情報発信を広報紙等で行います。	障害福祉課

基本目標 4 安心して暮らせる支え合いのまちづくり

1 生活環境の整備

【現状・課題】

障害のある人が住み慣れた地域で自立した生活を営みながら社会参加を行っていくために、民間施設や公共施設のバリアフリー化等、生活環境や住環境の整備は不可欠です。

市では、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」及び「人にやさしいまちづくり条例」に基づき、公園・観光トイレ、スポーツ施設など、多くの人が利用する公共施設について、ユニバーサルデザイン化の概念を反映した整備を行いました。

(1) 福祉のまちづくりの推進

番号	施策	現状・課題
1	「人にやさしいまちづくり条例」の推進	「人にやさしいまちづくり条例」に基づき、高齢者、障害者等が安全かつ円満に利用できる民間都市施設の整備を推進しました。
2	ユニバーサルデザインの普及・啓発	だれもが使いやすい施設や整備を目的としたユニバーサルデザインの考え方について、住民、民間事業者に対し普及・啓発を行いました。
3	施設の整備と情報提供	「人にやさしいまちづくり条例」及び、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき、一定規模・用途の建築物の新築時の届け出の際に基準に適合するよう指導・助言を行いました。

(2) 住宅・建築物のユニバーサルデザイン化の促進

番号	施策	現状・課題
1	ユニバーサルデザイン化の促進	公園・観光トイレ、スポーツ施設など、多くの人が利用する公共施設について、ユニバーサルデザイン化の概念を反映した整備を行いました。

【今後の方針】

バリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の考え方を反映したまちづくりを進めるとともに、障害の有無に関わらずユニバーサルデザインに対する理解を住民に広く普及します。

また、公共施設以外でも障害のある人が使いやすい施設整備を推進します。

(1) 福祉のまちづくりの推進

番号	施策	内容	担当課
1	「人にやさしいまちづくり条例」の推進	「人にやさしいまちづくり条例」の円滑な推進に努め、障害のある人の意見やバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の概念を反映したまちづくりが行われるよう、全市的な取組を行います。	障害福祉課 都市計画課
2	ユニバーサルデザインの普及・啓発	だれもが使いやすい施設や整備を目的としたユニバーサルデザインの考え方について、住民、民間事業者に対し普及・啓発を図ります。	障害福祉課 都市計画課
3	施設の整備と情報提供	「人にやさしいまちづくり条例」の趣旨に基づき、住宅、建築物、駐車場、スロープや障害者用トイレの整備等、障害のある人や高齢者の円滑な利用に配慮し、施設や設備の情報提供を進めます。	障害福祉課 都市計画課 財産活用課

(2) バリアフリー・ユニバーサルデザイン化の促進

番号	施策	内容	担当課
1	ユニバーサルデザイン化の促進	公民館・図書館等多くの人々が利用する公共施設については、ユニバーサルデザイン化の概念を反映した整備を推進します。	生涯学習課 地域づくり 推進室 財産活用課
2	民間施設のユニバーサルデザイン化の促進	不特定多数の人々が利用する民間施設の整備についても、「人にやさしいまちづくり条例」及び「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき、障害のある人や高齢者等に配慮した施設となるよう普及・啓発を図るとともに指導、助言を行います。	都市計画課
3	民間住宅のリフォームの促進	障害のある人や高齢者向け住宅リフォームに関する相談体制を整備します。	都市計画課
4	低床バス等の導入	バス車両の更新時に合わせて低床車両や車椅子に対応した車両の導入など、公共交通のバリアフリー化を推進します。	商業・交通 政策課
5	ユニバーサルデザインタクシーの導入費用補助	高齢者や障害のある人がタクシーで移動しやすい環境を整備するため、タクシー事業者が行うユニバーサルデザインタクシーの導入に対する補助制度の創設を検討します。	商業・交通 政策課

2 移動・交通対策の推進

【現状・課題】

市では、令和5（2023）年より福祉タクシーの運行に加え同車両を活用し、難聴児等の学区外小学校へのスクールバスとして運用を開始しました。津山駅では、改札とプラットフォームをつなぐエレベーターの設置、内方線付き誘導用ブロックの設置、触知案内板の整備などのバリアフリー化工事が完了しました。障害のある人や高齢者等が外出しやすく活動の範囲を広める取組を実施することで、移動を支援する家族等、支援者の負担の軽減に努めました。

アンケートでは、交通・移動に関する補助サービスの利用状況について、「利用している」と回答した人の割合は2割未満となっており、その満足度について「現在の状態ではまったく不十分」、「現在の状態ではやや不十分」と回答した人の割合は2割台前半となっています。タクシー券や給油券、バス利用券の交付や、福祉移送サービスや福祉タクシーの運行等、障害のある人が外出しやすい環境づくりを推進していますが、障害のある人や高齢者にとって外出が不便になると自宅に引きこもりがちになることも考えられるため、公共交通機関の整備はもちろん、各種補助の割引率の増加など外出が困難な人への移動支援をさらに充実させる必要があります。

（1）交通対策の促進

番号	施策	現状・課題
1	道路施設の整備	国の補助金を活用し、市役所周辺で歩行者・自転車が多く通行する区域の街路樹伐採など、歩行空間を整備しました。歩道修繕や歩道新設時には点字ブロックの整備要否を検討しました。
2	駐車場利用者証制度の促進	障害福祉課・高齢介護課・健康増進課で「ほっとパーキングおかやま」駐車場利用証を交付し、身体障害者手帳交付や各種制度の手続き時等に、対象者やその支援者に制度を周知することで制度の利用促進を図りました。

(2) 移動方法・交通手段の充実

番号	施策	現状・課題
1	福祉タクシーの運行	福祉タクシーを運行することで、障害のある人や高齢者等が外出の機会と活動の範囲を拡大し、支援者の負担を軽減しました。また、難聴児等の学区外の小学校への送迎運用を令和5年度に開始しました。
2	タクシー券・給油券等の助成	事業を実施することで、障害のある人の社会参加を促進しました。今後はタクシー料金の運賃改定に伴い助成の増額が必要です。
3	福祉移送サービスの実施	移動自体、公共交通機関を使用することが困難な人に対し、自立と社会参加ができるよう事業を実施しました。
4	福祉バスの貸出し	障害者団体、障害者施設等の研修・スポーツ・レクリエーションでの福祉バスの利用促進を図りました。
5	公共交通機関の利便性の確保	津山駅で改札とプラットフォームを繋ぐエレベーターの設置、内方線付き誘導用ブロックの設置、触知案内板の整備などのバリアフリー化工事が令和5年3月に完成しました。
6	自動車運転免許取得等の助成	助成を行うことで、障害のある人の社会参加の促進を図りました。

【今後の方針】

道路や歩道におけるバリアフリー化や、安全確保を進めるとともに支援を必要とする人が移動支援のサービスを十分に受けることができるよう、ニーズに応じた対応に努めます。

また、より多くの人が出歩けるよう、公共交通機関の整備やAI技術を活用したデマンド交通を実施し利便性の向上を図ります。

(1) 交通対策の促進

番号	施策	内容	担当課
1	道路施設の整備	道路施設の整備については、歩行空間のバリアフリー化を推進し、歩行空間の確保、段差解消、点字ブロックの敷設や補修など安全性向上に努めます。また、信号機への視覚障害者用付加装置や横断歩道の誘導設備設置など、必要に応じ交通管理者へ要望します。	土木課
2	歩道の安全確保	歩道の放置自転車の解消など障害のある人等の移動の際の安全確保については、引き続き地域の協力を得て進めるとともに、啓発に努めます。	管理課
3	駐車場利用者証制度の促進	身体等に障害があり、歩行が困難な人に身体障害者等用駐車場の駐車スペースを優先して利用できる、「ほっとパーキングおかやま」駐車場利用証について、広く周知し活用を促進します。	障害福祉課 高齢介護課 健康増進課

(2) 移動方法・交通手段の充実

番号	施策	内容	担当課
1	福祉タクシーの運行	屋外での移動が困難な高齢者や障害者が外出しやすい環境を整備し、地域社会への参画を促進することを目的とし、車椅子又は担架のまま乗車できるタクシー運行を継続します。また、障害のある児童生徒の保護者負担軽減のため、同車両でのスクールバス事業を引き続き継続します。	障害福祉課 教育総務課
2	タクシー券・給油券等の助成	低所得世帯等で重度の障害のある人に対し、タクシー券・自家用車の給油券・バス利用券のいずれかを交付し、社会参加を促進します。また、タクシー運賃の基本料金及び燃料費の高騰を鑑みて助成額の拡大を検討します。	障害福祉課
3	福祉移送サービスの実施	低所得世帯であり、1～3級の下肢障害又は体幹機能障害のある人に対し、自立と社会参加の促進のため移送サービスを継続します。	障害福祉課
4	福祉バスの貸出し	障害者団体及び障害者施設等の研修・スポーツ・レクリエーション等への参加を促すため福祉バスの貸出しを継続します。	障害福祉課
5	公共交通機関の利便性の確保	JR、バスなど公共交通ターミナルの利便性の確保について、引き続き交通事業者と協力してスロープや多目的トイレの整備など、バリアフリー化を推進します。	障害福祉課 都市基盤整備課
6	自動車運転免許取得等の助成	就労や社会参加が見込まれる1～2級の身体障害のある人に対し、運転免許取得及び自動車改造についての助成を継続します。	障害福祉課
7	A I デマンド交通の運用	移動手段を持たない高齢者や障害のある人に対し、A I（人工知能）技術を活用したデマンド交通（予約型乗合交通）の実施により、外出・移動の支援をすることで社会参加を促進します。	商業・交通政策課

3 防災・防犯対策の推進

【現状・課題】

市では、「津山市地域防災計画」に基づき、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害のある人、医療的ケアを必要とする人等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するなどの取組を実施しています。

アンケートでは、災害時に一人で避難できる、支援者が周囲にいる人がともに4割台で、特に災害時に困ることとして挙げられたことは、「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」、「投薬や治療が受けられない」との意見が多く、情報提供方法及び避難場所での障害のある人の環境整備を検討することが求められています。

詐欺被害全体の拡大傾向が続いている状況にあり、障害のある人は詐欺の被害にあいやすく、障害のある人及び関係する家族等への情報提供等を引き続き行っていく必要があります。

(1) 対策の充実と意識醸成

番号	施策	現状・課題
1	防災に関する意識の高揚	地域に出向いての防災講話や防災訓練において、防災に関する意識の高揚を図りました。 さらに障害のある人やその家族に対し、直接的に防災意識の高揚や啓発を図る必要があります。
2	自主防災意識の高揚	地域に出向いての防災講話や防災訓練において、マイタイムラインや個別避難計画について、周知を図りました。
3	防災知識の普及	障害者施設や関係団体からの依頼により、講話や防災ゲーム等を実施し、防災意識の普及・啓発に努めました。

(2) 緊急時の情報提供・避難体制

番号	施策	現状・課題
1	要配慮者支援体制の整備	対象と思われる住民に対し、要支援者名簿制度に関する同意勧奨文書を年に1回送付することにより、要支援者名簿を整備し、避難支援関係者間で情報を共有しました。
2	情報発信・提供体制の充実	災害時における情報発信では、台風や大雨等の発生が予測できる事象について、事前の注意喚起や情報提供、表現についても簡略に分かりやすい表現に努めました。 災害情報をきめ細かく発信できるような体制整備が必要です。
3	福祉避難所の確保	民間福祉施設と協定を締結し、災害発生時の福祉避難所として高齢者や障害のある人、妊産婦等の避難所において何らかの特別な配慮が必要な在宅の要支援者（要配慮者）を対象とした受入れ体制の確保に努めました。しかしながら、要支援者（要配慮者）の数に対し受入れ可能人数が少ない状況となっています。

【今後の方針】

災害時に支援が必要な人を把握し、支援が可能な地域の人々と協力して防災体制の整備を行い、災害発生時に福祉避難所が必要となる場合には福祉避難所の速やかな開設及び運営の依頼を行います。

また、地域に住む住民一人ひとりが防災への関心を高め、積極的に助け合い、緊急時の支援に取り組むことができるよう、さらに啓発を行います。

障害のある人やその家族等に対し、必要な情報の提供や消費者教育などを行う等、防犯意識を高め、身の回りの安全対策を進めるよう努めます。消費者トラブルについて、相談体制の充実を図ります。

(1) 防災対策の推進

番号	施策	内容	担当課
1	防災に関する意識の高揚	障害のある人やその家族等に対し、防災に関する意識の高揚を図る啓発を実施します。また、防災訓練に障害のある人の参加を促進し、災害時に安全に避難できるように努めます。	危機管理室 障害福祉課
2	自主防災意識の高揚	町内会や民生委員・児童委員、ボランティアなど地域住民の協力を得ながら、自主防災意識の高揚を図り避難対策と支援体制の充実に努めます。	危機管理室 障害福祉課
3	防災知識の普及	障害のある人やその家族、身体障害者相談員、知的障害者相談員、関係施設職員及びボランティア等に対し、防災知識の普及や啓発を行います。	危機管理室 障害福祉課
4	要配慮者支援体制の整備	障害のある人の被災を最小限にとどめる災害予防対策、応急対策、復旧対策が推進できるよう津山市地域防災計画において避難行動要支援者名簿により具体的な個別計画の整備に努めるとともに、福祉避難所の指定に向けて取り組みます。	危機管理室 生活福祉課 障害福祉課
5	情報発信・提供体制の充実	メールやSNS等を活用した行政等から発信する情報の活用を啓発します。また、市防災行政無線・緊急告知防災ラジオの活用による情報発信のほか、聴覚障害者に対しては、ファックスや遠隔手話通訳サービスでの情報提供を行います。	危機管理室 障害福祉課
6	福祉避難所の確保	老人福祉施設や障害者支援施設等と連携し、医療相談を受けること及び専門性の高いサービスを提供できること等を配慮し、災害時における福祉避難所として利用可能な施設の確保を進めます。	危機管理室 生活福祉課 障害福祉課

(2) 防犯対策の推進

番号	施策	内容	担当課
1	防犯対策の推進	障害のある人やその家族等に対し、必要な情報提供を行うなどして防犯意識を高め、身の回りの安全対策を進めます。	障害福祉課 環境生活課
2	消費者トラブルの防止	障害のある人やその家族等へ必要な情報提供や消費者教育などを行い、消費者トラブルの防止を推進します。また、相談体制の充実に努めます。	障害福祉課 環境生活課

第3編 障害福祉計画

第1章 成果目標

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

(1) 福祉施設入所から地域生活への移行者数

【国の基本指針】福祉施設入所から地域生活への移行者数	
第6期計画	令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。
第7期計画	令和8年度末時点で、令和4年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。

【本市における目標値】

令和元（2019）年度末時点の福祉施設入所者数197人に対して、令和元（2019）年度末以降から令和5（2023）年度までの地域生活移行者数は、成果目標12人に対して2人（見込み）であり、福祉施設入所者の1.0%となっています。

本計画では、令和4（2022）年度末時点の福祉施設入所者数194人に対して、施設入所者の重度化・高齢化により地域生活移行者数は減少傾向にあるため、国の基本指針における地域生活移行目標の6%（12人）以上を移行することを令和8（2026）年度の目標値として定めます。

	第5期計画		第6期計画		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (年度末見込み)
施設入所者数	197	191	187	194	192
地域生活移行者数 (単年)	2	1	1	1	0
地域生活移行者数 (累計)	9	10	0	2	2

	令和5年度 (第6期目標値)	令和5年度 (年度末見込み/達成率)	令和8年度 (第7期目標値)
地域生活 移行者数	12人以上	2人 / 1.0%	12人以上

(2) 福祉施設入所者数の削減

【国の基本指針】施設入所者の減少数	
第6期計画	令和元年度末時点の施設入所者から1.6%以上削減することを基本とする。
第7期計画	令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者から5%以上削減することを基本とする。

【本市における目標値】

令和元（2019）年度末時点の福祉施設入所者数197人の1.6%（4人）削減することを令和5（2023）年度の目標値として定めたところ、令和5（2023）年度の福祉施設入所者数は192人と5人（見込み）減少となっています。これは、入院・死亡を理由として施設からの退所者が増加したこと及び施設において新規入所者の受入れが制限されたことによるものです。

本計画では、国の目標に準じ、令和4（2022）年度末時点の福祉施設入所者数194人の5%（10人）以上を削減することを令和8（2026）年度の目標値として定めます。

	令和5年度 (第6期目標値)	令和5年度 (年度末見込み/達成率)	令和8年度 (第7期目標値)
施設入所者の 減少数	4人以上	5人(125.0%)	10人以上

2 地域生活支援の充実

(1) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

【国の基本指針】障害者の地域生活を支援する機能の集約等を行う拠点等	
第6期計画	令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。
第7期計画	令和8年度末までに、各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のためコーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、支援の実績等を踏まえ年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。

【本市における目標値】

障害者の地域生活を支援する機能の集約等を行う拠点について、1か所を確保しており今後も現在の体制を継続します。また、国の目標に準じコーディネーターを配置し、その機能の充実に向けた運用状況の検証及び検討を年3回以上行うことを令和8（2026）年度の目標値として定めます。

	令和5年度 (現状値)	(第7期目標値)		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
設置箇所数	1か所	1か所	1か所	1か所
コーディネーター配置人数	1人	1人	1人	1人
検証及び検討の実施回数	3回	3回以上	3回以上	3回以上

（2）強度行動障害者への支援体制の充実（新規）

【国の基本指針】強度行動障害者への支援体制の充実	
第7期計画	令和8年度末までに各市町村又は圏域において、強度行動障害を有する者に関してその状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。

【本市における目標値】

国の目標に準じ、強度行動障害を有する者に関してその状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めます。

	令和5年度 (現状値)	令和8年度 (第7期目標値)
支援体制の充実	未整備	整備

3 福祉施設から一般就労への移行等

(1) 福祉施設から一般就労への移行

【国の基本指針】福祉施設から一般就労する人数	
第6期計画	<p>令和5年度中に就労移行支援等を通じた一般就労への移行者数を、令和元年度実績の1.27倍以上とすることを基本とする。 併せて、就労移行支援、就労継続支援A型及びB型のそれぞれに係る移行者数の目標値を定める。</p> <p>【目標値】 就労移行支援：令和元年度実績の1.30倍以上 就労継続支援A型：令和元年度実績の概ね1.26倍以上 就労継続支援B型：令和元年度実績の概ね1.23倍以上</p>
第7期計画	<p>就労移行支援事業等の利用を経て令和8年度中に一般就労に移行する者の数を令和3年度実績の1.28倍以上とすることを基本とする。</p> <p>【目標値】 就労移行支援：令和3年度実績の1.31倍以上 就労継続支援A型：令和3年度実績の概ね1.29倍以上 就労継続支援B型：令和3年度実績の概ね1.28倍以上</p>

【本市における目標値】

福祉施設から一般就労した令和元（2019）年度実績の人数3人の1.30倍以上である4人を令和5（2023）年度の目標値として定めましたが、令和5（2023）年度の実績は3人（見込み）となっています。

本計画では、国の目標に準じ令和3（2021）年度実績の一般就労移行者数の1.28倍以上とし4人以上を令和8（2026）年度の目標値として定めます。

併せて、就労移行支援利用者の一般就労への移行者数を、令和3（2021）年度実績（1人）の1.31倍以上とし2人以上、就労継続支援A型利用者では令和3（2021）年度実績（1人）の概ね1.29倍以上とし2人以上、就労継続支援B型利用者では令和3（2021）年度実績（1人）の概ね1.28倍以上とし2人以上を令和8（2026）年度の目標値として定めます。

	第6期計画		第7期計画		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (年度末見込み)
一般就労 移行者数(人)	3	2	3	2	3

	令和5年度 (第6期目標値)	令和5年度 (年度末見込み/達成率)	令和8年度 (第7期目標値)
福祉施設から 一般就労する人数	6人以上	3人(50.0%)	4人以上

【就労移行支援、就労継続支援 A 型及び B 型利用者の一般就労への移行者数】

	令和 5 年度 (年度末見込み)	令和 8 年度 (第 7 期目標値)
就労移行支援利用者	1人	2人以上
就労継続支援 A 型利用者	1人	2人以上
就労継続支援 B 型利用者	1人	2人以上

(2) 就労定着支援事業の利用者数

【国の基本指針】 就労定着支援事業の利用者数	
第 6 期計画	令和 5 年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数のうち 7 割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。
第 7 期計画	就労定着支援事業の利用者数について、令和 8 年度の利用者数を令和 3 年度実績の 1.41 倍以上とすることを基本とする。

【本市における目標値】

国の目標に準じ、令和 3（2021）年度における就労移行支援等を通じた一般就労への移行者数 4 人のうち 1.41 倍となる 6 人が就労定着支援事業を利用することを令和 8（2026）年度の目標値として定めます。

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度 (年度末見込み)
就労定着支援 利用者数 (人)	4	1	2

【就労定着支援利用者の一般就労への移行者数】

	令和 5 年度 (年度末見込み)	令和 8 年度 (第 7 期目標値)
就労定着支援利用者 (人)	2人	6人以上

(3) 就労定着支援事業の就労定着率

【国の基本指針】 就労定着率が8割以上の事業所	
第6期計画	就労定着支援事業所のうち就労定着率8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。
第7期計画	就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とする。

【本市における目標値】

本計画では、国の目標に準じ就労定着支援事業所について、就労定着率7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを令和8(2026)年度の目標値として定めます。

4 相談支援体制の充実・強化等

(1) 地域の相談支援体制の強化

【国の基本指針】 相談支援体制の充実・強化に向けた体制の確保	
第6期計画	令和5年度末までに各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。
第7期計画	令和8年度末までに各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。

【本市における目標値】

総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化として、平成24(2012)年10月から相談支援の中核機関である基幹相談支援センターを設置しています。今後も継続して相談支援機能の強化等を図っていきます。

	令和5年度 (年度末見込み)	令和8年度 (第7期目標値)
障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を実施する体制	1か所	1か所

(2) 個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善（新規）

【国の基本指針】 個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善	
第7期計画	地域づくりに向けた協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等に取り組み、これらを行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする。

【本市における目標値】

国の目標に準じ、強度行動障害を有する者に関して、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行い、取組に必要な協議会の体制の確保を進めます。

	令和5年度 (現状値)	令和8年度 (第7期目標値)
地域のサービス基盤の 開発・改善	未整備	整備

5 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

【国の基本指針】 障害福祉サービスの質の向上を図るための体制構築	
第6期計画	令和5年度までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。
第7期計画	障害者自立支援給付審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制を構築することを基本とする。

【本市における目標値】

国の目標に準じ、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を共有する等、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを目標として定めます。

第2章 障害福祉サービスの見込量及び確保方策

1 訪問系サービス

(1) 居宅介護

障害のある人などの居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事の介護、調理、掃除、洗濯等の援助を行います。

(2) 重度訪問介護

重度の肢体不自由又は重度の知的障害若しくは精神障害があり常に介護が必要な人の居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事の介護、調理、掃除、洗濯等の援助や外出時における移動中の介護等を総合的に行います。

(3) 同行援護

視覚障害により移動に著しい困難を有する人の外出時に同行し、移動を援護するとともに必要な情報提供を行います。

(4) 行動援護

知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害があり、常時介護を必要とする人が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護や外出時における移動中の介護支援、外出支援を行います。

(5) 重度障害者等包括支援

常時介護を要する障害があり、その介護の必要度が著しく高い人に対してサービス利用計画に基づき居宅介護等の複数のサービスを包括的に行います。

【訪問系サービスの実績】

サービス種別		令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		見込量	実績	実績対比	見込量	実績	実績対比	見込量	実績	実績対比
居宅介護	実利用人数(人)	130	124	95.4%	130	133	102.3%	130	129	99.2%
	利用時間(時間)	1,720	1,584	92.1%	1,720	1,753	101.9%	1,720	1,675	97.4%
重度訪問介護	実利用人数(人)	2	1	50.0%	2	1	50.0%	2	2	100.0%
	利用時間(時間)	300	76	25.3%	300	16	5.3%	300	754	251.3%
同行援護	実利用人数(人)	10	12	120.0%	10	11	110.0%	10	8	80.0%
	利用時間(時間)	95	121	127.4%	95	113	118.9%	95	94	98.9%
行動援護	実利用人数(人)	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%
	利用時間(時間)	4	0	0.0%	4	0	0.0%	4	0	0.0%
重度障害者等 包括支援	実利用人数(人)	0	0	-	0	0	-	0	0	-
	利用時間(時間)	0	0	-	0	0	-	0	0	-

(令和3年度、令和4年度は12月実績、令和5年度は6月実績)

【見込量設定の考え方】

現在の各訪問系サービス、その他の利用者数を基礎とし、利用時間の伸びや新たな利用者を勘案して利用者数を見込みます。

サービス種別		令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	実利用人数(人)	140	145	150
	利用時間(時間)	1,840	1,900	1,970
重度訪問介護	実利用人数(人)	4	4	4
	利用時間(時間)	1,000	1,000	1,000
同行援護	実利用人数(人)	10	10	10
	利用時間(時間)	95	95	95
行動援護	実利用人数(人)	1	1	1
	利用時間(時間)	4	4	4
重度障害者等 包括支援	実利用人数(人)	0	0	0
	利用時間(時間)	0	0	0

(月間)

【見込量確保のための方策】

- ・ 障害に応じて必要な居宅サービスを適切に利用できるよう、利用者のニーズに対応できる体制の整備を図ります。
- ・ 訪問系サービスについては、障害のある人が地域生活を支えるうえで中心的役割を果たすことから、多様な事業者の参入を促進しサービス提供体制の確保に取り組みます。

2 日中活動系サービス

(1) 生活介護

常に介護を必要とする人に、日中に施設で入浴、食事の介護や日常生活上の支援を行うとともに、創造的活動又は生活活動の機会を提供します。

(2) 自立訓練（機能訓練）

身体障害のある人が地域生活を営むうえで、身体機能、生活能力の維持・向上のため一定期間、身体機能のリハビリテーションや歩行訓練等を行います。

(3) 自立訓練（生活訓練）

知的障害のある人や精神障害のある人が地域生活を営むうえで、生活能力の維持・向上などのため一定期間、食事等日常生活能力を向上するための訓練を行います。

(4) 就労選択支援（新規）

障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。

(5) 就労移行支援

一般就労等を希望する65歳未満の障害のある人が、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。

(6) 就労継続支援（A型）

事業所内において雇用契約に基づく働く場を提供し、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うとともに、一般就労への移行に向けた支援も行います。

(7) 就労継続支援（B型）

一般企業や就労継続支援事業（A型）での就労経験があつて、年齢や体力の面で就労が困難となった人などに雇用契約に基づかない働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

(8) 就労定着支援

就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事務所・家族との連絡調整等の支援を行います。

(9) 療養介護

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関において医学的管理の下に食事、入浴等の介護及び日常生活上の相談支援等を行います。

(10) 短期入所

自宅において、障害のある人の介護をする人が病気等の場合に、短期間（夜間も含め）施設で入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の支援等を行います。

【日中活動系サービスの実績】

サービス種別		令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		見込量	実績	実績対比	見込量	実績	実績対比	見込量	実績	実績対比
生活介護	実利用人数(人)	315	317	100.6%	315	331	105.1%	315	325	103.2%
	利用時間(時間)	6,020	6,244	103.7%	6,020	6,070	100.8%	6,080	6,420	105.6%
自立訓練 (機能訓練)	実利用人数(人)	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%
	利用時間(時間)	20	0	0.0%	20	0	0.0%	20	0	0.0%
自立訓練 (生活訓練) 宿泊型を含む	実利用人数(人)	3	7	233.3%	3	7	233.3%	3	5	166.7%
	利用時間(時間)	70	158	225.7%	70	118	168.6%	70	61	87.1%
就労移行支援 養成施設を含む	実利用人数(人)	11	6	54.5%	11	7	63.6%	11	9	81.8%
	利用時間(時間)	175	106	60.6%	175	134	76.6%	175	182	104.0%
就労継続支援 (A型)	実利用人数(人)	75	64	85.3%	75	53	70.7%	80	51	63.8%
	利用時間(時間)	1,470	1,308	89.0%	1,470	1,042	70.9%	1,570	1,116	71.1%
就労継続支援 (B型)	実利用人数(人)	390	379	97.2%	390	406	104.1%	395	419	106.1%
	利用時間(時間)	6,700	6,579	98.2%	6,730	6,762	100.5%	6,760	7,213	106.7%
就労定着支援	実利用人数(人)	5	4	80.0%	5	1	20.0%	5	2	40.0%
療養介護	実利用人数(人)	22	23	104.5%	22	24	109.1%	22	24	109.1%
短期入所 (福祉型・ 医療型)	実利用人数(人)	24	14	58.3%	24	11	45.8%	24	21	87.5%
	利用時間(時間)	150	96	64.0%	150	69	46.0%	150	128	85.3%

(令和3年度、令和4年度は12月実績、令和5年度は6月実績)

【見込量設定の考え方】

現在の各日中活動系サービスの利用者数を基礎とし、新たな利用者や施設の増加を勘案して利用者数等を見込みます。

サービス種別		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
生活介護	実利用人数（人）	330	330	330
	利用時間（時間）	6,400	6,400	6,400
自立訓練（機能訓練）	実利用人数（人）	1	1	1
	利用時間（時間）	20	20	20
自立訓練（生活訓練） 宿泊型を含む	実利用人数（人）	7	7	7
	利用時間（時間）	120	120	120
就労選択支援※	実利用人数（人）	-	1	5
	利用時間（時間）	-	5	25
就労移行支援 養成施設を含む	実利用人数（人）	12	12	12
	利用時間（時間）	200	200	200
就労継続支援 （A型）	実利用人数（人）	80	85	90
	利用時間（時間）	1,570	1,670	1,770
就労継続支援 （B型）	実利用人数（人）	420	425	430
	利用時間（時間）	7,230	7,320	7,400
就労定着支援	実利用人数（人）	5	5	5
療養介護	実利用人数（人）	25	28	30
短期入所 （福祉型・医療型）	実利用人数（人）	30	30	30
	利用時間（時間）	190	190	190

（月間）

※就労選択支援は令和7年10月1日より施行

【見込量確保のための方策】

- 障害のある人の自立と社会参加の促進を図るため、利用者の多様なニーズに対応できる日中活動系サービスの整備を図ります。
- 就労移行支援、就労継続支援等のサービスについては、利用者の意向や障害の状況に応じた適切な支援が行えるようサービス提供事業者の確保に取り組みます。

3 居住系サービス

(1) 自立生活援助

施設入所支援や共同生活援助を利用していた者等を対象とし、定期的な巡回訪問や、随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。

(2) 共同生活援助（グループホーム）

一人暮らしをするには不安のある障害のある人に対して、地域において自立した日常生活を営むために、グループホームで日常生活上の相談や援助を行います。

(3) 施設入所支援

生活介護、自立訓練、就労移行支援等のサービスを受ける人に日中活動と併せて入所施設において、夜間や休日に入浴や排せつ、食事の介助を行います。

【居住系サービスの実績】

サービス種別		令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		見込量	実績	実績対比	見込量	実績	実績対比	見込量	実績	実績対比
自立生活援助	実利用人数(人)	5	0	0.0%	5	0	0.0%	5	0	0.0%
共同生活援助	実利用人数(人)	150	156	104.0%	150	159	106.0%	150	155	103.3%
施設入所支援	実利用人数(人)	195	187	95.9%	195	194	99.5%	195	192	98.5%
精神障害がある人の自立生活援助	実利用人数(人)	3	0	0.0%	3	0	0.0%	3	0	0.0%
精神障害がある人の共同生活援助	実利用人数(人)	63	59	93.7%	64	61	95.3%	65	59	90.8%
設置箇所数	設置箇所数(箇所)	1	1	100.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%
コーディネーター配置人数	配置人数(人)	-	1	-	-	1	-	-	1	-
検証及び検討の実施回数	回数(回)	-	2	-	-	2	-	-	2	-

(各年度9月分実績)

【見込量設定の考え方】

現在の各居住系サービスや施設入所者の地域生活への移行の数値目標、新たな利用者を勘案して利用者数を見込みます。

サービス種別		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
自立生活援助	実利用人数(人)	5	5	5
共同生活援助	実利用人数(人)	155	160	160
施設入所支援	実利用人数(人)	195	195	195
精神障害がある人の自立生活援助	実利用人数(人)	3	3	3
精神障害がある人の共同生活援助	実利用人数(人)	70	70	70
設置箇所数	設置箇所数(箇所)	1	1	1
コーディネーター配置人数	配置人数(人)	1	1	1
検証及び検討の実施回数	回数(回)	3	3	3

(月間)

【見込量確保のための方策】

- 地域における居住の場としてのグループホーム等の充実を図るとともに、施設入所から地域生活への移行を進めます。

4 相談支援サービス

(1) 計画相談支援

障害福祉サービスを適切に利用できるよう、心身の状況やおかれている環境、障害福祉サービスの利用に関する意向、その他の事情等を勘案したサービス等利用計画の作成やサービス等利用計画の見直し等の便宜を供与するサービスです。

(2) 地域移行支援

施設入所や入院から地域での生活に移行するための、住居の確保や新生活の準備等、退所（退院）後の生活を支えるサポート体制の確保について支援を行います。

(3) 地域定着支援

居宅において単身で生活している人や同居している家族による支援を受けられない障害のある人に対して、障害特性に起因して生じた緊急（夜間等を含む）の事態における連絡、相談等の必要なサポート体制の確保について支援を行います。

【相談支援サービスの実績】

サービス種別		令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		見込量	実績	実績対比	見込量	実績	実績対比	見込量	実績	実績対比
計画相談支援	実利用人数(人)	210	227	108.1%	210	221	105.2%	210	236	112.4%
地域移行支援	実利用人数(人)	5	0	0.0%	5	0	0.0%	5	1	20.0%
地域定着支援	実利用人数(人)	8	6	75.0%	9	14	155.6%	10	13	130.0%
精神障害がある人の地域移行支援	実利用人数(人)	2	0	0.0%	2	5	250.0%	2	5	250.0%
精神障害がある人の地域定着支援	実利用人数(人)	7	6	85.7%	8	19	237.5%	9	22	244.4%

(令和3年度、令和4年度は12月実績、令和5年度は6月実績)

【見込量設定の考え方】

現在の各相談支援サービスの利用者数を基礎とし、新たな利用者数を勘案して利用者数を見込みます。

サービス種別		令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	実利用人数(人)	240	250	260
地域移行支援	実利用人数(人)	10	10	10
地域定着支援	実利用人数(人)	31	34	37
精神障害がある人の地域移行支援	実利用人数(人)	5	5	5
精神障害がある人の地域定着支援	実利用人数(人)	18	20	22

(月間)

【見込量確保のための方策】

- 各事業所の相談支援専門員の増員を促し、障害福祉サービスの円滑な提供ができるよう相談支援体制の充実・強化に努めます。
- 入所施設や病院等に入所・入院している人の地域生活移行を進め、安心して暮らせる環境を整えるために、地域相談支援体制の充実を図ります。

5 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

(1) 保健、医療及び福祉関係者による協議の場

保健、医療及び福祉関係者による協議の場の設置については、令和2（2020）年度に設置しており今後は協議の場の活性化に向けた取組を行います。

【保健、医療及び福祉関係者による協議の場の実績】

	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
	見込量	実績	実績対比	見込量	実績	実績対比	見込量	実績	実績対比
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数（回）	2	2	100.0%	2	2	100.0%	2	4	100.0%
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数（人）	10	18	180.0%	10	20	200.0%	10	35	240.0%
保健、医療及び福祉関係者による協議の場での目標設定及び評価の実施回数（回）	2	2	100.0%	2	2	100.0%	2	2	100.0%

（令和3年度、令和4年度は12月実績、令和5年度は6月実績）

【見込量設定の考え方】

保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を整備するために必要となる開催回数、参加者数、目標設定及び評価の実施回数について見込みます。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数（回）	5	5	5
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数（人）	80	80	80
保健、医療及び福祉関係者による協議の場での目標設定及び評価の実施回数（回）	2	2	2

【見込量確保のための方策】

- 保健、医療及び福祉関係者による協議の場を確保し、精神障害のある人が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、重層的な連携による支援体制の整備に取り組みます。
- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業の実施については、保健、医療及び福祉関係者による協議の場を中心に取組を推進していきます。

6 発達障害のある人に対する支援

発達障害のある人の早期発見・早期支援には、発達障害のある人及びその家族等への支援が重要であるため、保護者等が発達障害の特性を理解し必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるペアレントトレーニングやペアレントプログラムなどの発達障害のある人に対する支援体制の充実を図る取組を行います。

【発達障害のある人に対する支援の実績】

	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
	見込量	実績	実績対比	見込量	実績	実績対比	見込量	実績	実績対比
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数(人)	15	0	0.0%	15	16	106.7%	15	11	73.3%
ペアレントメンターの人数(人)	2	0	0.0%	2	1	50.0%	2	1	50.0%
ピアサポートの活動への参加人数(人)	15	0	0.0%	15	0	0.0%	15	0	0.0%

(令和3年度、令和4年度は12月実績、令和5年度は6月実績)

【見込量設定の考え方】

現状のペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施状況及び発達障害者等の数を勘案して、受講者数を見込みます。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数(人)	15	15	15
ペアレントメンターの人数(人)	1	1	1
ピアサポートの活動への参加人数(人)	2	2	2

【見込量確保のための方策】

- ・県や津山地域自立支援協議会等と連携し、支援プログラム等の情報収集及び提供を行っていきます。
- ・発達障害のある人及びその家族等に対して、支援プログラム等への受講・参加を促します。

7 地域の相談支援体制の充実・強化

障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保する取組を行います。

【地域の相談支援体制の充実・強化の実績】

	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
	見込量	実績	実績対比	見込量	実績	実績対比	見込量	実績	実績対比
地域の相談支援事業者への訪問等による専門的な指導・助言件数 (実地指導等の件数)	5	9	180.0%	5	5	100.0%	5	0	0.0%
地域の相談支援事業者の 人材育成の支援件数 (相談支援専門員への研修回数)	4	4	100.0%	4	4	100.0%	4	0	0.0%
地域の相談機関との連携強化の 取組の実施回数 (支援部会・情報交換会等の回数)	15	11	73.3%	15	10	66.7%	15	2	13.3%

(令和3年度、令和4年度は12月実績、令和5年度は6月実績)

【見込量設定の考え方】

津山地域障害者基幹相談支援センターが行う指導・助言及び人材育成等の取組状況を基礎とし、支援件数等を見込みます。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域の相談支援事業者への訪問等による専門的な指導・助言件数 (実地指導等の件数)	5	5	5
地域の相談支援事業者の 人材育成の支援件数 (相談支援専門員への研修回数)	4	4	4
地域の相談機関との連携強化の 取組の実施回数 (支援部会・情報交換会等の回数)	12	12	12

【見込量確保のための方策】

- ・津山地域障害者基幹相談支援センターが行う各種取組を検証・評価し、各事業所へのバックアップを含め相談支援体制の充実・強化に向けた取組を行います。

8 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築するための取組を行います。

【障害福祉サービスの質を向上させるための取組の実績】

	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
	見込量	実績	実績対比	見込量	実績	実績対比	見込量	実績	実績対比
都道府県等が実施する各種研修への職員の参加人数（人）	10	3	30.0%	10	4	40.0%	10	7	70.0%
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を事業所や関係自治体と共有する回数（回）	12	12	100.0%	12	12	100.0%	12	12	100.0%

（令和3年度、令和4年度は12月実績、令和5年度は6月実績）

【見込量設定の考え方】

都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数を見込みます。障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を、事業所等と共有する回数を見込みます。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
都道府県等が実施する各種研修への職員の参加人数（人）	5	5	5
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を事業所や関係自治体と共有する回数（回）	12	12	12

【見込量確保のための方策】

- 都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修に、職員の積極的な参加を図ります。
- 障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析して、その結果を事業所や関係自治体等と共有し、事務の効率化・負担軽減を図ります。

第3章 地域生活支援事業の見込量及び確保方策

「障害者総合支援法」において地域の特性や利用者の状況に応じて自治体の判断で柔軟に実施する事業として、地域生活支援事業を実施し障害のある人の生活を支援しています。

現状の各サービス利用者数及びニーズ等を勘案し、サービス量、サービス提供体制等を見込みます。

1 必須事業

(1) 理解促進研修・啓発事業

障害のある人が日常生活及び社会生活をするうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対し障害のある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動等を行います。

【理解促進研修・啓発事業の実績】

サービス種別		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

【サービスの見込量】

サービス種別		令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有

(2) 自発的活動支援事業

障害のある人、その家族、地域住民等が地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動等）を支援します。

【自発的活動支援事業の実績】

サービス種別		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

【サービスの見込量】

サービス種別		令和6年度	令和7年度	令和8年度
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有

(3) 相談支援事業

① 障害者相談支援事業

障害のある人からの福祉に関する各種の問題等の相談に応じ、必要な情報の提供、助言、その他の障害福祉サービスの利用支援を行います。

また、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、権利擁護のために必要な援助を行います。

② 基幹相談支援センター

支援困難事例への専門的な対応、相談支援事業者への助言や人材育成の支援など、地域における相談支援の中核機関としての役割を担います。

③ 基幹相談支援センター等機能強化事業

基幹相談支援センターに特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置し、相談支援体制の強化や地域移行・地域定着に向けた取組を行います。

【相談支援事業の実績】

サービス種別		令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		見込量	実績	実績対比	見込量	実績	実績対比	見込量	実績	実績対比
障害者相談支援事業	箇所	3	3	100.0%	3	3	100.0%	3	3	100.0%
	相談件数(件)	15,000	16,617	110.8%	15,000	16,436	109.6%	15,000	4,565	30.4%
基幹相談支援センター	設置の有無	有	有	有	有	有	有	有	有	有
基幹相談支援センター等強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有	有	有	有

(令和3年度、令和4年度は12月実績、令和5年度は6月実績)

【サービスの見込量】

サービス種別		令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者相談支援事業	箇所	3	3	3
	相談件数(件)	16,000	16,000	16,000
基幹相談支援センター	設置の有無	有	有	有
基幹相談支援センター等強化事業	実施の有無	有	有	有

(4) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用に要する費用のうち、申し立てに要する経費及び後見人等の報酬等の全部又は一部を補助し、障害者の権利擁護を図ります。

【成年後見制度利用支援事業の実績】

サービス種別		令和3年度	令和4年度	令和5年度
		実績	実績	実績 (年度末見込み)
成年後見制度利用支援事業	実利用者(人)	23	23	23

【サービスの見込量】

サービス種別		令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業	実利用者(人)	25	25	25

(5) 意思疎通支援事業

①手話通訳者・要約筆記者派遣事業

聴覚障害のある人が手話通訳・要約筆記を必要とする場合に、手話通訳者又は要約筆記者を派遣します。

②手話通訳者設置事業

聴覚障害のある人の相談・支援体制を充実するため、市役所、相談所等に手話通訳者を設置します。

【意思疎通支援事業の実績】

サービス種別		令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		見込量	実績	実績対比	見込量	実績	実績対比	見込量	実績 (年度末 見込み)	実績対比
手話通訳者・要約 筆記者派遣事業	人/月	10	3	30.0%	10	3	30.0%	10	5	50.0%
手話通訳者 設置事業	設置者数 (非常勤)	非常勤 2名	非常勤 2名	100.0%	非常勤 2名	非常勤 2名	100.0%	非常勤 2名	非常勤 1名	50.0%

【サービスの見込量】

サービス種別		令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者・要約 筆記者派遣事業	人/月	10	10	10
手話通訳者 設置事業	設置者数 (非常勤)	2	2	2

(6) 日常生活用具給付等事業

重度の障害のある人に対し障害の種類、程度等に応じた自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与します。

【日常生活用具給付等事業の実績】

サービス種別		令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		見込量	実績	実績対比	見込量	実績	実績対比	見込量	実績 (見込み)	実績対比
介護訓練支援用具	件/年	10	6	60.0%	10	10	100.0%	10	8	80.0%
自立生活支援用具	件/年	15	7	46.7%	15	9	60.0%	15	7	46.7%
在宅療養等支援用具	件/年	15	17	113.3%	15	12	80.0%	15	11	73.3%
情報・ 意思疎通支援用具	件/年	20	39	195.0%	20	54	270.0%	20	34	170.0%
排せつ管理支援用具	件/年	2,200	2,298	104.5%	2,250	2,292	101.9%	2,300	2,230	97.0%
居宅生活動作補助 用具（住宅改修費）	件/年	5	2	40.0%	5	2	40.0%	5	2	40.0%

【サービスの見込量】

サービス種別		令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護訓練支援用具	件/年	10	10	10
自立生活支援用具	件/年	15	15	15
在宅療養等支援用具	件/年	15	15	15
情報・ 意思疎通支援用具	件/年	40	40	40
排せつ管理支援用具	件/年	2,400	2,400	2,400
居宅生活動作補助 用具（住宅改修費）	件/年	5	5	5

(7) 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障害のある人、音声言語機能障害のある人のコミュニケーションの円滑化の手段としての手話の技術等の指導を行い、手話奉仕員を養成します。

【手話奉仕員養成研修事業の実績】

サービス種別		令和3年度	令和4年度	令和5年度
		実績	実績	実績 (年度末見込み)
手話奉仕員養成 研修事業	登録見込み 者数（人）	6	5	5

【サービスの見込量】

サービス種別		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
手話奉仕員養成 研修事業	登録見込み 者数（人）	7	7	7

（８）移動支援事業

屋外での移動が困難な障害のある人等に対し、地域における自立生活や社会参加を促進するために外出のための支援を行います。

【移動支援事業の実績】

サービス種別		令和 3 年度			令和 4 年度			令和 5 年度		
		見込量	実績	実績対比	見込量	実績	実績対比	見込量	実績 (年度末 見込み)	実績対比
移動 支援事業	箇所	12	12	100.0%	12	13	108.3%	12	11	91.7%
	人/月	40	26	65.0%	40	30	75.0%	40	26	65.0%
	時間/月	250	195	78.0%	250	200	80.0%	250	194	77.6%

【サービスの見込量】

サービス種別		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
移動支援事業	箇所	13	13	13
	人/月	30	30	30
	時間/月	200	200	200

（９）地域活動支援センター

創作的活動若しくは生産活動の機会又は機能訓練その他のサービスを提供することにより、障害のある人の地域での自立した生活及び社会参加を促すことを目的としてサービスを提供します。

【地域活動支援センターの実績】

サービス種別		令和 3 年度			令和 4 年度			令和 5 年度		
		見込量	実績	実績対比	見込量	実績	実績対比	見込量	実績 (年度末 見込み)	実績対比
地域活動支援 センター I 型	箇所	1	1	100.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%
	人/月	190	117	61.6%	190	114	60.0%	190	133	70.0%

【サービスの見込量】

サービス種別		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
地域活動支援センター I 型	箇所	1	1	1
	人/月	150	150	150

【見込量確保のための方策】

- ・「社会的障壁」を除去するために、障害及び障害のある人への理解を深めるための啓発活動を実施します。
- ・障害のある人、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援します。
- ・障害者相談支援事業所の周知活動を進めるとともに、基幹相談支援センターを拠点とし専門的な指導・助言、情報収集及び提供、人材の育成等の相談支援体制の充実を図ります。
- ・障害のある人の権利擁護のために成年後見制度の周知や利用の促進を図り、日常生活で必要となる日常生活用具給付事業の給付対象品目の調査、情報提供を行います。

2 その他の事業

【その他の事業の実績】

サービス種別		令和 3 年度			令和 4 年度			令和 5 年度			
		見込量	実績	実績対比	見込量	実績	実績対比	見込量	実績 (年度末 見込み)	実績対比	
日中一時支援事業	箇所	16	18	112.5%	16	18	112.5%	16	19	118.8%	
	人/月	90	67	74.4%	90	62	68.9%	90	61	67.8%	
社会参加促進事業	スポーツ・レクリエーション教室開催等	回	1	0	0.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%
	点字・声の広報等発行等	種類	2	2	100.0%	2	2	100.0%	2	2	100.0%
	奉仕員養成研修	講座	5	5	100.0%	5	5	100.0%	5	5	100.0%
	自動車運転免許取得・改造助成事業	件/年	4	0	0.0%	4	2	50.0%	4	1	25.0%
	移送サービス	箇所	1	1	100.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%
		人/年	180	131	72.8%	180	140	77.8%	180	130	72.2%
盲導犬育成助成事業	件/年	1	1	100.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%	

【サービスの見込量】

サービス種別		令和6年度	令和7年度	令和8年度	
日中一時支援事業	箇所	19	19	19	
	人/月	80	80	80	
社会参加促進事業	スポーツ・レクリエーション教室開催等	回	1	1	
	点字・声の広報等発行等	種類	2	2	
	奉仕員養成研修	講座	5	5	
	自動車運転免許取得・改造助成事業	件/年	4	4	
	移送サービス	箇所	1	1	1
		人/年	180	180	180
盲導犬育成助成事業	件/年	1	1	1	

【見込量確保のための方策】

- 日中一時支援事業は、介護をしている家族の負担軽減、家族の就労支援、障害のある人の日中活動の場の確保等を見込み、今後も継続的に実施します。
- スポーツやレクリエーション活動を通じて障害のある人の体力増進や交流を促進し、文字による情報入手が困難な障害のある人に音訳した広報紙を定期的に提供します。

第4編 障害児福祉計画

第1章 成果目標

1 障害児通所支援等の地域支援体制の整備

(1) 児童発達支援センターの設置

【国の基本指針】児童発達支援センター	
第2期計画	令和5年度末までに、各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上設置する。
第3期計画	令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。

【本市における目標値】

既に児童発達支援センターを1か所設置しており、今後も現在の体制を継続します。

	令和5年度 (現状値)	令和8年度 (第3期目標値)
児童発達支援センター	1か所	1か所

(令和5年度は令和5年6月1日現在)

(2) 児童発達支援事業所（重心事業所等除く）の設置（新規）

【国の基本指針】 児童発達支援事業所（重心事業所等除く）の設置	
第3期計画	障害児通所支援等における障害児及びその家族に対する支援について、障害児の障害種別や年齢別等のニーズに応じて身近な場所で提供できるよう、地域における支援体制の整備することを基本とする。

【本市における目標値】

国の目標に準じ、障害児通所支援等における障害児及びその家族に対する支援について、障害児の障害種別や年齢別等のニーズに応じて身近な場所で提供できるよう、地域における支援体制の整備が必要です。

	令和5年度 (現状値)	令和8年度 (第3期目標値)
児童発達支援事業所の設置	9か所	10か所

(令和5年度は令和5年6月1日現在)

(3) 保育所等訪問支援体制の構築

【国の基本指針】 保育所等訪問支援	
第2期計画	令和5年度末までに全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。
第3期計画	令和8年度末までに全ての市町村において、児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。

【本市における目標値】

既に保育所等訪問支援を実施する事業所を1か所設置しており、今後も現在の体制を継続します。

	令和5年度 (現状値)	令和8年度 (第3期目標値)
保育所等訪問支援を実施する事業所	1か所	1か所

(令和5年度は令和5年6月1日現在)

(4) 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

【国の基本指針】重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所	
第2期計画	令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上確保する。
第3期計画	令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。

【本市における目標値】

国の目標に準じ、令和8（2026）年度末までに主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所と放課後等デイサービス事業所をそれぞれ1か所整備することを目標とします。

	令和5年度 (現状値)	令和8年度 (第3期目標値)
児童発達支援事業所	0か所	1か所
放課後等デイサービス 事業所	1か所	1か所

(令和5年度は令和5年6月1日現在)

(5) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

【国の基本指針】 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置	
第2期計画	令和5年度末までに保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。※圏域での確保も可
第3期計画	令和8年度末までに県、県北及び各市町において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

【本市における目標値】

既に保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置しており、今後も現在の体制を継続します。

また、国の目標に準じ、医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターを令和5（2023）年度に1人配置しており、今後も現在の体制を継続します。

	令和5年度 (現状値)	令和8年度 (第3期目標値)
協議の場の設置	1か所	1か所
医療的ケア児に対する コーディネーターの配置	0人	1人

(令和5年度は令和5年6月1日現在)

第2章 障害のある子どもに関するサービス

1 障害児通所支援サービス

(1) 児童発達支援

事業所等に通わせて、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。

(2) 医療型児童発達支援

児童発達支援のサービスに加え、治療（理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援）を行います。

(3) 放課後等デイサービス

放課後や夏休みなどの長期休暇中に、事業所等に通い、生活能力向上のための訓練や社会との交流体験等を行います。

(4) 保育所等訪問支援

児童が通っている保育所等に、専門知識のある職員が訪問し、集団生活に適応するための専門的な支援を行います。

(5) 居宅訪問型児童発達支援

重度の障害等の状態にあり、障害児通所支援を利用するために外出することが困難な子どもに発達支援が提供できるよう障害のある子どもの居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与などの支援を行います。

【サービスの実績】

サービス種別		令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		見込量	実績	実績対比	見込量	実績	実績対比	見込量	実績	実績対比
児童発達支援	実利用人数(人)	200	211	105.5%	210	212	101.0%	220	184	83.6%
	利用時間(時間)	830	883	106.4%	870	834	95.9%	910	947	104.1%
医療型児童発達支援	実利用人数(人)	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%
	利用時間(時間)	25	0	0.0%	25	0	0.0%	25	0	0.0%
放課後等デイサービス	実利用人数(人)	240	275	114.6%	250	302	120.8%	260	309	118.8%
	利用時間(時間)	2,900	3,373	116.3%	3,020	3,269	108.2%	3,140	3,618	115.2%
保育所等訪問支援	実利用人数(人)	6	0	0.0%	6	0	0.0%	6	2	33.3%
	利用時間(時間)	6	0	0.0%	6	0	0.0%	6	4	66.7%
居宅訪問型児童発達支援	実利用人数(人)	2	0	0.0%	2	1	50.0%	2	1	50.0%
	利用時間(時間)	10	0	0.0%	10	2	20.0%	10	3	30.0%

(令和3年度、令和4年度は12月実績、令和5年度は6月実績)

【見込量設定の考え方】

現在の障害児通所支援の利用者数を基礎とし、新たな利用者や施設の増加を勘案して利用者数を見込みます。

サービス種別		令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	実利用人数(人)	220	220	220
	利用時間(時間)	910	910	910
医療型児童発達支援	実利用人数(人)	0	0	0
	利用時間(時間)	0	0	0
放課後等デイサービス	実利用人数(人)	320	340	360
	利用時間(時間)	3,750	3,980	4,220
保育所等訪問支援	実利用人数(人)	20	20	20
	利用時間(時間)	40	40	40
居宅訪問型児童発達支援	実利用人数(人)	2	2	2
	利用時間(時間)	10	10	10

(月間)

【見込量確保のための方策】

- ・利用者の意向や障害の状況に応じて適切に支援できるよう、各障害児通所支援の整備に努めます。
- ・サービス提供事業者に対し、障害の特性や障害児支援の知識を有する指導員等の確保・養成を促し、サービスの充実を図ります。
- ・発達支援を必要とする障害のある子どものニーズに的確に対応できるよう、関係機関等との連携を図ります。

2 相談支援サービス

(1) 障害児相談支援

障害児通所支援サービスを適切に利用できるよう、ケアマネジメントによるきめ細かな支援を行います。障害のある子どもの抱える課題等を勘案し、障害児支援利用計画の作成及び見直しを行います。

【サービスの実績】

サービス種別		令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		見込量	実績	実績対比	見込量	実績	実績対比	見込量	実績	実績対比
障害児 相談支援	実利用人数(人)	100	69	69.0%	110	78	70.9%	120	139	115.8%

(令和3年度、令和4年度は12月実績、令和5年度は6月実績)

【見込量設定の考え方】

現在の障害児相談支援のサービス利用状況(支給量)と、新たな利用者を勘案して利用者数を見込みます。

サービス種別		令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害児 相談支援	実利用人数(人)	150	160	170

(月間)

資料編

1 令和5年度版 発達障害児者に係るライフステージ別相談・支援体制図 《津山市》

(令和6年3月8日現在)

ライフステージ	機関	津山市					関係機関													
		保健（健康増進課）			児童福祉		教育（学校教育課・次世代育成課）	福祉（障害福祉課・自立相談支援センター）	県（保健福祉） 美作県民局 美作保健所	教育	福祉	医療	労働	その他						
		一次予防	二次予防（早期発見）	三次予防（リハビリテーション）	（こども子育て相談室）	（こども保育課・子育て推進課）														
妊婦期	母子手帳交付	妊婦健康診査（医療機関）																		
新生児期	家庭訪問・園訪問	妊婦教室 はっぴー子育て教室	妊婦歯科検診																	
乳児期	育児相談 伴走型相談支援	乳児健診																		
幼児期	子育て世代包括支援センター（相談・支援コーディネーター）	1歳6ヶ月児健診 2歳児歯科検診 3歳児健診 5歳児健康調査事業	ことばの相談・発達相談 津山市療育センター事業（療育相談・巡回相談）	児童発達支援事業所（てけてけ）	児童相談（こども家庭総合支援拠点）	シヨートステイ事業	児童手当・子ども医療費の手続き	保育園 認定こども園 障害児保育事業実施	《北小学校》通級指導教室 《西小学校》通級指導教室	《教委主催の研修》 ・特別支援教育コーディネーター研修（年3回） ・学校支援員（SH）等研修会等	《教委関係事業》 ・特別支援教育ナビゲーターの配置 ・SCの配置 ・SSWの派遣 ・登校支援員の配置（小学校） ・教育支援カンファレンス ・アドバイザー派遣事業 * SC: スクールカウンセラー SSW: スクールソーシャルワーカー	小学校 中学校 高等学校 大学等	福祉（障害福祉課・自立相談支援センター）	県（保健福祉） 美作県民局 美作保健所	教育	福祉	医療	労働	その他	
学齢期	家庭訪問・健康相談・精神保健相談（随時）																			
青年期				しろうめ草の会																
成人期		特定健診・津山市健診																		
壮年期		がん検診																		
社年期		歯周病検診																		
老人期		高齢者健診 高齢者歯科検診																		
ライフステージ	機関	保健（健康増進課）			児童福祉		教育（学校教育課・次世代育成課）	福祉（障害福祉課・自立相談支援センター）	県（保健福祉） 美作県民局 美作保健所	教育	福祉	医療	労働	その他						
		津山市					関係機関													

2 津山市障害者施策推進審議会条例

昭和55年3月21日

津山市条例第6号

改正 昭和56年12月24日条例第30号

平成4年3月19日条例第2号

平成6年3月25日条例第5号

平成22年3月25日条例第8号

平成24年3月21日条例第7号

(目的及び設置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第36条第4項の規定に基づき、同項各号に掲げる事務を処理させるため、津山市障害者施策推進審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 審議会は、委員20人以内で組織する。

(委員)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

(1) 関係行政機関の職員

(2) 学識経験のある者

2 前項第1号の委員の任期は、当該職にある期間とする。

3 第1項第2号の委員の任期は、2年とする。ただし、同号の委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 第1項第2号の委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、環境福祉部社会福祉事務所障害福祉課において行う。

(委任)

第6条 この条例の施行について、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

付 則（昭和56年12月24日条例第30号抄）

（施行期日）

第1条 この条例は、昭和57年1月1日から施行する。

付 則（平成4年3月19日条例第2号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。

付 則（平成6年3月25日条例第5号）

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

付 則（平成22年3月25日条例第8号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成24年3月21日条例第7号）

（施行期日）

1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は規則で定める日から施行する。（平成24年6月規則第41号で、同24年7月1日から施行）

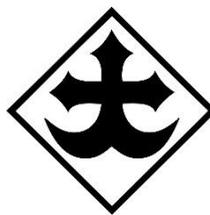
（経過措置）

2 第2条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の津山市障害者施策推進協議会条例第4条の規定により任命されている津山市障害者施策推進協議会の委員は、当該任命されている任期中に限り、第2条の規定による改正後の津山市障害者施策審議会条例第3条の規定により任命された委員とみなす。

3 津山市障害者施策推進審議会委員名簿

任期：令和4年3月1日～令和6年2月29日

所属(名称)	役職	氏名
岡山県美作県民局健康福祉部福祉振興課	課長	額田 佳克
岡山県美作保健所保健課	課長	平田 敦子
岡山県津山児童相談所子ども支援課	課長	山添 陽子
津山公共職業安定所	統括職業指導官	西村 紀子
一般財団法人 江原積善会 積善病院	理事長	江原 良貴
社会福祉法人 津山市社会福祉協議会	事務局長	井上 陽一朗
津山市民生児童委員連合協議会	副会長	安藤 嘉啓
津山市身体障害者福祉協会	運営委員	古金 広志
社会福祉法人 鶯園 障がい者支援施設 みすず荘	サービス管理責任者	杉井 将俊
津山市手をつなぐ育成会	会長	二木 幸子
社会福祉法人 津山みのり学園	常務理事	寺坂 弘昭
津山市障害福祉サービス等支援審査会	委員	奥田 直輝
特定非営利活動法人 灯心会 ワーキングメイト	管理者	藤原 寛子
美作大学 生活科学部 社会福祉学科	准教授	薬師寺 明子
津山市ボランティア交流会	会長	岡本 初子



津山市障害者計画

(第4期障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画)

令和6(2024)年3月

発行 津山市環境福祉部 障害福祉課

〒708-8501 津山市山北520

Tel 0868-32-2067

Fax 0868-32-2153